

ひと(HITO)
響きあう
宝島平戸



HITO

平戸市総合計画

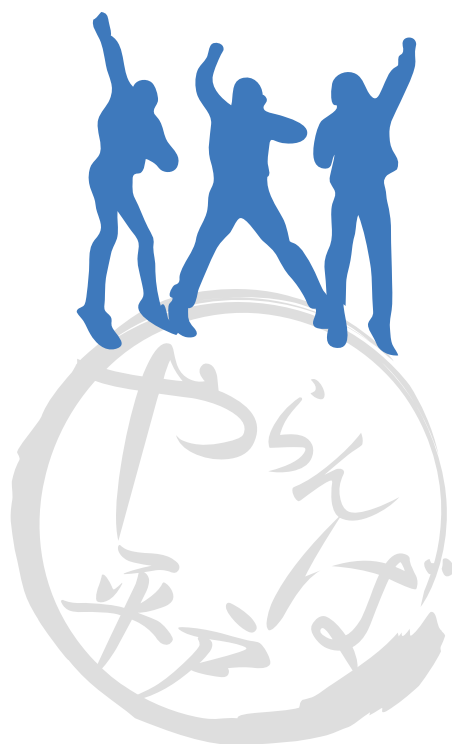
平成20年度～平成29年度
(2008年度～2017年度)



ひと（HITO）響きあう 宝島 平戸

平戸市総合計画

平成20年度～平成29年度
(2008年度～2017年度)





平戸市民憲章

平成18年5月20日

豊かな自然と歴史の中にはぐくまれ、伝統文化と歴史的遺産を大切にし、勤労を愛してきたわたくしたち平戸市民は、郷土の限りない発展と平和を願い、大きな誇りを持ってこの憲章を定めます。

- 1 かけがえのない自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、力を合わせ、明るいまちをつくりましょう。
- 1 健全な心とからだを育て、元気なまちをつくりましょう。
- 1 仕事にはげみ、常に向上心を持ち、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 教養と文化をたかめ、伸びゆくまちをつくりましょう。



市の花
[平戸つつじ]



市の木
[マキ]



市の花木
[やぶ椿]

Hirado



はじめに

平成17年10月、古代から海外に窓を開き大陸交流の玄関口として栄え、歴史的にも深いつながりがあった1市2町1村の合併が実現し、新生「平戸市」が誕生しました。

本市を取り巻く環境は、市町村合併という大きな歴史的変化に加え、景気の地域格差の拡大、少子・高齢化の進行、ライフスタイルの多様化など大きく変動しており、人口の減少、厳しい財政状況や地域コミュニティ意識の希薄化などによる地域活力の低下が懸念されています。

このような状況の中、総合的かつ計画的・効率的な行政経営を行うため、中長期的な展望に立ち、これから10年間の市政運営の指針であります「平戸市総合計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりましては、「新しいまちづくり計画（新市建設計画）」を基本とし、市民意識調査、市政懇談会または市民の意見募集の実施、小・中学生の将来像に関する作品の募集、さらには総合計画審議会委員として各種団体の代表者、一般公募の委員の皆様幅広く策定に関わっていただくなど、貴重なご意見、ご提言を可能な限り反映させました。

本計画では、『ひと（HITO）響きあう 宝島 平戸』を本市の将来像として掲げ、「ともに支えあっていく協働の精神による市民と行政が一体となったまちづくり」を基本理念として、市民と行政の協働により平戸市の限りのない発展と飛躍を目指すこととしております。

私も常に「市民のために何ができるか」を念頭に、10年後、20年後といった未来を見据え、平戸市が個性を発揮し存続し続けるために、「恵まれた自然環境」「独自の歴史・郷土文化資源」などの多彩で魅力ある地域資源を最大限活かし、合併した地域が一体感を持ってまちづくりを進め、これまで以上に活気みなぎるまちとして輝き続けられるよう、市民の皆様とともにその実現に向けて最大限の努力をいたす所存でございます。

また、これからのまちづくりは、地域社会を構成する市民、企業、団体等と行政がともに創り上げていくという「協働」の精神が不可欠であり、多くの市民の皆様のご理解とご協力を得ながら「協働によるまちづくり」にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そのために、市民一人ひとりがまちづくりの主役として輝き、すべての人が夢とゆとりをもって生き生きと暮らせるよう、「やらんば！平戸」を合言葉に、市民と行政が一体となって、まちづくりをすすめていきましょう。

本計画の策定にご尽力いただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、地域協議会委員ならびに地域審議会委員の皆様、市議会議員、各種団体の代表者及び意識調査にご協力いただいた皆様方に対し、心からお礼と感謝を申し上げますとともに、今後ともなお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年3月

平戸市長 白濱 信



CONTENTS

【目次】 平 戸 市 総 合 計 画
ひと (HITO) 響きあう 宝島 平戸

第1部 序論	1
第1章 総合計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨と性格	2
第2節 計画の構成と期間	4
第2章 平戸市の現状と地域資源	6
第1節 平戸市の概況	6
第2節 平戸市の魅力ある地域資源	14
第3章 まちづくりに対する市民の意向	16
第4章 まちづくりの主要課題	22
第2部 基本構想	25
第1章 平戸市のまちづくり構想	26
第1節 まちづくりの基本理念	26
第2節 まちの将来像	28
第3節 まちづくりの方向性	30
第2章 まちづくりの指標	32
第1節 将来人口	32
第2節 土地利用構想	34
第3章 まちづくり構想の実現に向けて	36
第1節 まちづくりの基本的な考え方	36
第2節 計画推進のために	37
第4章 まちづくりの基本目標（施策の大綱）	38
第1節 共通目標	38
第2節 基本目標（分野別目標）	40
こどものも	45
第3部 基本計画	49
第1章 基本計画の策定にあたって	50
第1節 基本計画策定の目的	50
第2節 基本計画の構成	50
第3節 まちの将来像を実現するための施策体系図	52



第2章 共通目標	54
■共通目標1 参画と連携による自立した地域の確立【協働】	54
第1節 市民参画によるまちづくりの推進	54
■共通目標2 効果的・戦略的な行政経営への転換【行財政運営】	62
第1節 機能的でコンパクトな行政経営の推進	62
第3章 基本目標（分野別目標）	66
■基本目標1 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保	
【自然環境・生活基盤】	66
第1節 美しい自然環境の保全・継承	66
第2節 快適な生活環境の充実	71
第3節 安全・安心なまちづくりの推進	77
第4節 まちを支えるネットワークの充実	83
■基本目標2 健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成	
【保健・医療・福祉】	88
第1節 笑顔いっぱいのまちづくり	88
第2節 とともに支えあう福祉の充実	94
■基本目標3 明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興	
【教育・文化】	102
第1節 人権・平和意識の確立	102
第2節 生きがい輝く生涯学習の推進	106
第3節 地域固有の文化の継承と創造	114
■基本目標4 活力ある産業振興と雇用の創出【産業振興】	118
第1節 次代を見据えた地域産業の振興	118
第2節 平戸ブランドの確立	129
第3節 新たな産業の創造	132
■基本目標5 魅力ある観光の振興と交流人口の拡大【観光・交流】	134
第1節 宝を活かした観光の推進	134
第2節 地域・国際交流の推進	140
第4章 やらんば燦燦プロジェクト（重点プロジェクト）	144
プロジェクト1 輝く人づくりプロジェクト	146
プロジェクト2 宝を磨き活かすプロジェクト	147
プロジェクト3 ずっと住みたいまち創出プロジェクト	148





第1部 序論

第1章 総合計画の策定にあたって P 002

第2章 平戸市の現状と地域資源 P 006

第3章 まちづくりに対する市民の意向 P 016

第4章 まちづくりの主要課題 P 022



第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と性格

1 趣旨

私たちのまち平戸市は、平成17年10月1日に1市2町1村が合併し誕生しました。この合併という大きな歴史的変化に加え、本市を取り巻く環境は、景気の地域格差の拡大、少子・高齢化の進行、高度情報化の急速な進展、地球規模の環境問題、ライフスタイルの多様化など大きく変動しており、人口の減少、厳しい財政状況や地域コミュニティ意識の希薄化など、本市ではさまざまな課題に直面し、地域の活力の低下が懸念されています。

また、国から地方への権限委譲が進むなど、国と地方の役割分担を明確にした国づくりを行う地方分権が進展しており、自律する市を目指して行政システムの変革が求められています。

これからは、市民と行政がともに、住んでいる地域に誇りと愛着を持ち、自ら考え行動し、積極的により良い地域づくりを進めていくことが必要となります。お互いの役割と責任を明確にし、行政が地域に入りリーダーシップを取りながら、ともに汗を流し、ともに地域を支える協働によるまちづくりを推進する仕組みづくりが重要となります。

このような背景を踏まえ、北松西部地域合併協議会で策定した「新しいまちづくり計画（新市建設計画）」^{*1}の考え方や方針を基本にしながら、合併から今日までの状況の変化に対応するため見直しを行い、今後10年間のまちづくりの指針となるよう、本市の将来像を明らかにし、魅力ある元気な「平戸」を創造するため「平戸市総合計画」を策定します。

※1 新しいまちづくり計画（新市建設計画）

「市町村の合併の特例等に関する法律」第3条第1項において作成が規定されている、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画



2 性格

本計画は、次のような性格を持っています。

① まちづくりの最も上位に位置づけられる計画

本計画は、まちづくりを行う上での最上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの目標とその実現に向けた方策を示しています。

② まちづくり全般にわたる総合的な計画

本計画は、まちづくり全般にわたる内容となっており、中長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政経営を行うための指針を示しています。

③ 将来目標の実現に向けて、市民と行政が共有する計画

本計画は、行政経営のみならず、市民と行政が目標を共有し、ともにまちづくりを進めるための考え方や方針を示しています。



第2節 計画の構成と期間

この総合計画は、基本構想と基本計画及び実施計画で構成するものとします。



1 基本構想

基本構想は、本市の最も基本的な指針として、まちづくりを進めていくための基本理念や目標を示すものです。基本構想の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間です。

① 基本理念

まちづくりを進めていく上で大切にしていける基本的な考え方

② 将来像

基本理念に基づいて目指すまちの将来の姿

③ 方向性

基本理念に基づき、将来像を実現するためのまちづくりの方向性

④ 基本目標（施策の大綱）

基本理念に基づき、将来像を実現するための基本目標とする施策の柱、取り組む基本的な施策の体系



2 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための基本的施策の方向を体系的に示すものです。基本計画の期間は、基本構想と同じく平成20年度から平成29年度までの10年間としますが、中間年度の平成25年度に見直しを行います。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に示した基本的な施策を行政が具体的に実施するための財政計画と連動した計画です。実施計画の期間は3年間とし、毎年見直すものとします。

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
基本構想(20年度～29年度)									
基本計画(20年度～29年度)					見直し(25年度)				
実施計画(20年度～22年度)									
	実施計画(21年度～23年度)								
		実施計画(22年度～24年度)							

毎年度のローリング 

基本構想、基本計画については、定期的な事業成果・効果の点検結果を踏まえた上で、その後の計画推進に問題がある場合や本市に大きな社会情勢の変化等があった場合は、計画期間内であっても必要に応じて見直すものとします。



第2章 平戸市の現状と地域資源

第1節 平戸市の概況

1 位置・地勢

本市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されています。

平戸島は、田平と平戸大橋により、生月島は、平戸島と生月大橋で結ばれています。大島、度島、高島は離島であり、交通手段は船舶のみです。

面積は、235.60km²で、山は、安満岳の534.6mが最も高く、河川は、総じて短小で、神曾根川の9.3kmが最長です。平坦地は少なく、起伏の多い地形で、海岸線は各所に岬が突出し、断崖などの自然景観が美しく、川内峠や塩俵断崖など本市の約20%が西海国立公園に指定されています。

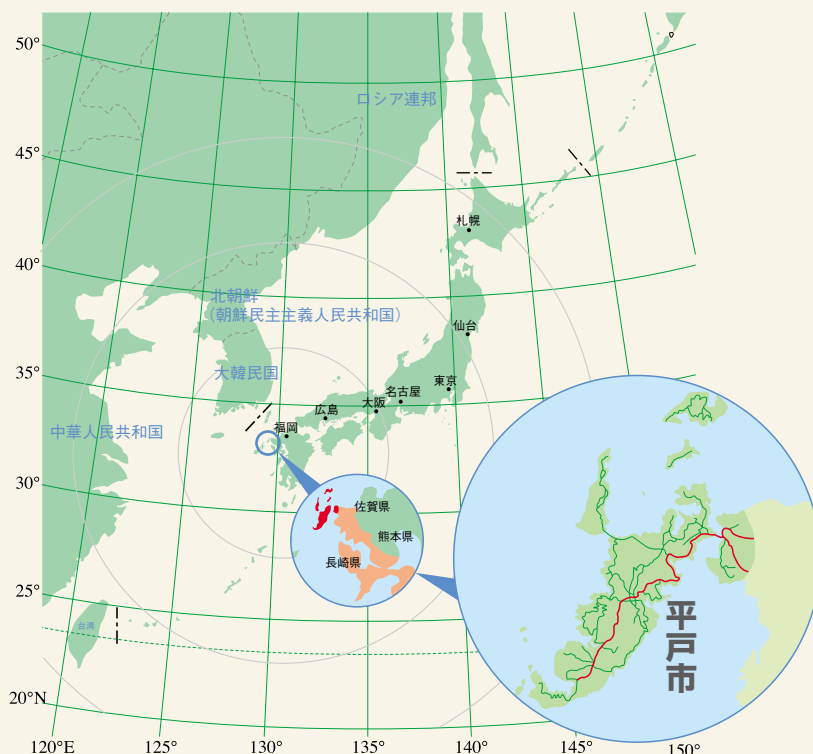
また、入り組んだ海岸線を持っているため、湾が多く、地方港湾は平戸港をはじめ6港、56条港湾^{※1}が紐差港をはじめ7港、漁港は大小33港にも及んでおり、日本有数の漁港数を有しています。

気候は、周囲のほとんどが海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響を受け、海洋性の温暖な気候で、通年の平均気温は16～17℃、年間平均降水量は2,000mm前後です。

※1 56条港湾

港湾法第56条により都道府県知事が水域を定め公告した港湾

平戸市の位置図



2 沿革

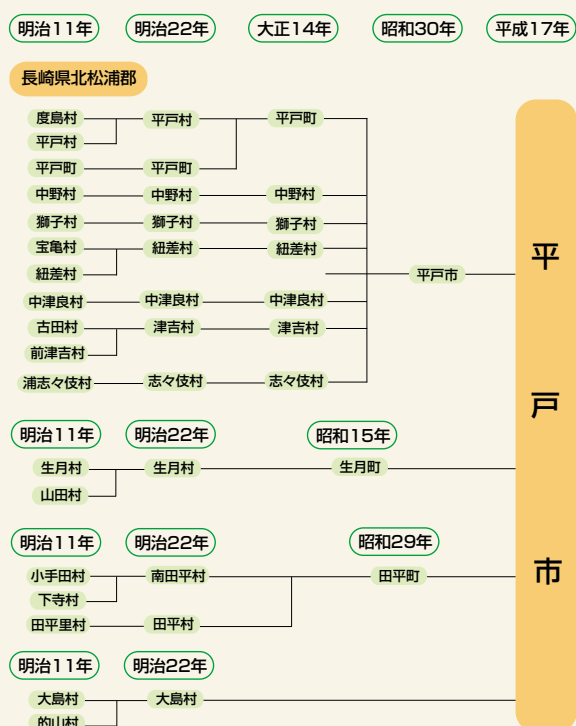
本市の歴史は古く、約9万年前の日本最古級といわれる中期旧石器類が発見された入口遺跡や長崎県本土では数少ない大和政権とのつながりを示す前方後円墳が2基残っているなど、古い時代から人の営みがあったことがうかがえます。

また、古代から開かれた古都であり、飛鳥時代、白鳳時代には遣隋使、遣唐使の寄港地として知られ、平安時代には、空海や栄西なども立ち寄りました。大航海時代には、アジアやヨーロッパなど大陸交流の玄関口として栄え、16世紀には、ポルトガル船が来航し、17世紀前半には、オランダやイギリスの商館が設置されるなど、南蛮・紅毛文化やキリスト教伝来の発祥地として繁栄を極め、開かれた国際都市「西の都」として日本の近世、近代を切り開く礎となりました。

江戸時代後期には、益富組、井元氏鯨組など西海捕鯨の中心地として栄え、特に益富組は日本一の規模を誇っており、その遺跡も残っています。

明治4年の廃藩置県後、本市の各地区は市制、町村制施行等によりそれぞれ変遷を重ね、明治22年に大島村、昭和15年に生月町、昭和29年に田平町、昭和30年に平戸市が発足し1市2町1村となり、平成17年10月1日、新しい「平戸市」が誕生しました。

平戸市の変遷



第2章 平戸市の現状と地域資源

第1節 平戸市の概況

3 人口

① 人口構造

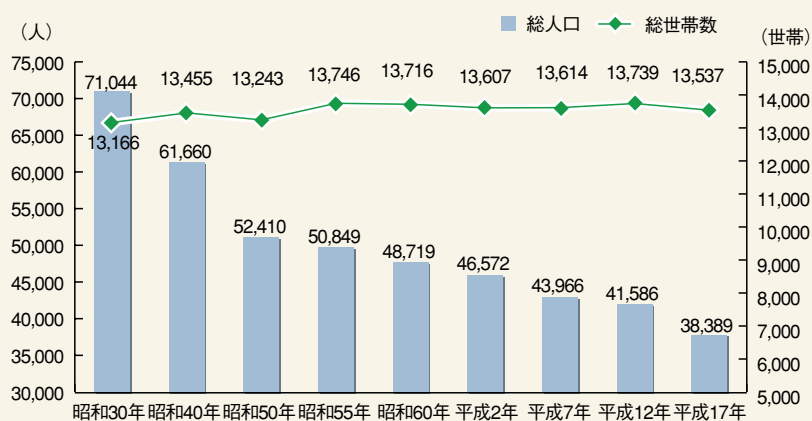
本市の総人口は、38,389人（平成17年国勢調査）で、県内23市町中11位、また、都市部では13市中10位の人口規模となります。平成12年と比較すると3,197人（7.7%）減少し、50年前の昭和30年とは、32,655人（46.0%）の減少と慢性的に人口の減少が続いています。

年齢別人口構成比の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は、ともに減少しているのに比べ、老年人口（65歳以上）は増加しています。老年人口割合は、昭和35年に「高齢化社会」といわれる7%を超え、昭和60年に「高齢社会」とされる14%を超えました。また、平成7年には初めて老年人口が年少人口を上回り、平成17年では老年人口割合は29.8%となり、全国平均と比較すると9.7ポイント高くなっています。

人口総数、年少人口、生産年齢人口が減少する中、老年人口は増加し、少子・高齢化がさらに進んでいます。

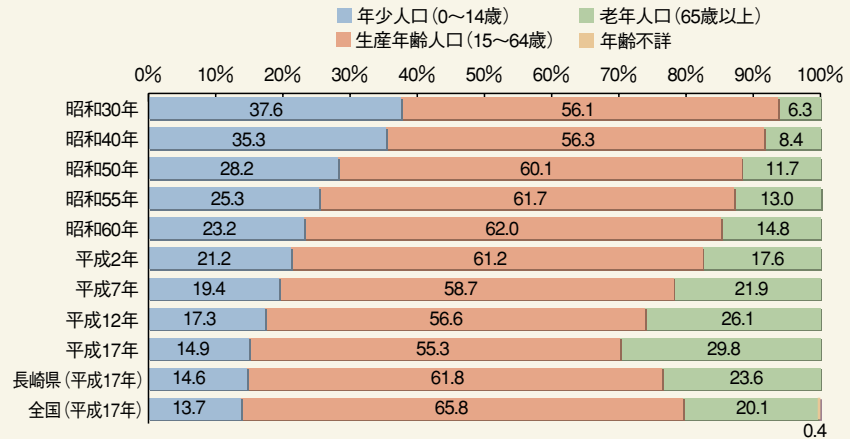
世帯数は、人口と比較すると若干の増減はあるもののほぼ横ばい状態で推移しています。また、1世帯当たりの平均世帯人員は、昭和30年の5.4人に対し、平成17年は約半分の2.8人となり、核家族化が進展しています。

総人口・総世帯数の推移



資料：国勢調査

年齢3区分別人口構成比の推移

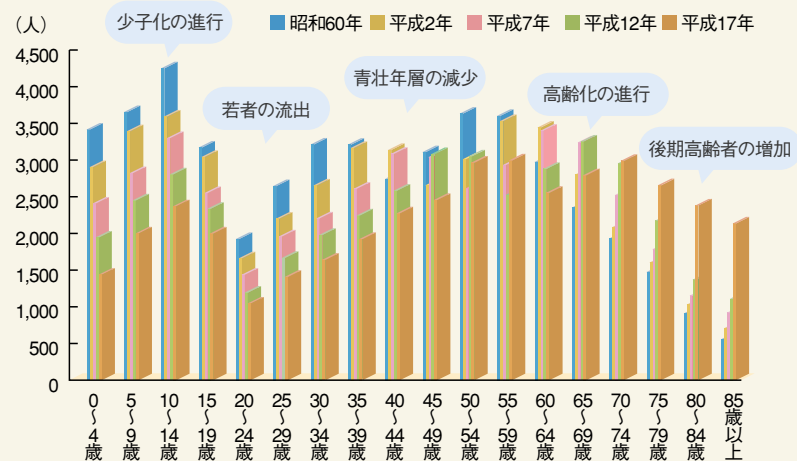


資料：国勢調査

本市の人口構造の推移をみると、総人口の減少はもとより、少子化の進行、若者の流出、青壮年層の減少、高齢化の進行、後期高齢者（75歳以上の人）の増加などが特出しています。

特に大学進学等の世代である20歳～24歳の若者の流出が著しく、少子化、青壮年層の減少に連動していると考えられます。

人口構造の推移



資料：国勢調査

第2章 平戸市の現状と地域資源

第1節 平戸市の概況

※1 回帰分析

結果となる数値（目的変数、または被説明変数）と要因となる数値（説明変数、または独立変数）の相関関係を調べる統計的手法で、事象の予測、シミュレーション、検証、要因分析などに用いられる。

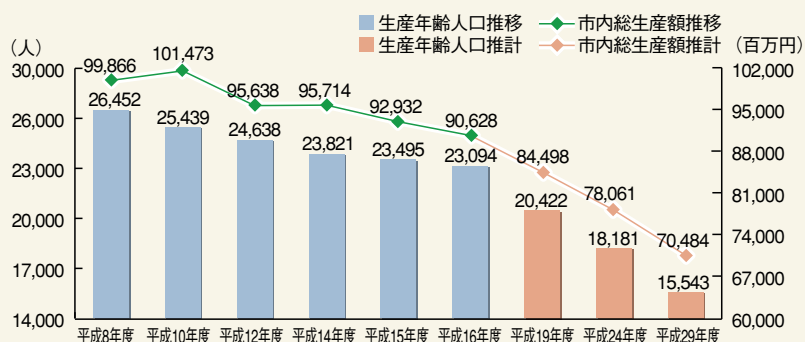
平成8年度から平成16年度の生産年齢人口と総生産額の推移を見ると、それぞれ減少傾向にあり、8年間で生産年齢人口は約3,400人（12.7%）の減、総生産額は約92.4億円（9.3%）の減という状況です。そこで、回帰分析※1により調べてみると、相関係数（R）が0.915となり、かなり高い相関関係にあることがわかります。

今後も、生産年齢人口の減少が予測される中、総生産額を推計してみると、平成16年度の約90.6億円と比較して、平成29年度には約200億円の減少が見込まれます。

この結果をみると、生産年齢人口の減少は地域経済に大きく影響を及ぼし、さらには、地域経済のみではなく、少子化等さまざまなまちづくりの分野に影響を及ぼし、地域の活力の低下にも繋がることから予測されます。

今後は、生産年齢人口減少の抑制に向けて早急な対策が必要と考えます。

生産年齢人口と総生産額の推移と推計

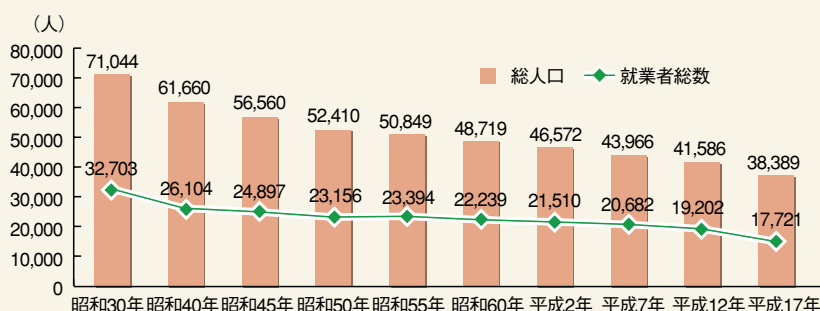


資料：長崎県の市町村民経済計算
※平成19年以降は推計

② 就業者数

本市の就業者総数は、人口減少と相まって年々減少しています。昭和30年には32,703人だったのが、平成17年には17,721人となり45.8%の減少率となっています。平成17年の就業者のうち、高齢者は2,693人で高齢化率は15.2%で、長崎県内13市中2番目の高さです。

就業者総数の推移



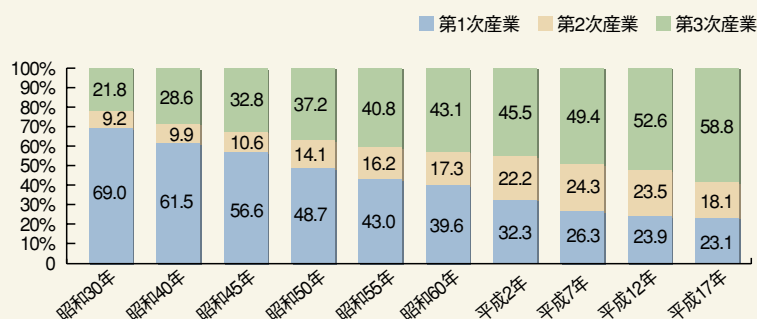
資料：国勢調査

産業別就業者割合の推移を見ると、第1次産業の就業者割合が減少し、第2次産業、第3次産業の就業者割合が増加しています。特に第3次産業の就業者割合は大幅に増加し、経済のソフト化・サービス化が進行しつつあります。

平成17年における産業別就業者の割合は、第1次産業では、農業(2,318人、就業者総数に占める割合は13.1%、県内13市中6位)、と漁業(1,769人、就業者総数に占める割合は10.0%、県内13市中2位)が多くを占め、第2次産業では建設業(1,908人、10.8%)、と製造業(1,272人、7.2%)、第3次産業では卸売・小売業(2,583人、14.6%)、医療・福祉(2,177人、12.3%)が多くを占めています。

農業就業者のうち高齢者数は1,286人、高齢化率は55.5%(県内13市中3位)と半数以上が高齢者です。また、漁業就業者のうち高齢者数は314人、高齢化率は17.8%(県内13市中12位)で、高齢化はそれほど進んでいないものの、50歳～64歳が655人おり、今後高齢化が急速に進展するものと推測されます。

産業別就業者割合の推移



資料：国勢調査

※ 1 地方交付税

普通交付税制度は、国が徴収した税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を、財源が不足している地方自治体に配分する制度

※ 2 経常収支比率

市税や地方交付税、地方譲与税などの一般財源（経常一般財源）のうち、どのくらいの割合が人件費、公債費、維持補修費などの毎年度継続して支出しなければならない経費（経常的経費）として使われているかを示すもので、一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当と考えられ、この比率が高くなると、財政が硬直しているといわれることが多い。

※ 3 財政健全化計画

平成19年2月に「財政再建団体への転落阻止」「財政収支の均衡」を基本目標として、健全な財政運営のために策定した計画

4 財政状況

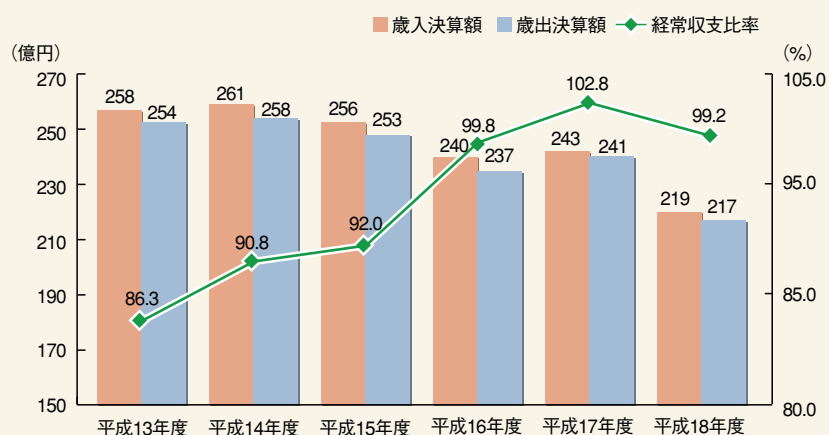
本市の歳入歳出の構造をみると、平成18年度の歳入決算額は219億円で、このうち自主的に収入できる財源（自主財源）は、43億円（19.3%）です。自主財源のうち基金繰入金を除く実質の財源は、39億円（17.5%）しかなく、そのほかは地方交付税^{※1}などに大きく依存した歳入構造となっています。

一方、歳出決算額は217億円で、このうち投資的経費が45億円（20.9%）と最も高くなっています。人件費、公債費、扶助費の義務的経費は104億円（48.0%）で、歳出総額のおよそ半分を占めています。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率^{※2}は、平成18年度では合併の効果などにより99.2%と下がっていますが、依然として財政の硬直化が続いており、余裕を持った財政運営ができなくなっています。

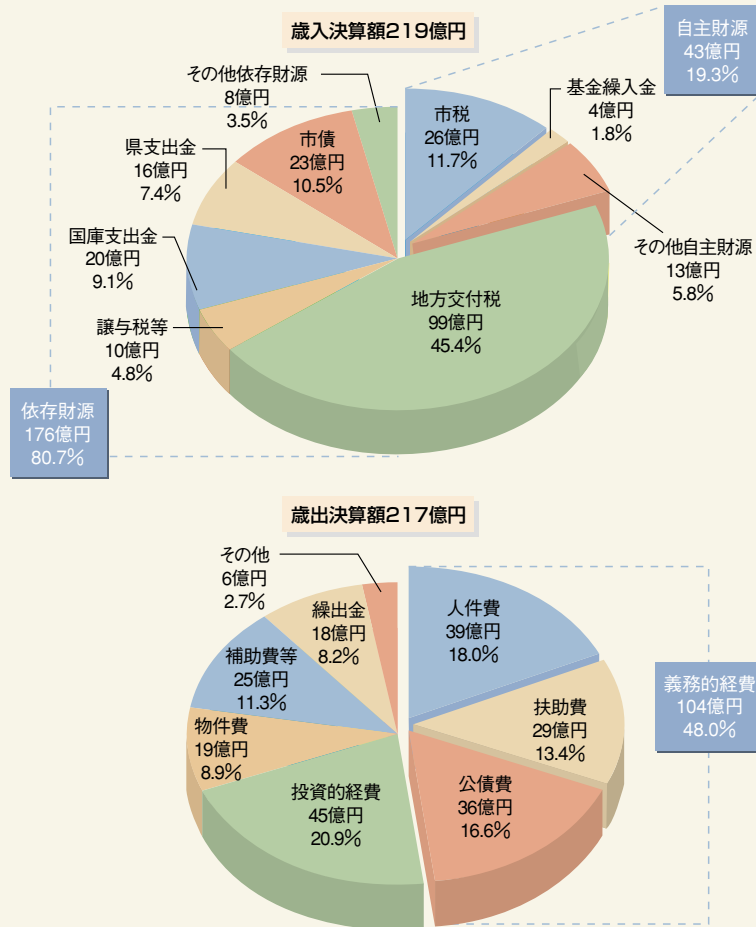
このため、財政構造を抜本的に見直すこととし「歳入に見合った歳出構造」への転換を図るとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応できる足腰の強い自治体へと生まれ変わるため、費用対効果の低い歳出の見直しや受益とのバランスからみた負担の適正化など、効率的・効果的な財政運営を進めるための具体的な「財政健全化計画」^{※3}を策定し推進しています。

財政状況の推移



資料：財政課

平成18年度決算状況



資料：財政課

平成17年度決算における財政指数及びランキング

	自主財源 比率	義務的 経費比率	人件費 比率	経常収支 比率	実質 公債費 比率	財政力 指数	市債 残高	市税
							1人当たり(円)	
平戸市	27.2%	43.9%	18.1%	102.8%	15.9%	0.24	772,135	65,999
全国順位 (777市)	728位	277位	172位	763位	427位	765位	707位	764位
類似団体 (113市)	91位	60位	29位	112位	45位	109位	90位	107位
県内都市 (13市)	9位	5位	7位	13位	11位	10位	8位	12位

資料：財政課

※ 財政指数の名称

自主財源比率：歳入額に占める自主財源（市町村税、分担金負担金等、自主的に収入できる財源）の割合

義務的経費比率：歳出額に占める行政運営上最小限必要な経費（人件費、扶助費、公債費）の割合

人件費比率：歳出額に占める人件費の割合

公債費比率：公債費（地方債の元利償還金）に充てられる額の一般財源に占める割合

財政力指数：財政力を判断する指標。地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので、過去3か年度の平均値を用いる。この数値が高いほど財源に余裕があるとされている。

第2節 平戸市の魅力ある地域資源

本市の魅力をまちづくりに活かしていくためには、まずは、市の全域的な認識のもとに、市民が地域を知ることが重要です。その地域の個性を最大限に発揮できるよう資源を見つめ直す（再評価・再認識）ことによって、地域の誇れる優れた財産として顕彰・活用していく必要があります。

本市が有する豊富な地域資源を、地域ポテンシャル（潜在能力）として捉え、それらの資源を分類し整理することによって、すべての市民が地域の資源について共通認識を持ち、今後の方向性についてより認識を深める機会とします。

名誉市民

山鹿 光世、青崎 庄蔵、永田 菊四郎、油屋 亮太郎
金子 岩三、住江 正三、石田 安一、和田 季一、栗林 慧

地域資源



塩俵断崖



的山大島風力発電（風車）

区 分	地 域 資 源
自然資源	千里ヶ浜海水浴場、根獅子の浜海水浴場、人津久海水浴場 荒崎海水浴場、西浜海水浴場、早崎海水浴場 御崎浦海水浴場、一六海水浴場 大バエ灯台、塩俵断崖、阿値賀島、黒子島 安満岳、川内峠、山頭草原、大賀断崖、中瀬草原、大根坂棚田 志々伎山、屏風岳、佐志岳、礫岩、白岳、鯛の鼻、吹上高原、番岳 平戸つつじ、マキ、やぶ椿 海寺跡のハクモクレン、是心寺のソテツ、イトラッキョウ 板ノ浦のアコウ 半元キャンプ場、大賀キャンプ場、御崎野営場 城山公園、蛇焼山展望
社会資源	平戸大橋、生月大橋、田平公園 たびら平戸口駅（日本最西端の駅） 的山大島風力発電所（西日本最大規模） 道の駅「生月大橋」、道の駅「昆虫の里たびら」、平戸港交流広場 たびら昆虫自然園、平戸文化センター、グリーンヒルズ 崎方公園、亀岡公園、京崎公園、風の辻ぐるぐる公園 平の辻農村公園、平戸温泉、うで湯あし湯、田ノ浦温泉 いさびの里（漁火館）、紙漉の里



ひらどツーデーウォーク

平戸にキリスト教を広めた
フランシスコ・ザビエル

寺院と教会の見える風景



田平天主堂（国指定重要文化財）

平戸新鮮市場、山海の四季、瀬戸の寄り道、ふれあい友市
水産物直売所「旬鮮館」、漁協直営おさかな市場
海の駅「こっとまる」
川内かまぼこ、あご、平戸ひらめ、平戸牛、カストース、牛蒡餅
うちわエビ、ひらどロマン（菌床しいたけ）、鯛茶漬け
北九十九島クルージング
渡海人まつり、津吉茶市、いきつき勇魚まつり、たびら春・夏まつり
つばき物産展、大島村ふるさと祭り、木ヶ津千灯籠まつり
いきつきロードレース、たびら中瀬草原クロスカントリー
ひらどツーデーウォーク

人的資源

フランシスコ・ザビエル、三浦按針（ウィリアム・アダムス）
ジャックス・スペックス、リチャード・コックス
五峰王直、鄭成功、弘法大師空海、栄西、山鹿素行、松浦静山
吉田松陰、種田山頭火
黒崎義介、藤浦洸、益富又左衛門、生月鯨太左エ門

歴史・文化資源

平戸城、幸橋（オランダ橋）
田平天主堂、宝亀教会
聖フランシスコ・ザビエル記念聖堂（平戸教会）
紐差教会、木ヶ津教会、山田教会
生月町博物館・島の館、里田原歴史民俗資料館
大島ふるさと資料館、切支丹資料館、松浦史料博物館
平戸観光資料館、最教寺霊宝館
平戸和蘭商館跡（オランダ堀、オランダ埠頭、オランダ井戸）
入口遺跡、里田原遺跡、笠松天神社古墳、岳崎古墳
ジャンガラ、平戸神楽、田助ハイヤ節、萩田浮立、須古踊り
大島の流儀、生月勇魚捕唄、度島の盆ごうれい、生月捕鯨
築地町のジャ踊り、六斎念仏
寺院と教会の見える風景、朝鮮井戸
かくれキリタン習俗、クルスの丘公園（ガスパル様）
焼罪史跡公園、かくれキリタン殉教地（うしわきの森、昇天石
だんじく様、中江の島）
生月大魚藍観音、志自岐神社、寶倉神社、比売神社、住吉神社
雄香寺、阿弥陀寺
益富家住宅、平戸城下旧町地区の街並み、神浦地区の街並み
子泣き相撲、鬼洋蝶、茶道鎮信流、甲子夜話

第3章

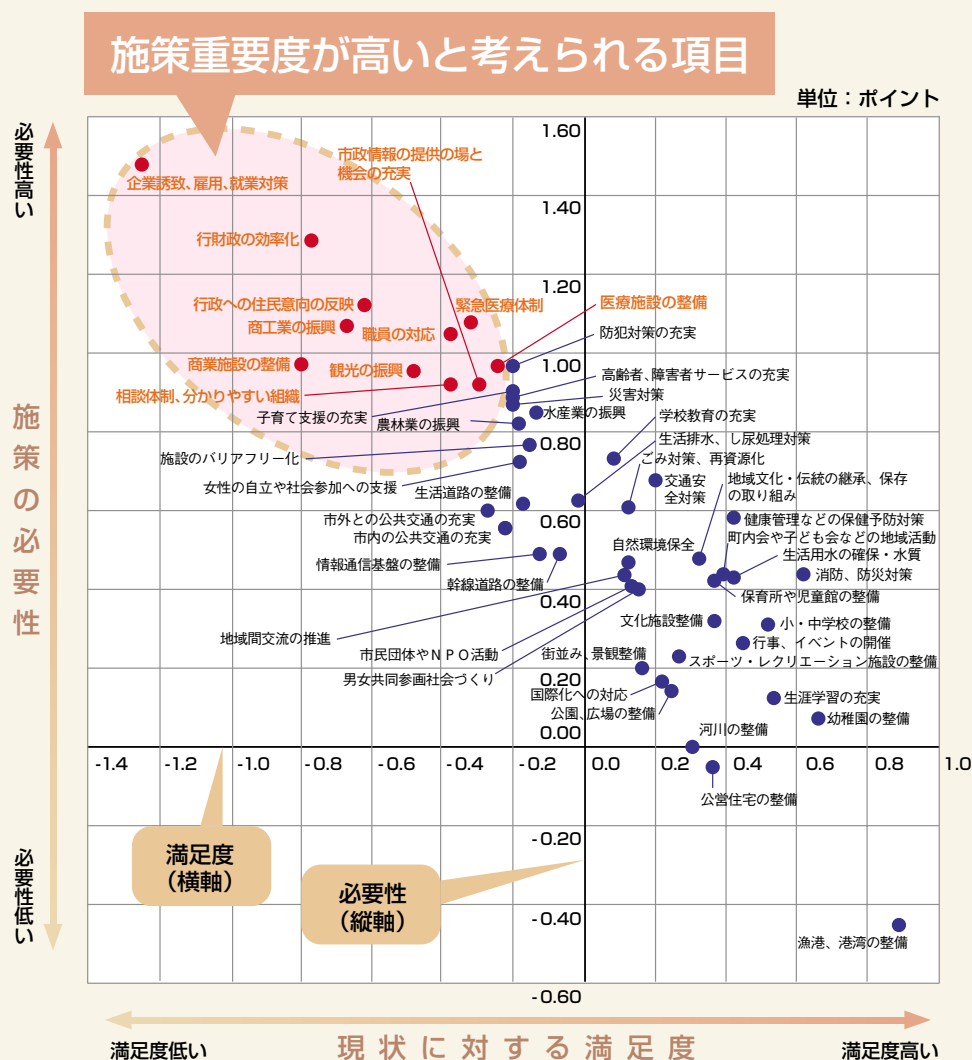
まちづくりに対する市民の意向

総合計画を策定するにあたり、市民が抱いているまちづくりへの意向を把握し、市民の意見を反映したまちづくりを行うため、「平戸市総合計画にかかるアンケート」を実施しました。

そこから得られた、特に重要と考えられる課題・結果を整理します。

1 地域の暮らしやすさ（「現状に対する満足度」「施策の必要性」）

■ 現状についての満足度と施策の必要性を図式化しました。



- 施策の重要度が高いと考えられるものは、「産業の振興」「行財政運営」「医療・福祉」に関すること

- ▶ これまでの取り組みでは効果が不十分であるため、さらなる優先的な取り組みが必要

- ◆ 施策の必要性が高くなっている項目は、「企業誘致・雇用」「商工業の振興」などの産業振興の分野と「緊急医療体制」「医療施設の整備」などの医療の分野と「行財政の効率化」「行政への住民意向の反映」などの行財政運営に関する分野となっています。
- ◆ 現状に対する満足度が低くなっている項目は、施策の必要性を感じているものと同じく、「企業誘致・雇用」「商業施設の整備」などの産業振興の分野と「行財政の効率化」「行政への住民意向の反映」などの行財政運営に関する分野となっています。
- ◆ 一方、現状に対する満足度が高くなっている項目は、「漁港・港湾の整備」が最も高く、「幼稚園、小学校、中学校の施設・設備の整備」「生涯学習」の教育分野も高くなっています。
- ◆ 離島地区にとっては、特に「市内の公共交通の充実」や「緊急医療体制」に対する満足度が低く、施策の必要性が高くなっており切実な実情がうかがえます。

施策の必要性が高いもの

	1位	2位	3位	4位	5位
項目	企業誘致や雇用対策、就業環境	行政運営・財政運営の効率化	行政への住民意向の反映	緊急医療体制（夜間・日中・救急）	商店街や商業拠点の整備・商工業の振興

現状に対する満足度が低いもの

	1位	2位	3位	4位	5位
項目	企業誘致や雇用対策、就業環境	買い物、飲食が楽しめる商業施設の整備	行政運営・財政運営の効率化	商店街や商業拠点の整備・商工業の振興	行政への住民意向の反映

- ◆ 市民意向の的確な把握と施策の評価システムの確立が必要
- ◆ 厳しい財政状況の下、優先順位を決めるなど施策の重点化が必要

2 活用できる資源(自慢できるもの、観光アピール資源、将来像)

- 平戸市の魅力は「自然環境」「歴史・文化」「新鮮な食べ物（農林水産物など）」

▶ 今後は、こうした魅力を実際にどのように活かすかが重要

- ◆ 全国に自慢できるものは、「海の美しさや山の緑」「新鮮な農林水産物などの食べ物」「文化的・歴史的遺産」の3つの項目が特に高くなっています。
- ◆ 観光面で全国にアピールできるものは、「歴史・文化」「自然環境」「海」「水産物」「農産物」といった資源についての回答が多くなっています。
- ◆ その活用方法については、地域の農林水産物を「魅力あるメニューの食材としての活用」、自然や歴史などを「今あるものをうまくアピールすることと、複合的に組み合わせての活用」、また、観光振興については「体験型での資源の活用」、PRの方法については「イベントやインターネットの活用」といった回答が多くなっています。

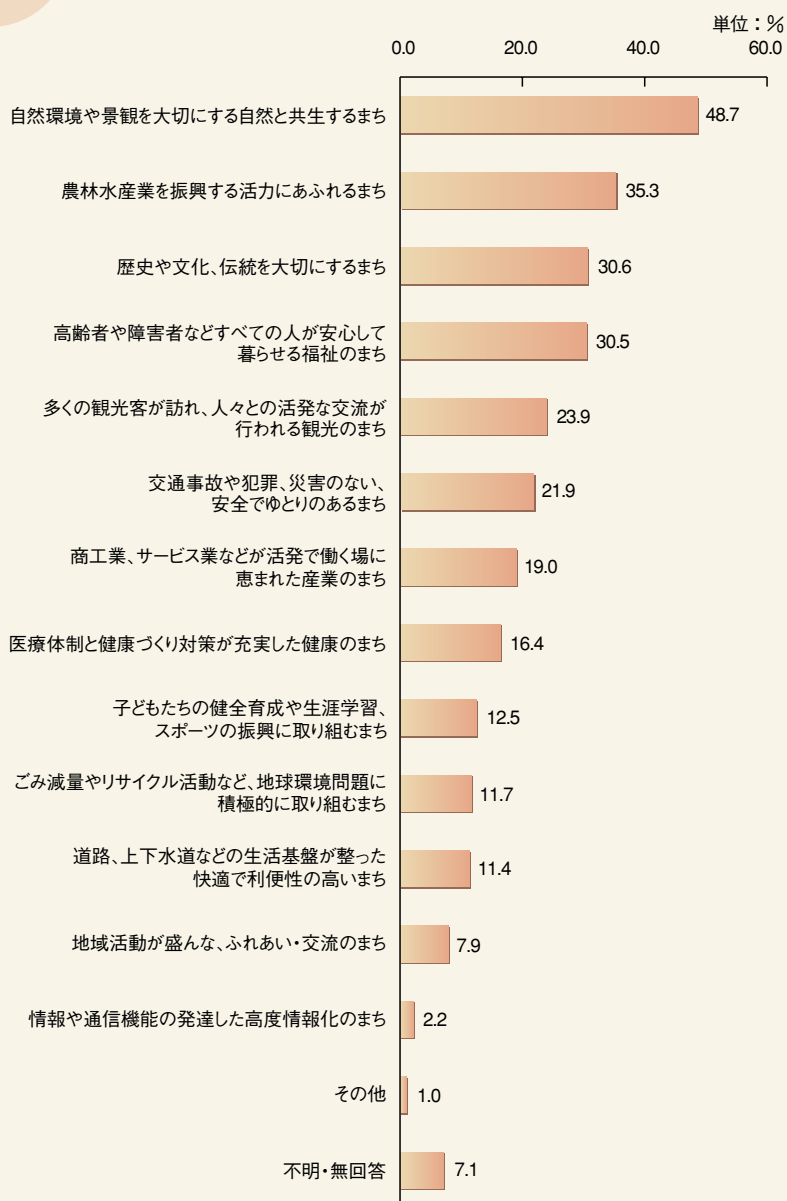
▶ 将来像のキーワードは、「自然との共生」「歴史・文化」「観光」

- ◆ 将来像については、「自然と共生するまち」への回答が最も高くなっています。
- ◆ 同時に実施した市外在住者の回答をみると、「歴史や文化、伝統を大切にするまち」「活発な交流が行われる観光のまち」への回答の割合が、市民と比べて割合が高くなっており、市外から見ると、こうした資源が市の特色として感じられていることがわかります。



- ◆ 豊富な資源をどうすれば活かせるか、その方法の検討が必要
- ◆ 資源の一体的活用により、磨きをかけ魅力の向上が必要

問. 平戸市の将来像としてふさわしいと思うもの (3つまで選択)



3 協働のまちづくりに向けて

- 市政に対して関心はあるが、市政内容を知らない人が多い
- ▶ 市民のまちづくりへの関心を高めることが必要であり、周知にあたっては、わかりやすい内容の提供が必要

- ◆ 市政について「関心はあるが、内容についてはあまり知らない」という割合が高く、今後こうした人々が、より関心を深めていくことができるよう、市政情報等の周知を図っていく必要があるものと考えられます。
- ◆ 特に女性や若い世代での認知度が低くなっているため、今後は、こうした層に向けたまちづくりなどの市政情報の啓発・周知にあたっては、わかりやすい内容で提供し、市民の理解を深めていくことが重要となります。

▶ 市政に関心が持てる情報の提供体制の強化が必要

- ◆ 市政に関する情報の入手方法は、市から発行される広報やパンフレットを利用している人がほとんどでした。また、近所の人や知人を通じて得る割合も高くなっています。
- ◆ 今後は、こうした周知方法の内容をいっそう充実させ、わかりやすく市民に市政情報を提供していくことが重要です。
- ◆ あわせて、ホームページの活用や職員とのコミュニケーションから直接情報を得る割合を伸ばしていくことも、今後の市政への参加・関心を促すために重要な要素となってきます。

● 市政への市民意見の反映方法

- ▶ 今後、意識調査を行うなど定期的に市民の意見集約を行っていく必要があります。

- ◆ 市民の意見が市政へ反映されていないと感じている割合は3割以上となっています。
- ◆ 市民意見反映のための意見集約方法、また、意見反映のために力を入れるものとして、「定期的なアンケート調査」「職員が日常的にまちに出て市民の声を聞く」「総合計画づくりなどの際に市民の意見を聞く」などの取り組みを望んでいます。
- ◆ 意見の反映度について地区別にみると、平戸地区以外では、意見を反映されていないと感じる割合が高くなっています。



● まちづくり活動への参加について

▶ 市民の意欲を喚起する仕組みづくりなどを通して、市民参加を促すことが必要

- ◆ 市民のまちづくり活動、地域活動への参加度は、3割に満たない状況で、5割以上の方が関心はあるが参加したことがない状況となっています。
- ◆ まちづくりへ参加したい分野を見ると、「健康づくり」「高齢者福祉」「産業振興・観光振興」などへの意識が高くなっています。
- ◆ 今後は、こうした分野の活動を中心に参加できる仕組みづくりを行い、活動したいと思っている人を取り込んでいくことが、まちづくり参加の裾野を広げることに繋がっていくものと考えられます。



- ◆ 定期的に市民参加を求める機会の創出が必要
- ◆ まちづくりへの市民参加を広げ自治の確立に繋げることが必要
- ◆ 今後のまちづくりの核となる「協働」政策をいかに推進していくかが重要



第4章 まちづくりの主要課題



1 少子・高齢化に対応するまちづくりの推進

本市は、人口減少が慢性的に続いており、特に青壮年層の人口減少等に伴う少子化が進行するとともに、高齢化も著しく進んでいます。

市民アンケートでは、「子育て支援の充実」「医療施設の充実」「緊急医療体制の充実」「高齢者、障害者サービスの充実」へのニーズが高くなっています。

そのため、就業の場の確保や子育て支援を充実し、子どもを生み育てやすい環境を整備し、若者の定住を促進するとともに、介護予防や健康づくりの強化、生きがい対策を支援することにより、元気な高齢者を増やし、これまでの人生で培ったさまざまなノウハウを地域活動に活かすことによって、まちの活力の維持・強化へ繋げる必要があります。

また、子どもから高齢者まですべての市民が生き生きと安心して暮らせる環境づくりや自立と相互扶助により、地域の中でともに支えあう地域社会を構築していく必要があります。



2 豊かな自然と歴史的文化資源の魅力向上

本市は、入り組んだ海岸線など美しく豊かな自然に恵まれ、その一部が西海国立公園に指定されています。また、海外交流などを示す歴史的遺跡をはじめ数多くの文化財を有しているため、昔から多くの観光客が訪れています。

しかし、観光スタイルも団体型から個人・グループ型へ、周遊型から地元の人々と交流する体験型などへ大きく変化する中、豊富な資源はあるものの、こうした新しい観光スタイルに十分に対応できていない状況にあり、観光客が減少傾向にあります。

市民アンケートでも本市の自慢できるものとして「海的美しさや山の緑」「文化的・歴史的遺産」が、また、将来像としては「自然と共生するまち」という回答が多くなっており、市民の自然と歴史的文化資源への関心の高さを示しており、その保存・活用が重要です。

今後は、観光客のニーズの変化を的確に把握し、対応できるよう、積極的な情報発信や資源の組み合わせによる新たな旅行商品の開発や観光ルートの開発など、豊富な資源を魅力あるものに変えていく必要があります。



3 産業の振興による雇用の促進

市民アンケートで最もニーズが高かったのは「企業誘致、雇用、就業対策」となっており、その他にも「商工業の振興」「観光の振興」「農林業の振興」「水産業の振興」への回答など産業の振興に市民の関心の高さが現れています。

産業振興のためには、農林水産業の振興と第一次産業と連携を取りながら恵まれた資源を活用した観光や商工業の振興が求められています。

このため、地域の魅力ある農林水産物を利用した特産品の開発や販売方法の抜本的な改善、地産地消の推進などにより地域産業の活性化を図る必要があります。また、安全で安心できる製品の生産体制を確立するとともに、独自性を生み出し他地域との違いを明確にし優位性を獲得するため、平戸のブランド化を推進し、国内のみならず国外へ販路を拡大することも重要です。

さらに、本市の豊かな資源を見直すことにより、その資源を活用した新たな産業と雇用を創出する取り組みが必要です。また、企業の立地意向の情報収集と分析を行い、これまでの企業誘致とは視点を変えた雇用の確保も必要です。

4 自律する自治体経営の推進

本市は、多様化する行財政ニーズに的確に対応するため、これまでも数次にわたる行政改革や財政健全化対策を講じ、市民サービスを適正に提供するよう努めてきました。

しかし、地方分権の進展により新たな行政需要が増加し、また、「三位一体の改革」が進む中、自主財源に乏しい本市の財政は、危機的な状況となっており、市民アンケートでも「行政運営・財政運営の効率化」「行政への住民意向の反映」が施策重要度の高い項目となっています。

地方分権時代にふさわしい自律する自治体経営を進めるため、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、行政評価システムの適正な運用により、政策や施策、事業の実施・点検・見直しを進めていくとともに、市民のニーズに迅速かつ的確に対応できる時代に合った行政組織への再編等の行政改革をさらに推進することが重要です。

また、厳しい財政状況を十分に踏まえ、あらゆる分野にわたる経費の節減・合理化、産業の活性化による自主財源の確保を図るとともに、限られた財源の重点配分を図り、効果的・効率的な財政運営を推進することが必要です。







第2部 基本構想

第1章 平戸市のまちづくり構想 P 026

第2章 まちづくりの指標 P 032

第3章 まちづくり構想の実現に向けて P 036

第4章 まちづくりの基本目標（施策の大綱） P 038



第1章 平戸市のまちづくり構想

※ 第1節 まちづくりの基本理念

これからのまちづくりは、本市の特長である「恵まれた自然環境」「独自の歴史・郷土文化資源」「交流を育む地域性」といった多彩で魅力ある地域資源を最大限に活かし、潜在的な無限の可能性を引き出すとともに、地域の新たな活力を生み育てることが重要となります。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりの主役として輝き、心の豊かさや暮らしやすさを実感できるよう、ともに支えあっていく協働の精神・取り組みによって、すべての人が、夢とゆとりをもって生き生きと暮らせる、活力とにぎわいのあるまちを目指し、海・しま・大地とひとが奏でる活みなぎるまちづくりを進めます。



また、21世紀は人・物・金・情報が世界中を駆け巡るグローバル化が進展し、地域間競争の激しい時代を迎えており、本市も他地域との競争に打ち勝っていかなければなりません。

「平戸ならではの」の特色あるまちづくりを進め、世界の中で平戸にしかないという魅力的なまちを実現するため、平戸流の戦略（協働）を掲げ、すべての人の英知と個性を結集し、市民と行政が一体となって、大きな変革の時と決意を新たに『やらんば！平戸』を合言葉としてまちづくりに挑みます。



第2節 まちの将来像

これが、まちづくりの基本理念を具体的にイメージするわたしたちの目指すまちの将来像です！

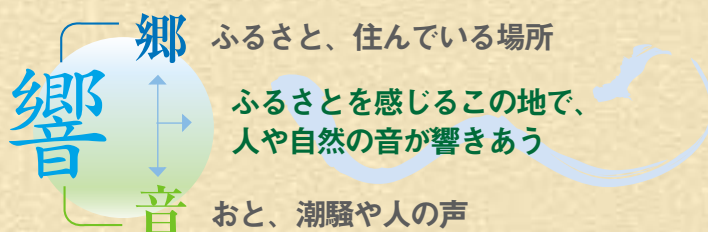
ひと(HITO) 響きあう 宝島 平戸

将来像に込める想い

●「ひと(HITO)」とは

まちづくりの主役である「人」、つまり市民そのものを意味しています。また、市の構成地域である「平戸（Hirado）」「生月（Ikitsuki）」「田平（Tabira）」「大島（Oshima）」の頭文字から成っており、市の一体感を表現しています。アルファベットによる表記により、国際性の豊かさをも表しています。

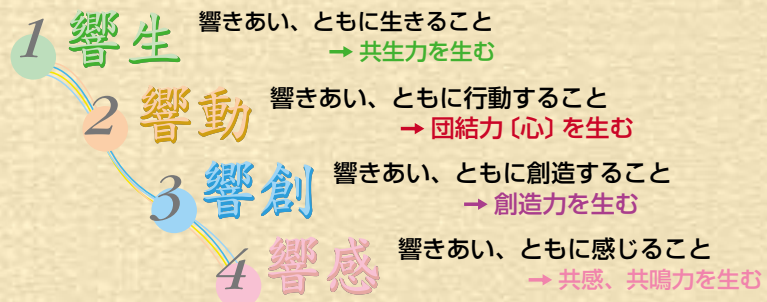
●「響きあう」とは



「響」という字は、「郷」と「音」という字から成り立っており、「郷」は「ふるさと」や「住んでいる場所」を、「音」は「潮騒・海風の音色」や「人々の声」を表しています。

ふるさとを感じるこの地で、自然の音や人の声が響き合い、心豊かな生活を送ることのできるまちにしていきたい、また、異なる音色や旋律が交差することにより、人々を大きな感動へ導びきたいとの想いが込められています。

また、以下のような意味合いを持たせ、市民や地域がともに支えあい、協力しあいながら、新たなまちづくりに向かって取り組んでいく将来を表現しています。



●「宝島」とは

「宝」という言葉からは、「輝き」「魅力」「活力」「美」「恵み」「うるおい」「いやし」などさまざまな言葉が連想できます。また、新たな発見、未知なる可能性を強く感じさせ、市民に夢や希望を与える力もあります。豊富な地域資源を地域の「宝」へと磨きあげるにより、夢とにぎわいのあるまちを創り出し、その「宝」を求めて多くの「冒険者たち」が訪れ、あるいは暮らす地域となるようにとの願いも込めています。

「島」とは、豊かな自然の中で産業と文化を育み、うるおいのある生活を支え、地域の人や訪れる人がやすらげのいやしの場、交流の舞台であるという意味を持ちます。また、「島」に住む人の多くが地域の境界をイメージすることにより、コミュニティを大切にする意識の根源ともなります。「島」での暮らしという固有の体験文化に、すべての人が愛着を持ち、誇りを持つことにより、不便なところを優位性に変える発想の転換を図り、積極的に発信したいと願いを込めるものです。



第3節 まちづくりの方向性

平戸市が目指すまちの将来像の実現に向けて、次のとおり3つの方向性を掲げます。

海としま・大地の恵みを活かした産業をはぐくむまち

海の美しさや新鮮な農林水産物といった自然の恵みは、市民の誰もが地域の自慢として認識している宝・財産です。これまでも、海としま・大地の恵みを生産の源とした農林水産業が地域の基幹産業として多様な雇用の場をつくりだし、生活の向上に大きく寄与してきました。

これからも農林水産業を強化しながら、観光との積極的な連携による新たな産業の創出など、自立した産業構造の確立に努め、働く場の確保や若者の定住促進を図っていく必要があります。そのためにも、地域の活力を生み出す源泉となる自然の恵みをよりよい形で次世代に保全・継承するとともに積極的に活かしながら、地域の持続的な発展や自立を支える産業を育て、新たな産業をつくりだすまちの実現を目指します。

豊かな自然と歴史文化が新たな出会いを生み出す交流のまち

本市は、豊かな自然や独自の歴史文化を有しており、こうした財産は訪れる人に「やすらぎ」や「いやし」を与え、観光の振興にも大きな役割を果たしています。

このような歴史的背景により育まれてきたもてなしの心で、交流人口を増加させ、さまざまな分野の活動に刺激を与え、にぎわいや活力を創出していきます。また、市内の各地域には、独自の文化や個性が育まれており、それぞれの活性化のためにも地域内の交流を図っていきます。

そして、地域固有の歴史文化資源を活かしながら、国内外との広域交流を促進するとともに周辺都市との連携も深めながら、生き生きとした人づくりや新たな出会い・文化が生まれる交流のまちを目指します。

ともに支えあい安心して暮らせる共生のまち

本市は、美しい自然や人情味豊かな人々のつながりが残っており、そのふれあいを通して、ともに支えあいながら暮らしてきました。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、総合的な保健・医療・福祉環境の向上、生活基盤の整備や陸上・海上交通ネットワークの充実、情報通信基盤の整備などによる一体感の醸成や利便性の向上を図ります。

そして、自然と共生したうまいのある居住環境づくりを進めるとともに、地域固有の伝統や文化を継承し、思いやりを大切にしながら、人とひと、地域と地域がともに支えあう共生のまちを目指します。



第2章 まちづくりの指標

第1節 将来人口

1 日本の人口

平成17年国勢調査による日本の総人口は、1億2776万8千人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、人口は年々減少し、本計画の最終年度である平成29年（2017年）には、平成17年と比較して331万2千人減少して1億2445万6千人と予測され、平成58年（2045年）には、1億人を割り込むものと見込まれています。

2 平戸市の人口

平成17年国勢調査での本市の総人口は、38,389人です。コーホート要因法^{※1}の推計では、10年後の平成29年には30,401人となり、平成17年と比較して約8,000人の減少となります。今後も、市外への流出等により人口減少が続くと予測されます。

人口の減少は、まちの活力の低下に直結する深刻な問題といえます。このため、自然環境の保全、生活基盤整備、保健・医療・福祉の充実、教育・文化の振興、産業の振興、観光・交流の促進など各分野における各種施策を積極的に推進するとともに、子育て支援の推進による若者の定住やU・Iターンの促進などの施策の実現により、人口の減少、特に若年層の人口流出の抑制を図ります。

また、定住促進等による人口減少の抑制に加え、協働の推進によりまちづくりの活動量（活動する市民の人数や時間）を増やすことによって、まちの活力の維持・拡大を図ります。

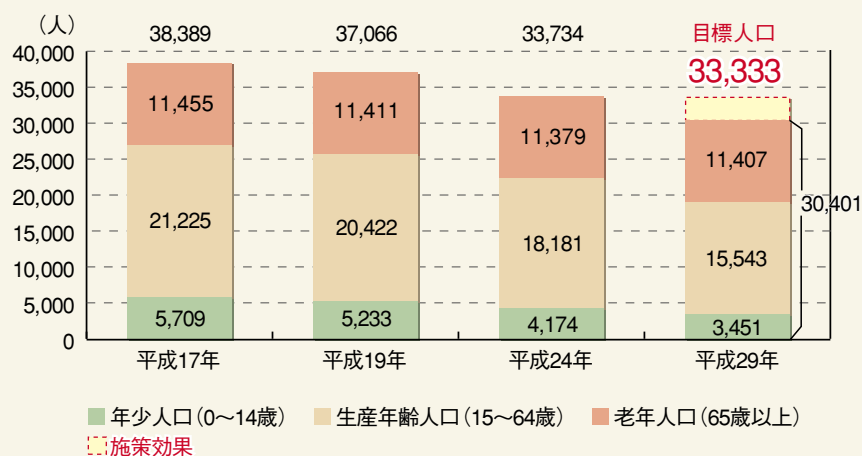
そこで、将来人口を、協働によるまちづくりを基本として、あらゆる施策が成果を出すことによって達成できるまちづくりの“最終目標数値”として捉えることとします。

市民が豊かに暮らしていくため、また、本市の将来が燦々と光り輝くものとなるようにという願いも込めて、目標年次である平成29年の目標人口を、**33,333人**と設定します。

※1 コーホート要因法

男女別・5歳階級別人口のまとまり（コーホート）の経年的な増減の傾向を将来に延長して将来人口を推計する方法

人口の推計



区 分	平成17年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度
総人口	38,389人 (100.0%)	37,066人 (100.0%) (△3.4%)	33,734人 (100.0%) (△9.0%)	30,401人 (100.0%) (△9.9%)
年少人口 (0~14歳)	5,709人 (14.9%)	5,233人 (14.1%) (△8.3%)	4,174人 (12.4%) (△20.2%)	3,451人 (11.4%) (△17.3%)
生産年齢人口 (15~64歳)	21,225人 (55.3%)	20,422人 (55.1%) (△3.8%)	18,181人 (53.9%) (△11.0%)	15,543人 (51.1%) (△14.5%)
老年人口 (65歳以上)	11,455人 (29.8%)	11,411人 (30.8%) (△0.4%)	11,379人 (33.7%) (△0.3%)	11,407人 (37.5%) (0.2%)
国	127,768,000人	17,694,000人 (△0.1%)	126,605,000人 (△0.9%)	124,456,000人 (△1.7%)

※上段：実数、中段：構成比、下段：増減率

※平成17年は国勢調査による数値、平成19年以降はコーホート要因法による推計の数値



第2節 土地利用構想

土地利用の基本方針

土地は、人が生活していくための限られた資源であるとともに、市民生活や産業活動等のあらゆる活動の基盤となるものです。その利用のあり方は、市民の生活及び地域の発展と深い関わりを持っています。

目指す将来像の実現に向けて、合理的・計画的なまちづくりを進め、市民が生き生きと快適に暮らすことができるよう、次の通り基本方針を定めます。

1 自然環境の保全

本市の有している豊かな海岸や山林等の自然は、市民の社会生活の基盤であると同時に、観光の資源としても重要な要素となっています。今後さらに自然への志向が高まりを見せていく中で、これまで以上に本市の豊かな自然環境の保全と次世代への継承が求められます。

このため、自然との共生と環境への負荷を配慮しながら、緑を活かした快適なゆとりある地域空間の創造に努めるものとします。さらに、本市の環境と景観の存立基盤である森林や海岸線の保全に努めます。



2 地域特性を活かした土地の有効利用

本市が持つ自然・歴史・文化は、地域を輝かせる重要な要素です。市民が住みやすい郷土づくりを目指し、それぞれの地域の持つ個性や特性を十分に活かした土地利用を推進します。

このため、歴史資源や街並み、景観、集落の保存に努めるとともに、自然・歴史・文化の持つ特性を相互に連携・融合することにより、郷土への愛着や誇りを持つことができる本市の魅力づくりに努めます。

3 安心して暮らすことができる土地利用

本市は、地理的な要因から台風などの自然災害に見舞われやすい立地条件にあり、市民生活や社会活動に大きな被害をもたらす危険性を秘めています。市民生活の安全を確保することは、土地利用上の大きな課題であり、また、平坦地が限られ、居住空間や商業地域などが集約的に形成されているため、交通問題や生活環境問題等の課題を抱えています。

このため、自然災害の防止や自然環境との共生を図りながら、市民生活の安全を守り、快適でゆとりある居住空間の確保に努めます。



第3章

まちづくり構想の実現に向けて

基本構想

第1節 まちづくりの基本的な考え方

1 協働によるまちづくり

まちの将来像の実現を目指すために、各種施策を展開していくこととなりますが、効果的に展開されるよう、まちづくりに必要な施策全体に共通する基本的な考え方を示し、まちづくりの基本目標・施策の大綱へと繋げていきます。

地方分権が進展する中、多様化した市民ニーズに対応するため、これまでの行政主導のまちづくりから脱却し、市民主体のまちづくりを進めていくことが求められています。

本市が目指す「協働」とは、自分たちのまちをどのようにしたいのか、「自ら考え」「自らの力で」実行することを基本におき、市民と行政がお互いを理解し、尊重しながら、それぞれの役割を担い、ともに地域を支えあう活動のことです。

市民が培ってきた豊かな能力やノウハウを活かしながら、本市にあったさまざまな形の「協働」を創りあげていくこととします。

それには、市民協働を担う基礎組織となる地域コミュニティの活性化が不可欠となり、地域の相当な努力が求められるため、行政・議会が一体となってその先頭に立ち、支援・指導していく必要があります。

今後は、行政職員があらゆる機会に積極的に参画し、市民、職員ともにまちづくりに対する意識の高揚と融和を図りながら、市民とともに協働によるまちづくりに取り組みます。

2 生涯学習による人づくり、人を大切にするまちづくり

まちづくりの基本は、人づくりであるという認識のもと、地域文化や産業技術、健康、福祉などあらゆる学習活動を生涯学習として捉え、市民の学習意欲を高め、生涯学習活動の体制整備、学習情報の提供、学習機会の拡充に努めるとともに、イベントや各種活動などを通して、地域のリーダーとなる人材やさまざまな分野において後継者となる人材の確保と育成を図ることにより、まちづくりを推進します。

さらに、学んだ成果をまちづくりに活かすため、その成果を十分に発揮できるような環境を整え、適切に評価されるシステムづくりに努めます。

また、ボランティア意識の高揚に努め、地域に連帯感が生まれるよう、ともに支えあい温かみのある、人を大切にする心を育てます。

3 市民力を結集する仕組みづくり

市民のさまざまな活動が、自由な発想のもとに活発に行われるようボランティア活動、NPO^{※1}の活動、生涯学習活動、まちづくり・地域づくり活動、福祉活動、子どもの健全育成活動など総合的な支援体制の確立が必要です。

また、機能が低下しているコミュニティ運営については、市民主体の支援体制を確立して、その維持を図るとともに、NPOやコミュニ

※1 NPO

Non-Profit Organizationの略語で、民間非営利法人と訳される。利潤追求、利益配分を行わず、自主的・自発的に公共的な活動を行う民間組織・団体

ティビビジネスなどの活動への支援も必要です。

さらに、行政サービスを進めていく過程で、積極的な情報の提供・公開などに努めるとともに、特に若者や女性、高齢者などあらゆる市民のアイデアが、市政に反映されるよう市民力を結集し、活力を創出するまちづくりの仕組みづくりに取り組みます。

第2節 計画推進のために

※1 行政改革実施計画 (集中改革プラン)

行政改革大綱を基本として、行政が取り組むべき具体的な事項を体系化した指針

※2 定員適正化計画

同規模団体と比較して超過している職員数を計画的に削減する等、簡素で効率的な行政経営を目指すために平成18年度に策定した計画

※3 目標管理制度

行政職員が担当する仕事の問題点を発見し、職場の目標(施政方針等)と合った目標を設定し、その目標を自主的・自律的に努力して管理することによって、仕事の改善を図るというマネジメント方法で、その流れは、計画(目標設定: Plan)→実行(職務遂行: Do)→評価(成果確認: Check)→行動(改善活動: Action)を繰り返して実行する仕組み

※4 マネジメントサイクル

事業などの実施結果を評価し、そこで認識した課題・問題点を解決するための改革・改善内容を、翌年度の事業計画に反映する仕組み

1 行財政改革の推進

限られた財源を有効に活用し、地方分権に対応できる自立した質の高い行政サービスを確保するため、「行政改革実施計画(集中改革プラン)」※1「財政健全化計画」「定員適正化計画」※2に基づき、行財政改革を積極的に推進します。

また、市民の期待を担って活動する行政職員の能力向上のため、さまざまな研修制度を充実し、目標管理制度※3の導入などを図ります。

2 ハード重視からソフト重視への施策の展開

これまでの都市基盤整備等に代表されるハード施策重視ではなく、すべての人が暮らしやすい市民生活の充実のため、これまで以上にソフト施策を重視し、ハードのためのハード施策から、ソフト施策と連携したハード施策の展開へと方向転換を図ります。

3 各種施策の連携強化と一体的な施策の展開

まちづくりを進めていく上では、各種施策が総合的かつ効果的に展開されなければなりません。ひとつの分野における施策の展開のみではなく、それぞれの分野の連携による施策の展開はさらに効果的と思われます。

新しい社会の創造を目指し、分野の垣根を越え、それぞれが連携した一体的な施策の展開を図ります。

4 計画推進体制の整備

総合計画の進捗管理や事務・事業の点検・評価などのマネジメントサイクル※4を確立するため、行政評価システムを推進し、行政内部の自己評価だけでなく市民参画のもとで運用されるように努めます。また、この結果が財政運営にも連動する仕組みの確立に努めるとともに、地域経営の考え方を導入し、まちづくりを戦略として捉え、施策の展開を図ります。

以上のことを踏まえ、「協働」と「行財政運営」をこれからのまちづくりを行ううえでの共通目標として捉え、市民が夢と希望を語れるようまちづくり構想の実現に向けて、各分野に横断する施策の展開を図ります。

第4章

まちづくりの基本目標(施策の大綱)



第1節 共通目標



共通目標 1

参画と連携による自立した地域の確立
【協働】

将来の姿

市民が主体的にまちづくりに取り組み、
市民が主役の行政経営が行われるまち

実現するために

市民一人ひとりが元気で夢のある生活を実現するためには、行政だけでなく、市民自らも積極的にまちづくりに参画することが重要です。

市民と行政とが、「相互自立」「対等関係」「役割分担」という考え方に基づいたパートナーシップを構築していく必要があります。

- ◆ 広報・広聴活動や情報公開の促進
- ◆ 市民の生涯学習等で培われた豊かな発想やニーズを行政に反映する仕組みづくりの構築
- ◆ 地域コミュニティを基盤とするまちづくり活動やNPO、ボランティアなど、市民の主体的な地域活動の支援・指導
- ◆ 行政経営への積極的な市民参画の推進
- ◆ 市民が互いに協力し、連携しあう仕組みづくりの構築



共通目標 2

効果的・戦略的な行政経営への転換
【行財政運営】

将来の姿

効率的な財政運営と効果的で高度な
行政サービスが提供されているまち

実現するために

限られた行政資源を有効に活用し、地方分権に対応した質の高い行政サービスを確保するため、効果的で戦略的な行政経営に努める必要があります。

- ◆ 地方分権に対応できる自律したまちづくりの推進
- ◆ 行政サービスの維持・向上と財政運営の効率化
- ◆ 機動性が高く、政策形成機能が充実した組織の確立
- ◆ 目標管理制度の確立と説明責任が果たせる行政経営

第2節 基本目標(分野別目標)



基本目標 1

自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保
【自然環境・生活基盤】

将来の姿

豊かで美しい自然環境が保全され、
安全で暮らしやすいまち

実現するために

豊かで美しい自然環境を保全し、安心できる生活空間を確保するための計画的な都市づくりとともに、快適な居住環境の整備が必要です。

また、近年における情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展により、産業経済のみならず日常生活に至るまで情報化への対応が必要です。

- ◆住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりの推進
- ◆自然環境の保全・継承
- ◆自然環境との調和を基調に、環境負荷の少ない循環型社会の構築
- ◆定住性の高い快適な居住環境の確保
- ◆防災、消防体制の強化による安全なまちづくりの推進
- ◆消費者を守る消費者保護対策の充実
- ◆市内の幹線道路や生活道路、港湾等の整備充実
- ◆離島における海上交通環境の充実
- ◆地域内外の情報交流や情報発信の積極的な推進
- ◆だれもが情報化に対応できる社会環境づくりの推進



基本目標 2

健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成
 【保健・医療・福祉】

将来の姿

すべての市民が心身ともに健康で、
 安心して生き生きと生活できるまち

実現するために

急速な少子・高齢化が進行する中、子育て支援や高齢者の自立した日常生活の営みなど、保健・医療・福祉の連携のもと、子どもから高齢者までのすべての市民が支えあいながら、健康で安心して暮らせるまちづくりが必要です。

- ◆ 健康増進を中心とした保健サービスの充実
- ◆ 医療体制の充実や各施設間の連携強化
- ◆ 地域における保健・医療サービスの向上
- ◆ 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備
- ◆ 高齢者や障害者の社会参加の促進
- ◆ 要介護者の増加を抑制するための介護予防の充実
- ◆ 総合的な地域福祉体制の充実
- ◆ 地域での支えあいを中心とした福祉サービスの充実

第4章 まちづくりの基本目標(施策の大綱)

第2節 基本目標(分野別目標)



基本目標 3

明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興

【教育・文化】

将来の姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、教育や芸術文化活動、
社会活動に生き生きと参加し、自己実現ができるまち

実現するために

すべての人々の人権や個性が尊重され、ゆとりや生きがいを実感できる社会の実現が求められています。

歴史と伝統ある郷土に誇りと愛着をもち、生涯にわたる学習を通して、さまざまな分野で活躍できる創造性に富んだ人づくりが必要です。

- ◆ 人権教育の充実と平和意識の高揚
- ◆ 児童・生徒が生涯にわたり、人間として成長と発達を続けていく基盤となる力の育成
- ◆ 「豊かな心の充実」「確かな学力の向上」「生きる力の育成」を図る教育の推進
- ◆ 学校・家庭・地域社会・関係機関が連携した開かれた学校づくりの推進
- ◆ 生涯学習、生涯スポーツ、芸術文化活動などの支援
- ◆ 社会教育関係団体や地域活性化団体の育成支援
- ◆ 歴史文化遺産や伝統文化の保存・継承と活用
- ◆ 大学や高等学校等の高等教育機関との地域連携の推進



基本目標 4

活力ある産業振興と雇用の創出
【産業振興】

将来の姿

すべての産業が活性化し、
市民の生活が豊かで安定しているまち

実現するために

市民の生活の安定や若者の定住化を図るためには、農林水産業の活性化に向けた取り組みや地域の特性等を活かした新たな産業の創出など、安定した地域産業の発展と雇用の場の確保が必要です。

また、特産品の開発や平戸ブランドの確立を図り、全国市場に応える「平戸ならではの」地場産業の振興が必要です。

※ 1 コミュニティビジネス

地域の中でのさまざまな課題、問題を解決するため、自分たちのアイデアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動

※ 2 内発型産業

外部資本に頼らず、地域における人材、農林水産業等の基幹産業の基盤、情報通信基盤などの内部に有する資源に着目し、活用した産業起こしのこと

- ◆ 農林水産物の生産性向上と流通・販売体制の改善、高付加価値化等による生産額の向上
- ◆ 地域の産業を担う人材の育成と確保
- ◆ 農林業・水産業・観光業・商業が一体となった特産品等の開発と安定的に供給できる体制づくりの推進
- ◆ 地産地消の推進など農林水産業と観光との連携強化
- ◆ 福祉、教育等に関連したコミュニティビジネス^{*1}などの新たな内発型産業^{*2}の育成と雇用の場の創出
- ◆ 平戸の特色を活かした産業の創出や外部資本を活用した産業の活性化



基本目標 5

魅力ある観光の振興と交流人口の拡大
【観光・交流】

将来の姿

国の内外から多くの人を訪れ、市民と交流し、
楽しく快適に過ごすことができるまち

実現するために

豊かな自然環境をはじめ、海外との長い交流の歴史から育まれた独自の伝統文化や歴史的遺産など、多彩な地域資源に恵まれており、これらを最大限に活用し、観光客や交流人口等の拡大を図り、地域の活性化や賑わいを創出していく必要があります。

- ◆ 多様な観光資産を結ぶ新たなルートづくり
- ◆ 来訪者のニーズに応える観光施設の整備・充実
- ◆ 農林水産業等と連携した体験型メニューや海を活かした个性的な観光メニューの提供
- ◆ ゆっくりと堪能できる魅力ある滞在型観光地の形成
- ◆ プロモーション戦略の強化
- ◆ 西九州自動車道の整備促進
- ◆ 国際交流と地域間交流の推進

平戸市 こどもの 夢

未来像作品
コンクール



絵画の部

「自家発電の市 平戸」

最優秀賞

久松 貴大 (志々伎小学校 6年)

こともの 夢

平戸市の 将来像作品コンクール

作文の部

花いっぱい町

中津良小六年 岩本みのり

私が考える将来の平戸市・それは、花
いっぱい町です。私は、花を見ると心が和
みます。だから、たくさんの方が平戸市民の
心を、和ませてくれるといいなと思、たから
です。これが一つ目の理由です。

二つ目の理由は、平戸市の人口は、将来減
少し、にぎやかな町も、静かになるのではな
いかと考えました。そこで、花を植えてにぎ
やかな町にしたいと思、たのです。

三つ目の理由は、平戸市だけでなく地球環
境の問題です。今、地球温暖化が進んでいま
す。そこで、少しでも植物を増やさなければ
いけないと思、たのです。今、漁師さん達が
森に木を植える活動をしています。この活動
とあわせて町に花を植える活動を展開してい
けば、地球にもやさしく、人の心も明るくて
きると考えました。

私は、花がない時のさみしさと、花がある

時の明るさ、にぎやかさを実際に感じました
それは、一学期と二学期の学年の様子からで
す。一学期は、教室にほとんど花がありません
でした。ですが、二学期の学年会で、水曜
日に花を集めようと決めました。それから、
花が集まり、教室が楽しく、にぎやかになり
ました。その時私は、心がやさしくな、たこ
とを感じました。

そして、私は自分で花を育ててみようと思
いました。そこで植えたのは、チューリップ
と、ボンボンアスターと金魚草です。この花
は、写真を見た時に、パッと心を明るくさせ
てくれた花です。だから、他の人の心も、パ
ッと明るくしてほしいという願いがありました。

そこで私は、花ことは調べてみました。
平戸市に植えた花も花ことは考えてみま
した。一つ目は、「平和」という花ことはを
もつ大輪百日草です。これは、平戸市がいつ
までも平和でありますようにと考えました。

40.3

二つ目は、「清らかな心」という花ことばを
もつ白花カスミ草です。これは、平戸市の人
人がみんな清らかな心でいてほしいと考
えました。三つ目は、「光輝」という花ことばを
もつひまわりです。これは、平戸市がいつま
でも光り輝いてほしいと考えました。これが
合わせると、平戸市の人々が清らかな心をも
ち、いつまでも平和で光り輝いてほしいとい
う願いになります。この願いが実現できたら
いいなと思います。

私は、花は人を明るくしたり、にぎやかに
してくれるだけではなく、人に勇気をくれる
ものだと思います。「私と小鳥とすず」とい
う金子みすゞさんの詩があります。花は、
色も形も大きさもさまざまです。色も形も大
きさもちがうからこそ花はいいのだと思いま
す。これは、人にとっても言えることです。
顔も大きさも得意なこともちがうからこそ
いいのです。だから、私たちにそんな勇気もあ
たえてくれているのでは、と思いました。

40.4

私は、花ことばを調べて、花にもいろいろ
な意見があるんだなと思いました。そして
花の良さを見つけて、花は人を和ませ、楽し
ませ、明るくし、にぎやかにし、勇気をあた
えるすばらしいものだと思っています。そこ
れからも花を大切にしたいと思っています。そ
で平戸市の道の両わきや、ちゅう車場など
に平戸ツツジだけでなく、平和、清らかな心、
光輝という花ことばをもつ、大輪百日草、白
花カスミ草、ひまわりを植えて、通勤、通学
の子供から大人までたくさんの方の心を和ま
せたり、楽しませたり、勇気をあたえたいと
します。そして、平戸市を花いっぱい
の町にしたいです。そして、それを、日本、世界へ広げたいです。

「花いっぱいの町」
最優秀賞
岩本 みのり（中津良小学校6年）

その他、作文の部の入選者の作品はP163へ

平戸市の
将来像作品コンクール

絵画の部



「カラフルなおしろの町」
優秀賞（小学校低学年）福田 美佳（紐差小学校1年）



「みんなわくわく夢のスクールトロッコ」
優秀賞（小学校高学年）大石 雄稀（田平南小学校6年）



「たのしいゆうえんち」
佳作（小学校低学年）中瀬 大陽（度島小学校2年）



「豊かな海をいつまでも」
佳作（小学校高学年）濱河 千聖（田助小学校5年）



「未来の平戸」
佳作（小学校高学年）松田 修平（田平南小学校6年）



「未来の平戸」
佳作（中学生）阿部 恭平（平戸中学校1年）



第3部 基本計画

第1章 基本計画の策定にあたって P 050

第2章 共通目標 P 054

第3章 基本目標（分野別目標） P 066

第4章 やらんば燦燦プロジェクト（重点プロジェクト） P 144



第1節 基本計画策定の目的

これからのまちづくりの進め方としては、まず、地域の現状をしっかりと見据えることにより課題を的確に捉え、市民と行政がお互いを尊重し、それぞれの役割を担い、ともに支えあいながら、課題解決のために立案、決定した施策や事業を実施するとともに、さまざまな角度から検証していくことが重要です。

さらに、まちづくりを進めるうえでは、市民の意志を大切にすると同時に、市民の意向を反映することが求められます。そのため市民には、まちづくりの主役として地域に関わる課題や平戸市の課題への理解を深め、主体的に行動する姿勢を持つことが望まれます。

一方、行政においては、専門性を高め政策形成能力の向上、高度情報化への対応を図るほか、市民の理解と協力を得るため、市民に分かりやすい情報の提供と説明責任を果たす必要があります。

また、平戸市に住み、活動するすべての市民、企業、団体などと行政が一体となって、平戸市が目指す将来の姿を共有し、市民とともに「協働によるまちづくり」を推進していくために、市民との信頼関係の確立を目指すとともに、市民の「自分の地域は自分の手で創る」という気持ちを高める努力をしていかなければなりません。

そこで、基本計画は、基本構想で掲げるまちの将来像である『ひと (HITO) 響きあう 宝島 平戸』の実現に向けて、市民と行政がお互いを尊重し一体となって目指す目標を明示するとともに、目標を達成するための取り組みの方向を体系的に示し、行政経営の基本となる計画として、総合的に施策の展開を図ることを目的としています。

第2節 基本計画の構成

基本計画は、基本構想に掲げる「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」に沿って、2つの「共通目標」と5つの「基本目標（分野別目標）」に基づく16の基本方向、45の基本施策と114の主要施策、そして、主要施策のうち重点を置いて実施しなければならない関連する施策を横断

的に取りまとめた3つの「重点プロジェクト」で構成しています。

各基本方向の内容については、それぞれ次のような構成になっています。

現状と課題

施策に取り組むにあたって、各分野の現状や近年の大きな動向とそれを踏まえた解決すべき課題を示しています。

市民の満足度(50項目)～市民アンケートから～

平成18年7月に実施した「平戸市総合計画にかかるアンケート」の中で、「現状に対する満足度」50項目について、「満足」と回答が得られた市民の割合を示しています。

目標・方針

施策が目指す目標や方針を示しています。

施策体系

基本目標の中で定める施策の基本方向、基本施策、主要施策を図式化したものです。

施策の内容

現状と課題を踏まえ、施策の目標・方針を実現するために、今後、平戸市が取り組むべき施策を示しています。

やらんば指標（成果指標）

施策の達成状況をできるだけ分かりやすく示すため、客観的な指標と数値を用いて達成目標を示しています。

成果指標を設定することによって、これを一つの目標として、達成状況の進捗を管理しながら各施策を展開していくことになりますが、目標が数値の達成だけに終わるのではなく、本来の目標を見失うことがないように留意し、将来像である『ひと（HITO）響きあう 宝島 平戸』の実現に繋がります。

みんなのまちをよくするために・・・

まちの将来像の実現を図るために展開するさまざまな施策や取り組みは、市民の主体的なまちづくりへの参画によってその成果が拡大されます。

そこで、今後、市民と行政がともに支えあいながら、「協働によるまちづくり」を推進していくための市民の基本的な活動等を示しています。

第3節

まちの将来像を実現
するための施策体系図

基本理念

ともに支えあつていく協働の精神による

市民と行政が一体となったまちづくり

まちの将来像

ひと(HITO)響きあう 宝島 平戸

共通目標

参画と連携による
自立した地域の確立
【協働】

1

1 市民参画による
まちづくりの推進

1 市民協働型社会の確立

2 生涯学習成果の活用

3 多彩なコミュニティ
活動の支援

効果的・戦略的な
行政経営への転換
【行財政運営】

2

1 機能的でコンパクトな
行政経営の推進

1 効率的な行政経営の推進

2 健全な財政運営の推進

基本目標（分野別目標）

自然と共生した安全で
快適な生活基盤の確保
【自然環境・生活基盤】

1

健やかで笑顔とやさしさが
あふれる地域社会の形成
【保健・医療・福祉】

2

明日を担う人材の育成と
個性豊かな地域文化の振興
【教育・文化】

3

活力ある産業振興と
雇用の創出
【産業振興】

4

魅力ある観光の振興と
交流人口の拡大
【観光・交流】

5

まちづくりの方向性

◆海としま・大地の恵みを活かした
産業をはぐくむまち

◆豊かな自然と歴史文化が新たな
出会いを生みだす交流のまち

やらんば燦々プロジェクト

ずっと住みたいまち創出プロジェクト
宝を磨き活かすプロジェクト
輝く人づくりプロジェクト

基本方向

基本施策

1 美しい自然環境の保全・継承

- ▶ 1 環境保全対策の推進
- ▶ 2 循環型社会の構築

2 快適な生活環境の充実

- ▶ 1 魅力ある居住空間の形成
- ▶ 2 水資源の確保と安定供給
- ▶ 3 都市環境の整備

3 安全・安心なまちづくりの推進

- ▶ 1 総合的な防災対策の推進
- ▶ 2 消防・救急救命体制の充実・強化
- ▶ 3 交通安全対策の充実
- ▶ 4 防犯対策の推進

4 まちを支えるネットワークの充実

- ▶ 1 交通ネットワーク基盤の整備
- ▶ 2 情報を享受できる環境づくりの推進

1 笑顔いっぱいのまちづくり

- ▶ 1 健康づくりの推進
- ▶ 2 医療提供体制の充実
- ▶ 3 保健・医療・福祉ネットワークの充実
- ▶ 4 暮らしを支える制度の充実

2 とともに支えあう福祉の充実

- ▶ 1 子育て支援の充実
- ▶ 2 高齢者福祉の充実
- ▶ 3 障害者福祉の充実
- ▶ 4 地域福祉の推進

1 人権・平和意識の確立

- ▶ 1 人権教育の充実
- ▶ 2 男女共同参画社会の実現
- ▶ 3 平和教育の充実

2 生きがい輝く生涯学習の推進

- ▶ 1 幼児教育・学校教育の充実
- ▶ 2 社会教育の充実
- ▶ 3 市民スポーツの推進

3 地域固有の文化の継承と創造

- ▶ 1 歴史・伝統文化の保存・継承・活用
- ▶ 2 芸術文化活動の推進

1 次代を見据えた地域産業の振興

- ▶ 1 魅力ある農林業の振興
- ▶ 2 豊かな水産業の振興
- ▶ 3 にぎわいのある商工業の振興
- ▶ 4 産業を担うひとづくり

2 平戸ブランドの確立

- ▶ 1 特産品の振興

3 新たな産業の創造

- ▶ 1 新たな産業を生み出す環境づくり

1 宝を活かした観光の推進

- ▶ 1 テーマ観光の推進
- ▶ 2 人にやさしい観光地づくり
- ▶ 3 体験型・滞在型観光の推進
- ▶ 4 観光プロモーションの強化
- ▶ 5 外国人観光客の誘致

2 地域・国際交流の推進

- ▶ 1 地域交流の推進
- ▶ 2 国際交流の推進

◆ とともに支えあい安心して暮らせる共生のまち

第2章 共通目標

まちづくりを推進するための最も根源的な目標を、
「参画と連携による自立した地域の確立 【協働】」と
「効果的・戦略的な行政経営への転換 【行財政運営】」
の2つを共通目標として掲げ、この共通目標を施策展開の根底の両輪として
あらゆる施策を展開していきます。

共通目標 1

参画と連携による自立した地域の確立 【協 働】

第1節

市民参画によるまちづくりの推進

現状と課題

- ◆ 地方分権の進展、多様化する市民ニーズや複雑化する社会の課題に対応するため、これまでの行政主導のまちづくりから脱却し、市民と行政によるパートナーシップのまちづくりを進めていくことが求められています。明確な役割分担のもと、市民が培ってきた豊かな能力やノウハウをまちづくりへ活用していくことが必要です。

また、市民の意見を政策決定にどのように反映させるかが課題となっています。

- ◆ 広報ひらどや市ホームページ、情報公開制度などにおいて、市民へ市政情報を提供するとともに、各種審議会等の委員の市民公募制度や市政懇談会、「平戸市への提言」など、市民の声を市政に反映させることに努めています。

しかし、各種審議会等の委員への応募や市政懇談会への参加数は少なく、「平戸市への提言」も苦情など偏りがあるのが現状です。

市民と行政が良好なパートナーとしてまちづくりを進めていくためには、市政に関する行政の説明責任を果たすとともに、必要な情報を共有していくことが重要です。情報を市

民へ提供するだけでなく、理解してもらい、まちづくりに関する市民参画の意識をいかに高めるかが課題です。

- ◆ 市民のまちづくりにつながるあらゆる学習活動を「生涯学習」と捉え、人々の学習成果を活かしたまちづくりを進めています。

しかし、これまでは、その多くが自己の充実や生きがいのづくりの範囲を超えきれず、学んだ成果のまちづくりへの活用が不足しています。

これからの生涯学習は、市民がさまざまな活動を行うとともに、一人ひとりの活動を地域で活かし、社会と結びつくことで生きがいを創出し、地域の活性化へつなげていくことが求められています。



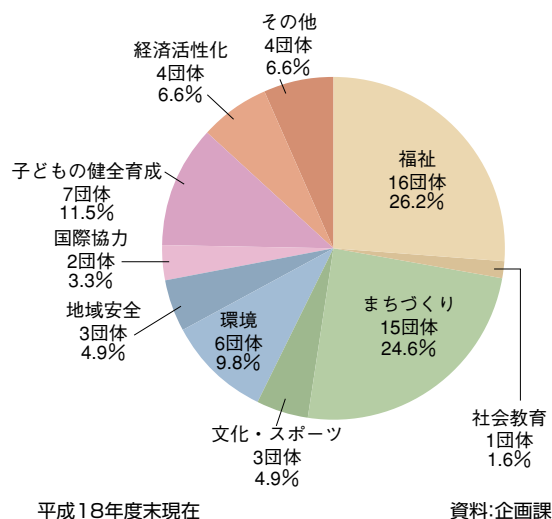
市政懇談会

◆ 人口の減少や少子・高齢化の進行、市民の価値観の多様化等により、コミュニティ意識の希薄化が進み、子育て、高齢者の介護、産業の担い手不足などさまざまな課題が顕在化している中、多種多様な分野において自主的・自発的な市民活動が活発に行われており、平成18年度までにまちづくり団体が30団体、NPO法人が8法人設立されています。

今後も、社会的、時代的背景により、自治会やまちづくり団体、NPO法人を中心とした市民活動がますます活発化し、公益を担う新しい主体としての地位が認知されるものと考えられます。

地域を支えるまちづくりの担い手となる多様なコミュニティ組織と連携を図りながら、「自分たちのまちは自分たちで創る」という自治意識を持ち、主体的な地域活動に取り組んでいく必要があります。

■ボランティア・NPO登録団体の状況



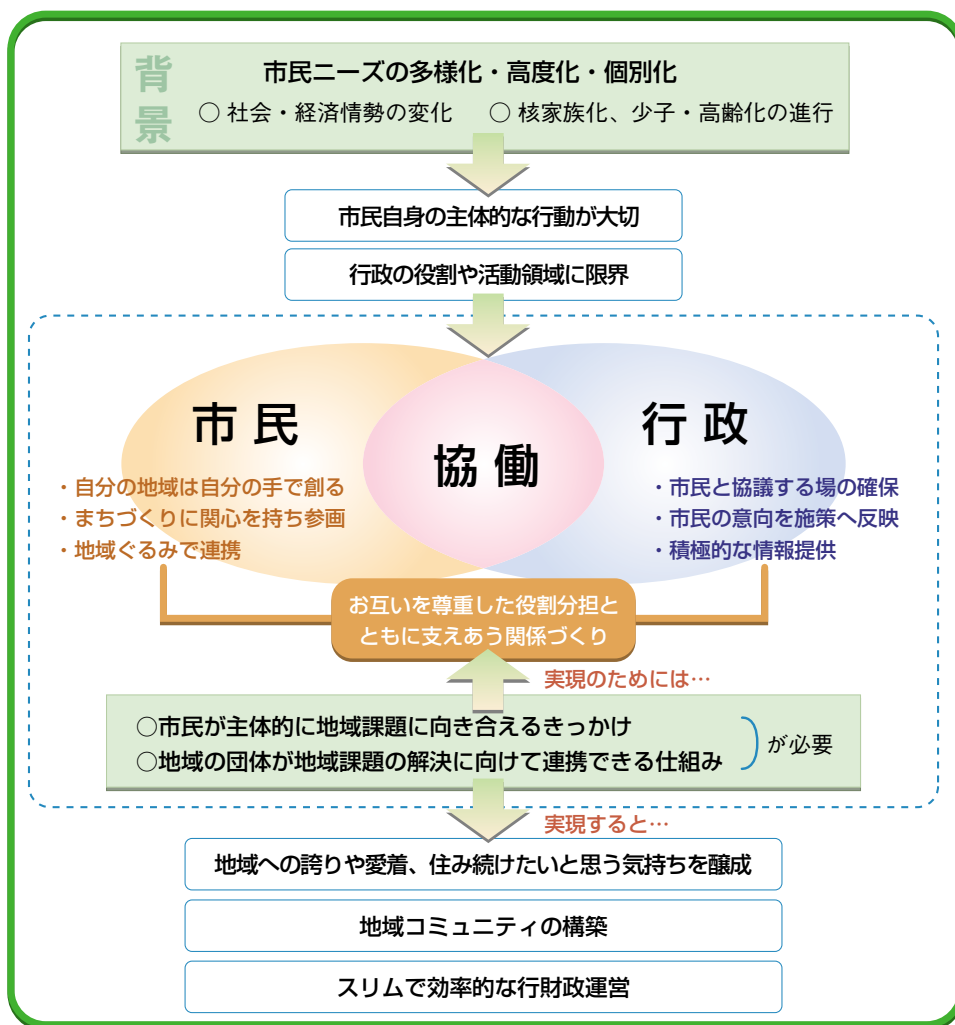
市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
市政に関する情報提供の場と機会の充実に関すること	42.0%	市政への住民意向の反映に関すること	29.2%
生涯学習の充実に関すること	72.1%	市民団体やNPO法人などによる活動に関すること	57.7%
町内会や子ども会などの地域活動に関すること	67.8%		

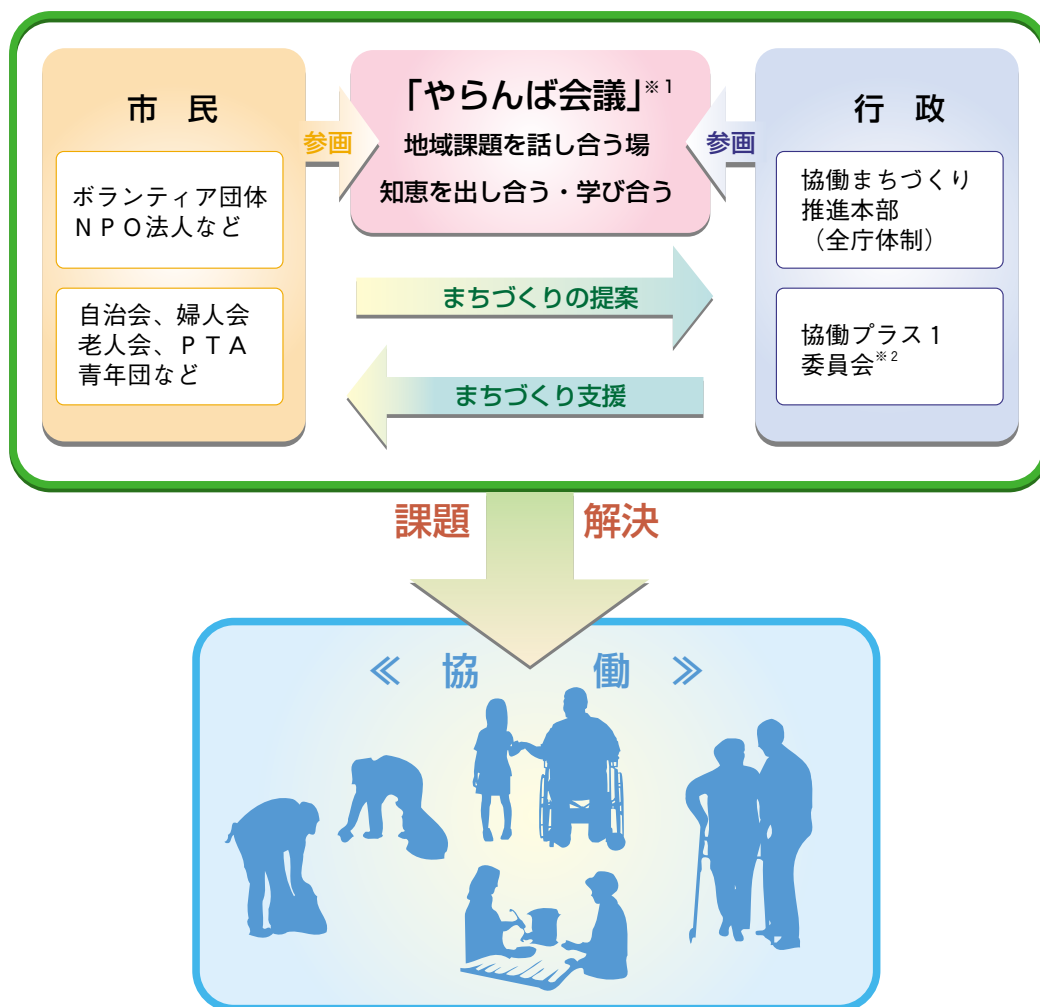
目標・方針

市民と行政が対話し、市民が積極的に市政に参画することにより、市民・地域主体のまちづくりを目指します。

■ 協働によるまちづくりイメージ



■ 協働によるまちづくりの進め方



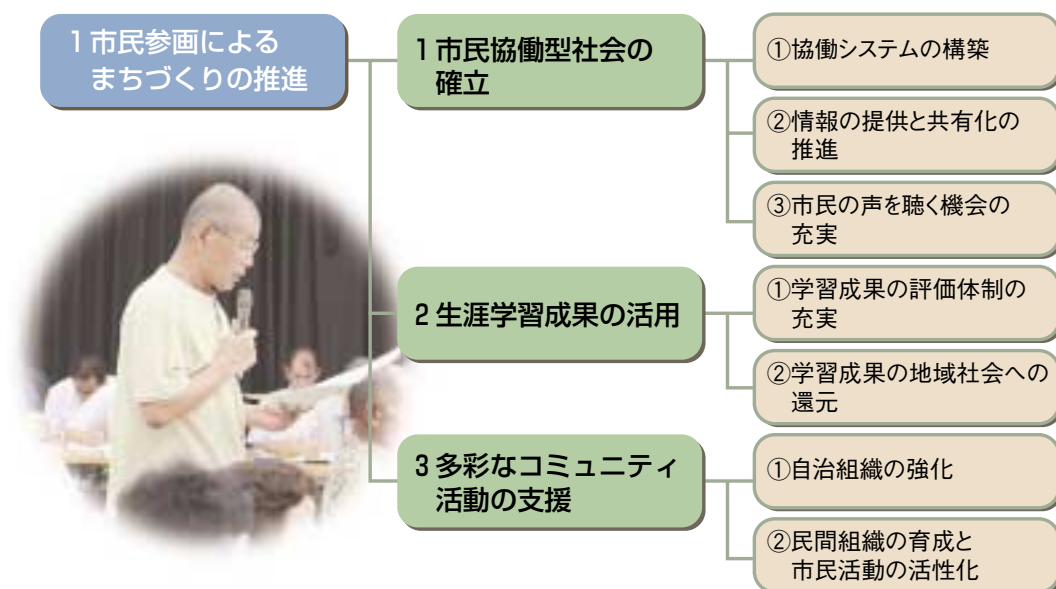
※1 やらんば会議

市民と行政が一体となって、まちづくりに関する地域の課題・問題点の解決に向けて話し合う会議

※2 協働プラス1委員会

市職員が、仕事以外に一つまちづくり活動に参画することを目的に委員を公募し、組織する委員会

施策体系



施策の内容

1-1-1 市民協働型社会の確立

① 協働システムの構築

- ◆ 市民と行政が対話を深めることにより、お互いを理解し、尊重しながら、それぞれの役割と責任を明確にし、連携・協力していく、平戸市独自の協働システムを構築します。
- ◆ 協働に関する実施計画を策定するとともに、モデル事業の募集による協働化事業を実施します。
- ◆ 市民がまちづくり活動を展開する上での課題を解決するため、市民と行政が協議する場を設置するなど、市民自らが積極的にまち

づくりの立案、計画、実践するための自立した体制づくりを支援します。

- ◆ 各種審議会への公募委員の積極的な登用やまちづくりに関するワークショップの開催など、市民の意向を施策に反映させる仕組みを充実します。
- ◆ 市民がまちづくりへ参画しやすい環境を整え、市民が互いに協力し、連携しあう仕組みづくりに努めます。
- ◆ 市民一人ひとりが、生き生きと暮らし、地域を支える原動力となるために、「市民1

ボランティア活動」^{*1}に取り組む運動を推進します。

② 情報の提供と共有化の推進

- ◆ 開かれた行政の実現を目指し、広報ひらどや市ホームページなどの充実により、市民のまちづくりへの意欲を喚起する情報を提供します。
- ◆ 市政情報について、市民が関心を持てるように分かりやすい内容で的確に提供します。
- ◆ 個人情報に配慮しながら情報公開制度を充実し、市政に対する市民の信頼獲得に努めます。

③ 市民の声を聴く機会の充実

- ◆ 市政懇談会や「平戸市への提言」、定期的なアンケート、パブリックコメント^{*2}などを実施し、市政に対する市民の意見を幅広く聴く機会を充実します。
- ◆ 自治会や福祉・社会教育関係団体、まちづくり団体など市民がまちづくりに関し集う場や機会に職員が積極的に参画します。

1-1-2 生涯学習成果の活用

① 学習成果の評価体制の充実

- ◆ 学習意欲の増進のため、公民館まつりや文化まつりなどを積極的に開催し、学習成果の発表機会を確保します。
- ◆ 学習成果の適切な評価に向けて、まちづくり表彰制度や「生涯学習パスポート」^{*3}を推進し、評価体制の充実に努めます。

② 学習成果の地域社会への還元

- ◆ 生涯学習が自己の充実や生きがいくりの範囲に納まるのではなく、習得した知識や技術など学んだ成果を地域へ還元することで、地域活性化やまちづくりに活かせる仕組みづくりに努めます。
- ◆ 公民館の各種講座・教室の内容を充実するとともに、学習者を講師として登用するなど、学習の成果をさまざまな分野で活かせる機会の提供に努めます。



三味線教室

※1 市民1 ボランティア活動

市民力の向上を図るため、市民一人ひとりが、家庭や職業としての役割の他に一つ以上実施するボランティア活動

※2 パブリックコメント

公衆の意見。行政が政策・制度等を決定する際に、原案を公表し、市民の意見を求め、それを考慮して決定する制度

※3 生涯学習パスポート

市民一人ひとりの学習成果やボランティア活動を「生涯学習パスポート」に記録することにより、自分自身で評価を行い、自己の向上を確認し、次の学習計画を立てるためのもの。また、市民の学習意欲の向上及びボランティア活動の推進のため、一定のポイントに達した場合、市が奨励証として表彰する。

1-1-3 多彩なコミュニティ活動の支援

① 自治組織の強化

- ◆ 地域が主体で動き、行政が住民自治を支援するという、自立した自治組織の体制づくりを支援します。
- ◆ 地域福祉、環境保全、道路管理、防災・防火・防犯、地域固有の歴史文化等の伝承など地域に密着したものについては、自治会が主体的に活動することで問題解決を図っていきます。
- ◆ 自治連合協議会や地域協議会、地域審議会※¹等と連携を図りながら、市民の積極的なまちづくりへの参画を促進していきます。
- ◆ 自治活動の拠点となる自治公民館の整備に対する支援を行うとともに、地域イベントなどの充実を図ります。
- ◆ 地域社会の連帯感を深めるため、子ども会、青年会、婦人会、老人会相互の交流促進や各地域固有の伝統行事・文化の継承等を通じて、コミュニティ意識の高揚に努めます。

② 民間組織の育成と市民活動の活性化

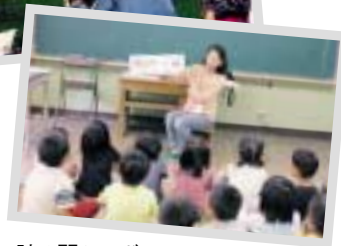
- ◆ まちづくりに関するあらゆる情報を提供し、市民意識の向上を図るとともに、ボランティア活動などに積極的に参画する仕組みづくりを整備します。
- ◆ 先進的な協働によるまちづくりを実践している地域をモデル地域として紹介し、他の地域へ

の普及促進を図ります。

- ◆ NPO法人やボランティア団体との協働、ボランティア団体相互の連携強化を推進し、団体の育成・支援に努めます。
- ◆ 情報の共有と発信の拠点として、公共の空き施設の提供や拠点機能の充実を図ります。



住民説明会



読み聞かせボランティア

※ 1 地域協議会・地域審議会

合併による行政区域の拡大に伴い、合併前の区域における地域住民の声を行政に反映させるため、行政からの諮問事項に対する答申や地域の課題について市長に対して意見を述べるができる組織。旧生月町、旧田平町、旧大島村の区域には地域協議会を旧平戸市の区域には地域審議会を設置している。

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
市民と進める協働事業数	H19	50件	134件	200件
市ホームページへのアクセス数	H18	247,398件	300,000件	360,000件
市政懇談会参加者数	H19	534人	834人	1,500人
まちづくり活動への市民の参加度	H18	14.6%	30.0%	50.0%
ボランティア団体数	H19	61団体	80団体	100団体
NPO法人認証数	H19	8法人	15法人	20法人

みんなのまちをよくするために・・・

- まちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりに関する活動へ積極的に参画しましょう。
- 市政懇談会などへ積極的に参加し、市政運営に意見・アイデアを提供しましょう。
- 生涯学習で学んだ知識、経験、技術を活かし、主体的にまちづくり活動に参画しましょう。
- ボランティア活動やNPO活動等の地域を支える活動に積極的に参加しましょう。
- 地域に関心を持ち、自分の役割を考え、地域の人と連携を深めながら、積極的に自治活動に参加しましょう。

共通目標2

効果的・戦略的な行政経営への転換【行財政運営】

第1節

機能的でコンパクトな行政経営の推進

現状と課題

◆ 国から地方へ、官から民へといった分権型社会において、自治体の権限や政策形成の重要性が拡大しています。行政に対する市民ニーズが複雑・多様化、高度化しており、人、時間、財源など行政資源が制約される中、経済が順調であったこれまでのような行政経営では限界にきています。

こうした背景を踏まえ、現在、「行政改革実施計画（集中改革プラン）」「定員適正化計画」「財政健全化計画」に基づき、行財政改革を推進しています。

◆ いかにまちづくりに必要な行政資源を確保し、効率的で生産性の高い行政経営を進めていくことが求められており、行政サービスの維持・向上に向けて、市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、柔軟で機動的な組織を確立するかが課題となっています。

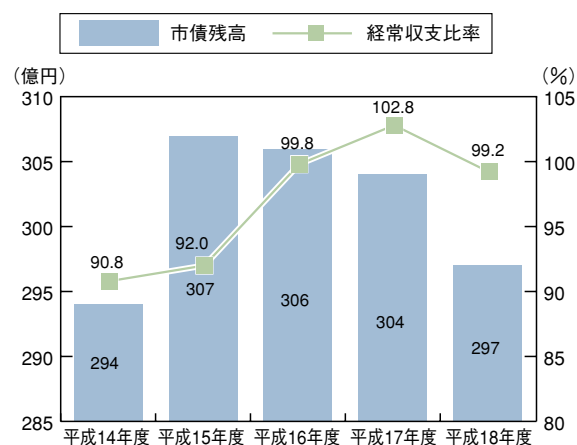
また、「平戸ならではの」政策を展開し、効果的・戦略的な行政経営を実現するためには、改革に意欲的で、創造的な政策形成能力を持つ職員のさらなる育成が必要です。

◆ 本市の財政状況は、景気低迷による市税収入の減少や三位一体の改革※1による地方交付

税等の削減、少子・高齢化の進行による扶助費の増大をはじめ、特別会計、公営企業会計などへの繰出金や公共施設の維持管理経費などの増大に伴う財政構造の硬直化が進んでおり、「財政危機宣言」を行うなど非常に厳しい状況です。

特別会計や公営企業会計、一部事務組合などを含めた実質公債費比率※2は17.2%となっており、市債依存度が高い状態で、今後も増加が見込まれます。

市債残高と経常収支比率の推移



資料:財政課

※1 三位一体の改革

地方分権を進めるために、国と地方の税財政を見直す改革で、

- ① 国庫補助・負担金の廃止・縮減、② 地方交付税の見直し、③ 地方への税源移譲の3つを一体的に行う改革

※2 実質公債費比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費負担に充当されたものの占める割合

今後とも多額の財政需要が見込まれることから、「財政健全化計画」の着実な実施が急務となっています。

また、まちづくり財源の根幹となる市税の

安定確保と納税の公平性の観点から、滞納整理の推進が重要な課題となっています。

市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
行財政運営の効率化に関すること	27.0%	生活に関する相談窓口や体制（分かりやすい組織機構）に関すること	39.1%
市民に対する市職員の対応に関すること	40.0%		

目標・方針

地方分権に対応した、効率的・効果的な行財政運営を目指します。

施策体系



施策の内容

2-1-1 効率的な行政経営の推進

① 恒常的な行政改革の推進

- ◆ 「行政改革実施計画（集中改革プラン）」「定員適正化計画」に基づき、『市民満足度の高いサービスを最小のコストで提供する協働型自治体』を目指して、行政改革を推進します。
- ◆ 「行政改革実施計画（集中改革プラン）」期間終了後においても、効率的・効果的な行政改革に努めます。
- ◆ 行政改革の進捗度など行財政運営を定期的に評価するため、市民の目によるチェック機能を持つ外部評価機関を設置します。
- ◆ 行政評価システムを適正に運用し、政策・施策の評価、事務事業の見直しや電子自治体の推進等に努め、効率的・効果的な行政サービスを提供します。

② 民間活力の導入推進と連携

- ◆ 行政責任の領域と行政の関与の必要性を充分に見極め、民間で行った方が効率性、経済性に優れているサービスについては、積極的かつ計画的に指定管理者制度^{※1}や民営化、民間委託など、民間活力の導入を推進します。
- ◆ 市民や地域、各種団体と職員とが積極的に交流し、情報交換や施策内容の検討などを進める組織づくりを推進します。

③ 組織・機構の適正化と職員の資質向上

- ◆ 抜本的な組織の再編統合と職員の適正配置を進め、効果的な定員管理に努めます。
- ◆ 窓口サービスのワンストップ化^{※2}を図り、迅速かつ確かな事務処理、親切で真心のある対応などにより行政サービスの維持・向上を図ります。
- ◆ 人材育成方針に基づき、さまざまな研修制度を活用し、職員の意識改革と専門的な知識や技術の修得など、職員の資質向上に努めます。
- ◆ 人事評価制度の導入により、人事管理の適正化を図ります。
- ◆ 行政事務の徹底的な見直しにより、組織の人員の最小限化にあたり、地域活性化の核となる人材として活用します。

④ 電子自治体の推進

- ◆ 個人情報保護などのセキュリティ対策に留意した行政手続きのオンライン化の推進、総合行政情報システム、住民基本台帳ネットワークシステムなどの利活用に積極的に取り組み、行政事務の効率化と迅速化を図ります。



平戸市公式ホームページ

※1 指定管理者制度

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、従来、公共的団体等に管理委託していた「公の施設」の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることによって、民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とした制度

※2 ワンストップ化

ワンストップとは「一か所、一度」の意味。一度の手続きでさまざまな関連する行政サービスを一か所の窓口で提供すること。

2-1-2 健全な財政運営の推進

① 持続的な財政基盤の構築

- ◆ 「財政健全化計画」に基づき、事業の優先順位、実施方法、財源対策、受益者負担のあり方を見直し、経常経費の削減や安定的な財源の確保を図り、将来を見据えた足腰の強い持続可能な財政基盤を確立します。
- ◆ 「財政健全化計画」期間終了後においても、引き続き健全財政を堅持します。
- ◆ 市税に対する市民の理解を求め、自主納税組織化の推進、積極的な滞納整理の推進、収納対策等の強化により、収納率の向上を図り納税の促進に努めます。

- ◆ 限られた財源の中で、市民が望む行政サービスを効率的に提供できるよう、メリハリの効いた予算配分による施策の重点化を図ります。

- ◆ 新しい地方財政再生制度^{*1}の導入や特別会計、公営企業会計、第3セクターなどを含む連結決算を前提とした新地方公会計制度^{*2}を導入します。

② 積極的な財政状況の公表

- ◆ 新地方公会計制度の導入による新たな財政指標を作成、公表し、資産・債務の適正な管理や世代間負担の衡平性の確保、決算情報の予算編成への活用を図ります。また、その他の財政状況についても、市民に身近に感じてもらえるよう工夫して随時積極的に公表します。

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
市職員数	H18	685人	638人	622人
経常収支比率	H18	99.2%	99.0%	95.0%
実質公債費比率	H18	17.2%	15.0%	13.4%
市債残高	H18	297億円	318億円	248億円

みんなのまちをよくするために・・・

- 行政改革の取り組みや適正な行政サービスが提供されているか評価を行いましょう。
- 身近な公共施設を大切に利用し、清掃など維持管理に協力しましょう。
- 市の財政状況について理解を深めましょう。
- 税制への理解を深め、納税義務を果たしましょう。

※1 地方財政再生制度

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生等を図るための制度。主な内容として、財政の健全性を現行「地方財政再建促進特別措置法」に基づき、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標により判定する。

※2 新地方公会計制度

現在の現金主義・単式簿記による地方公共団体の会計制度に替わり、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入した会計制度

第3章 基本目標(分野別目標)

さまざまな行政課題に対応するため、分野別に5つの基本目標を設定し、施策を展開します。基本目標の推進にあたっては、共通目標を根底に置き実施します。

基本目標1

自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保

【自然環境・生活基盤】

第1節

美しい自然環境の保全・継承

現状と課題

- ◆ 本市は海に囲まれ、海岸線は各所に岬が突出し、断崖などの自然景観がすばらしく、西海国立公園に指定されるなど美しい自然環境に恵まれています。

安満岳、鯛の鼻、川内峠、志々伎山などの自然公園が整備されており、その風光明媚な景観は大きな観光資産になっており、私たちはこの自然から安らぎやいやしなど数多くの恵を受けています。先人たちから受け継いだこの恵まれたすばらしい大自然を保全し、後世に継承することは今を生きる私たちにとって最大の使命といえます。

- ◆ 本市では、これまで大きな公害問題はなく、全般的に良好な環境を保全していましたが、近年は日常生活に起因する生活排水・交通公害・近隣騒音・廃棄物等の都市生活型公害の問題に加え、ダイオキシンや環境ホルモン、地球温暖化等非常に多様で特定の原因者を持たない、地球規模での複雑な環境問題が顕在化しています。

こういった公害を未然に防止するため、公害の発生源に対する指導・監視・調査を強化するなど、良好な環境を維持するための環境

対策を推進することが必要です。

- ◆ 現在、ごみは、北松北部クリーンセンターと大島村クリーンセンターで処理しており、最終処分場は、各地区に整備されています。

市民の快適な生活環境を実現するため、ごみの減量や7種類の分別回収によるリサイクルの推進、市民への啓発活動、市民団体への支援を行いながら、ごみ処理体制の充実やごみ処理施設の整備と適正処理などに努めてきました。

そのため、ごみの量は、年々減少しており、ごみの減量化が進んでいます。

今後とも、衛生的で快適な生活環境を維持し、持続可能な資源循環型社会^{※1}の形成に努めることが求められています。



北松北部クリーンセンター

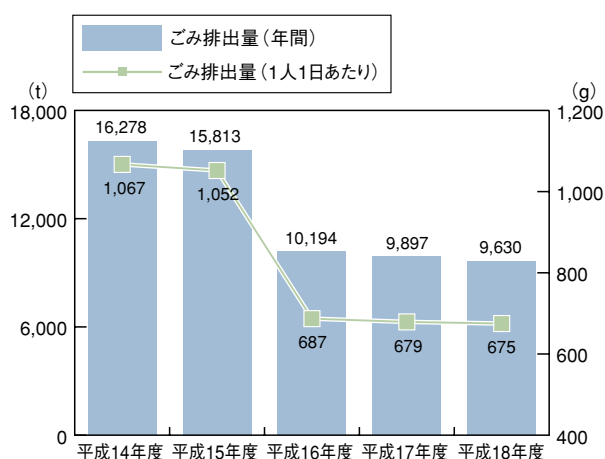
※1 資源循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化を図り、再生可能な資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や資源の循環的な利用および適正処理を図るなど、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできるだけ少なくし、循環を基調とする社会経済システムが実現した社会

- ◆ 汚水処理の状況は、し尿の計画収集、浄化槽及びコミュニティプラント^{※1}を設置し、北松北部クリーンセンターと大島村し尿処理場で汚泥処理を行っています。市内には公共下水道が整備されておらず、平成18年度では汚水処理人口が7,591人、汚水処理人口普及率が19.4%と低率となっています。

今後は、適正な生活排水対策のため、浄化槽の設置促進が必要です。

■ごみの排出量の推移



資料:市民課

■汚水処理の状況

単位:人

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人 口	41,801	41,180	40,640	39,930	39,077
汚水処理人口	5,243	5,722	6,761	7,197	7,591
農業集落排水	158	158	158	158	158
コミュニティプラント	130	130	170	170	204
浄化槽(合併処理)	4,955	5,434	6,433	6,869	7,229
汚水未処理人口	36,558	35,458	33,879	32,733	31,486
みなし浄化槽(単独処理)	3,329	3,225	2,675	2,675	2,620
計画収集	31,504	30,682	29,751	29,923	28,730
自家処理	1,725	1,551	1,453	135	136
汚水処理人口普及率	12.5%	13.9%	16.6%	18.0%	19.4%
水洗化率	20.5%	21.7%	23.2%	24.7%	26.1%

各年10月1日現在

資料:市民課

※1 コミュニティプラント

市町村が「一般廃棄物処理計画」に基づき、集落や団地などに地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設

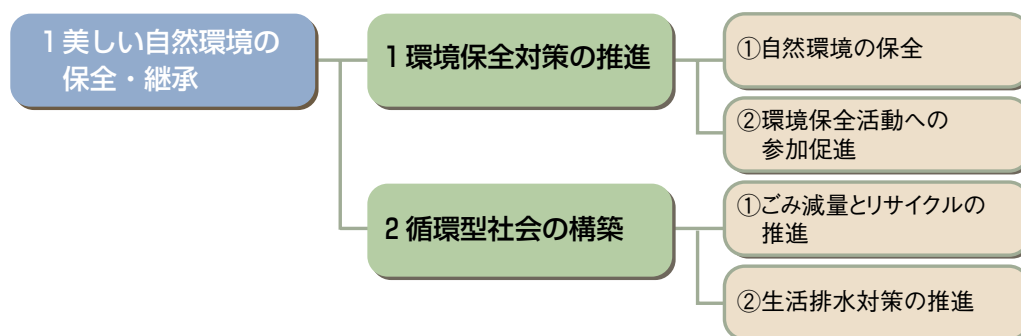
市民の満足度(50項目) ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
自然環境の保全に関すること	57.2%	ごみの収集・処理・減量化・再資源化対策に関すること	57.1%
生活排水処理、し尿処理の対策に関すること	52.1%		

目標・方針

豊かで美しい自然を保全し、環境にやさしい循環型社会を目指します。

施策体系



施策の内容

1-1-1 環境保全対策の推進

① 自然環境の保全

- ◆ 住民参画により「環境基本計画(仮称)」を策定し、環境に関する市民の意識向上を図り、総合的な環境保全対策を一体的に推進します。

- ◆ 工場・事業所等監視調査地点での測定を強化し、環境悪化を未然に防止します。

- ◆ 森林組合等の関係団体やボランティア等と一体となって雑木の伐採や棚田の管理などにより、山や傾斜地の環境の保全を推進します。

- ◆ 西海国立公園の特別地域の保護と景勝地などの整備・利用を促進します。また、自然公園の維持管理を充実し、有効な活用を図ります。
- ◆ 不法投棄の監視強化や適正な生活排水処理を推進し、海や河川の水質汚濁を防止します。
- ② 環境保全活動への参加促進
- ◆ 「自分たちの地域環境は自分たちで守り管理していく」という意識を高めるため、地域や学校などと連携し、環境教育・環境学習を推進します。
- ◆ 山間・丘陵部の森林について、散策路・ハイキングルートの充実や自然体験施設の整備等を進め、市民が自然と親しみ、自然の大切さを学ぶ場の提供を図ります。
- ◆ 市民が気軽に環境保全活動に参加できるような情報の提供とともに、環境に関する研修や講座などを開催し、地域リーダーやボランティアの育成を図ります。
- ◆ 子どもエコクラブなど地域における環境保全活動への支援や関係団体と連携したエコツーリズム^{※1}を推進します。
- ◆ 生ごみ活用による野菜づくりや家庭内排水の浄化を進めるため、EM培養機器^{※2}の貸与や活動団体への支援を行います。
- ◆ 地球温暖化を防ぐため、「チーム・マイナス6%」^{※3}へ参加する事業所等を支援します。

1-1-2 循環型社会の構築

① ごみ減量とリサイクルの推進

- ◆ 環境団体等との協力による啓発活動を充実し、市民の意識高揚を図ります。
- ◆ 「4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）^{※4}運動」や生ごみの堆肥化を推進し、一体的にごみの減量と有効資源の再利用を図ります。
- ◆ ごみの減量、再資源化、再利用に取り組む市民や団体等を支援し、分別排出、分別収集をさらに推進します。
- ◆ 地域のごみ減量リーダーを育成し、ごみ減量、リサイクルを推進します。



海岸清掃



古紙回収活動

※1 エコツーリズム

旅を通じて、環境保護や自然保護への理解を深めようという考え方で、環境の保護と地元の経済発展の両立を目指す。

※2 EM培養機器

EMは、Effective Microorganismsの略で「有用微生物群」と訳されている。自然界にある微生物の中から乳酸菌、光合成細菌、酵母菌等の善玉菌だけを集めて培養する機器。このEMを米ぬか等に添加して発酵させたものをEMボカシといい、生ごみの発酵資材として使われている。

※3 チーム・マイナス6%

京都議定書による温室効果ガス排出量6%の削減を目指す国民プロジェクト

※4 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）

Refuse（発生回避）、Reduce（発生抑制、減量化）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字で、環境問題を解決するキーワード

② 生活排水対策の推進

- ◆ 適正な排水処理対策を普及啓発し、市民や事業所の意識高揚を図ります。
- ◆ 生活排水及びし尿を処理できる合併処理浄化槽の設置に対し、支援することにより、快適な住環境を保持するとともに、水質汚濁防止を推進します。



河川清掃

やらんば指標(成果指標)

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
二酸化炭素排出量	H16	179,832t	172,639t	169,042t
1日のごみ排出量 (1人あたり)	H18	675g	619g	592g
污水处理人口普及率	H18	19.4%	25.3%	32.7%

みんなのまちをよくするために・・・

- 環境教育・学習に参加し、環境に対する理解を深めましょう。
- 緑豊かな自然を大切にし、環境保全に努めましょう。
- 地球温暖化防止のため、「チーム・マイナス6%」に参加し、省エネルギーに取り組まましょう。
- ごみを減らすための「4R運動」に積極的に取り組みましょう。
- 買い物などにマイバッグを利用しましょう。

第2節 快適な生活環境の充実

現状と課題

- ◆ 本市の住宅環境は、平成19年4月1日現在、公営住宅が913戸、一般住宅が60戸、特定公共賃貸住宅^{※1}が24戸の997戸が整備されています。

しかし、建築年が古く老朽化が著しい住宅が多く、また、耐震基準改定前の昭和56年以前の旧建築基準法に基づき建築された住宅が約45%を占めており、これらの住宅は耐震補

強がなされておらず、耐震性への問題が指摘されています。

今後は、計画的な改修等が課題です。

また、高齢者や障害者等に配慮したバリアフリー対策が十分とはいえず、さらには、低所得者に対する公平かつ的確な住宅供給が求められています。

市営住宅の状況

単位:戸

区 分	平戸地区	生月地区	田平地区	大島地区	計
公 営 住 宅	446	109	354	4	913
一 般 住 宅	0	60	0	0	60
特定公共賃貸住宅	0	12	12	0	24
計	446	181	366	4	997
うち耐用年数超過住宅	286	18	150	4	458

平成19年4月1日現在

資料:都市計画課

- ◆ 市民が快適な日常生活を過ごすためにも、緑豊かな美しい生活空間の確保は重要です。

これまで、花いっぱい運動の展開、都市公園、ポケットパーク^{※2}の整備や生活道路の改善等、美しい生活空間の整備に努めてきました。

今後も市民が安らぎや潤いを感じられるよ

う花や緑、水など憩いの空間の整備充実が必要です。

また、魅力ある観光地として、市民の環境美化意識を高め、たばこや空き缶などのポイ捨てによるごみの散乱をなくすために、地域で環境美化を推進する必要があります。

※1 特定公共賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、整備する中堅所得者向け住宅

※2 ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地など、わずかな土地を利用した小さな公園または休憩所

- ◆ 本市の水道事業は、3上水道と12簡易水道により水道水を供給しており、普及率は99.5%です。水道水源は、ダム貯水・河川の表流水・地下水などを使用している状況ですが、地域によっては地形的な条件と農業用ため池を併用していることもあり、慢性的な水源不足に悩まされています。

安全・安心で安定した水道水を供給するためには、水資源の確保が最大の課題です。

また、水道事業収益の根幹をなす水道料金については、料金体系が統一されておらず、公平な受益者負担の観点からも、水道料金の適正な統一化が緊急な課題でもあります。

- ◆ 平戸城下旧町地区は長崎県の「美しいまちづくり重点支援地区」※¹及び「広告景観モデル地区」※²の認定を受けており、また、各地域での特徴あるまちなみと歴史的建造物が「景観資産」※³に登録されています。市民が誇りと愛着を持って、気持ちよく住み続けられ、来訪者がまた訪れてみたいと思えるまちづくりを進めています。

今後は、景観資産に登録された建造物は老朽化しているため、保守及び保全が課題となっています。また、各地域において特徴ある景観の整備を進める必要があります。

- ◆ 本市では、平戸地区において、昭和32年に都市機能の増進を図るため、12路線を都市計画道路として決定し、整備を推進してきました。

また、平成14年に都市計画区域の用途地域※⁴が見直され、居住環境の保護、商業・工業などの都市機能の増進による快適で機能的な市街地の形成を推進しています。

今後は、合併に伴う用途地域の見直しや実情に合わせた計画路線の見直し等が必要です。



平戸城下

※1 美しいまちづくり重点支援地区

美しいまちづくりの必要性和実効性の高い地区を、行政と住民の参画・協力を得ながら、まちなみ整備を重点的に支援する地区（平戸城下旧町地区美しいまちづくり重点支援地区H16.8.17認定…浦の町、宮の町、木引田町、紺屋町、築地町、魚の棚町及び職人町の全部、並びに崎方町及び新町の一部）

※2 広告景観モデル地区

広告物等と地域の景観との調和を図り、良好な景観の維持及びその形成を積極的に推進することが特に必要である地区（平戸城下旧町地区広告景観モデル地区H17.9.30指定…浦の町、宮の町、木引田町、築地町、紺屋町及び魚の棚町の全部、並びに崎方町、新町及び職人町の一部）

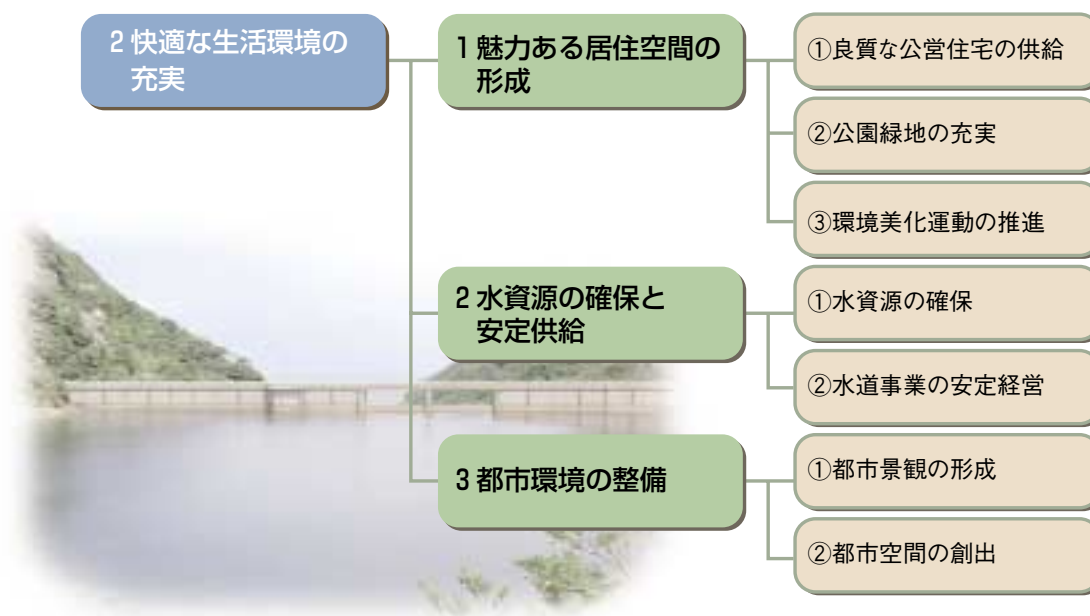
市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
公営住宅の整備に関する事	64.6%	公園、広場の整備に関する事	60.3%
河川の整備に関する事	63.6%	生活用水の確保・水質に関する事	67.3%
街並み、景観の整備に関する事	58.3%		

目標・方針

自然と調和した機能的で美しく、快適に暮らせる環境を目指します。

施策体系



※ 3 景観資産

特徴的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物を景観資産として登録し、緩やかな手法により保全を進める制度（神浦集落、的山浦集落、益富家住宅、志自岐家住宅、内野家住宅、大曲敦家住宅、大曲公家住宅、普門寺、梅ヶ谷津偕楽園）

※ 4 用途地域

「都市計画法」の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。

施策の内容

1-2-1 魅力ある居住空間の形成

① 良質な公営住宅の供給

- ◆ 公営住宅マスタープランを策定し、老朽化した公営住宅の整理統合や耐震改修を計画的に行います。
- ◆ 公営住宅の空き状況などの情報を広報ひらどや市ホームページにより随時提供します。
- ◆ 市民の居住ニーズの把握に努め、高齢者や障害のある人、子育て世帯など多様なニーズに合わせた公営住宅の供給を図り、市民の居住の安定を確保します。
- ◆ 耐震性や防火性に優れ、環境に配慮した住宅を供給するとともに、既存住宅についても、機能や質の向上を図るため改善を図ります。
- ◆ 高齢者の居住の安定確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅の整備について支援します。

② 公園緑地の充実

- ◆ 地球温暖化による温度上昇を抑制するためにも、自然と調和し安らぎと潤いを感じられるよう公園の緑化を図ります。
- ◆ 子どもから高齢者まですべての人が、安全で快適に利用できるよう、都市公園、児童遊園などを充実します。

③ 環境美化運動の推進

- ◆ 市民の環境美化意識を高め、ボランティア清掃を積極的に支援し、地域での清掃活動の強化・拡大を図ります。
- ◆ アダプトプログラム^{※1}を導入し、活動団体を育成し、環境美化を推進します。
- ◆ ごみのない美しい観光地を目指し、市民と連携し、たばこの吸殻や空き缶などの散乱防止に努めます。
- ◆ ボランティア団体へ花苗の支給や助成を行うことにより、花いっぱい運動の輪の拡大を図ります。
- ◆ 四季折々の花を見て楽しめるよう、道路沿道や公園等への植栽を進めます。
- ◆ ごみや生活排水を海や川に流さないなどの市民の意識啓発を行うとともに、護岸等の整備については、美しい海や河川となるよう自然環境、景観に配慮します。



桜の植樹

※1 アダプトプログラム

アダプトは「養子縁組する」の意で、アダプトプログラムは「里親制度」と訳されている。

ボランティアとなる市民が里親となって道路、公園等を自らの養子とみなし、定期的に清掃・美化活動などを行って面倒を見るやり方をいう。行政側は、ボランティア保険への加入や清掃道具の提供をするなど、ボランティア活動のサポートを行う。

まちなみ環境整備イメージ



1-2-2 水資源の確保と安定供給

① 水資源の確保

- ◆ 水道専用ダムを中南部地区に平成22年度完成を目指し建設するほか、散在し老朽化した南部上水道と5簡易水道施設を統合整備します。
- ◆ 安全・安心で安定した水道水の供給を図るため、水道施設、設備の更新を図ります。
- ◆ 簡易水道統合事業等により、水道未普及地区の解消に努めます。
- ◆ 渇水時や災害時においても安定した給水を行うため、節水意識の高揚や漏水防止の強化を促進します。
- ◆ 小規模飲料水供給施設の適正な維持管理に努めます。

② 水道事業の安定経営

- ◆ 中長期的な水道事業経営の展望を描きつつ、市民の理解を得ながら、公平な受益者負担を基本に水道料金を統一します。
- ◆ 市民が安心して使用できるよう水質検査を強化し、水道水質の結果の公表を行います。
- ◆ 定期的な施設のチェック体制を強化し、老朽化した施設を計画的に更新します。

1-2-3 都市環境の整備

① 都市景観の形成

- ◆ 住民発案による地域にマッチしたまちなみ景観形成を促進するため、景観条例を制定します。
- ◆ 個性的で魅力ある歩いて楽しいまちづくりを進めるため、「美しいまちづくり重点支援地区」の建築物や広告物の改修に対する支援や電線類地中化を図ります。
- ◆ 「美しいまちづくり重点支援地区」への支援を行うことにより、地域住民のコミュニティの活性化や地域への愛着を深めます。
- ◆ まちづくり景観資産に登録されている建造物等の保存を支援します。
- ◆ 公共施設や道路等だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン※1に基づいた整備を推進します。

② 都市空間の創出

- ◆ 用途地域別の土地利用を推進するため、開発指導・建築指導等の徹底を図るとともに、用途目的に対応した地域へ誘導を図ります。
- ◆ 秩序ある市街地の発展を期すため、実情に即した計画路線の見直しを行いながら、計画路線の整備を推進します。

※1 ユニバーサルデザイン

高齢者、障害のある人、妊婦、子どもなど、できる限りすべての人が利用可能となるように、製品、建物、空間をデザインすること。

やらんば指標(成果指標)

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
上水道有収率※1	H18	80.2%	84.4%	85.8%

みんなのまちをよくするために・・・

- 庭や自宅前の道路などに花などを植え、花いっぱい運動に参加しましょう。
- クリーンキャンペーンなどの環境美化運動に積極的に参加しましょう。
- 日頃から水道水の節水に努めましょう。



阿奈田ダム完成イメージ

※1 上水道有収率

配水された水量(浄水場で作られた水量)のうち水道料金として徴収される水量の割合。有収率が高いほど施設の効率性が良く、低いほど不明水が発生する原因の究明と削減に努め、そのための適切な対策を講じる必要がある。

第3節 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

- ◆ 本市の自然災害の主なものは、大雨によるがけ崩れや地滑り、台風による風水害が最も多く、海岸に密集した漁業集落地での高潮による被害も本市の特徴的な災害の一つです。また、地形的に斜面が多く、住居地域の大半が傾斜地に形成されているため、危険箇所が多数存在しており、台風、大雨等による災害の危険性が高いといえます。

これまでも、市民の防災意識の高揚を図るとともに、急傾斜地や河川等の危険箇所の整備を進めてきました。

今後も「平戸市地域防災計画」に基づき、総合的な防災対策を推進する必要があります。

- ◆ 近年、世界全体での同時多発テロ等、国際情勢も緊張を増し、我が国においても隣国からの弾道ミサイル発射実験など周辺事態においての危険性が高まったことから、武力攻撃事態やテロ災害等に対処するため、平成16年6月には「国民保護法」が施行されました。

本市においても、平成18年度に国民保護協議会を設置し、「平戸市国民保護計画」を策定しています。

- ◆ 本市の常備消防は、平戸地区に消防本部を置き、1署、4出張所で消防業務を行っています。非常備消防である消防団は、平成19年現在、34分団、団員数1,032人で構成されていますが、団員数は、条例定数を満たしていません。

今後は、消防庁舎、消防緊急通信指令装置の老朽化への早急な対応と、それに併せて消防無線のデジタル化が必要です。消防水利も、基準水利に対し充足率60.0%であり継続した整備が必要です。

また、団員の高齢化の進行や、仕事の都合で昼間に活動できる団員は約6割となっているため、団員の確保などが課題となっています。

- ◆ 平戸市消防本部管内での過去5年間の火災発生状況は、年平均約28件で、そのうち半分が建物火災です。また、火災による損害額は年平均約8千万円で、その97%を建物火災が占めています。

平成18年の救急出場は1,271件で、事故種別出場件数は、急病が最も多く813件で、全出場件数の64.0%を占めています。

市民の生命や財産を守るため、より迅速な出場体制と的確な対応が必要です。

■火災発生状況

単位:件、千円

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
建 物	20	14	16	10	9
林 野	4	8	14	2	3
車 両	3	1	3	2	2
船 舶	0	0	0	0	1
その他	12	11	11	6	10
合 計	39	34	44	20	25
損害額	58,715	154,976	105,877	57,919	21,762

資料:消防本部

■救急出場の状況

単位:件

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
急 病	781	826	768	797	813
一般負傷	172	167	180	181	173
交通事故	96	91	81	72	76
その他	177	226	221	183	209
合 計	1,226	1,310	1,250	1,233	1,271

資料:消防本部

- ◆ 車社会が進展し、本市においても自動車保有総数は年々増加し、平成19年3月末で31,611台となり、また、本市を訪れる観光客の多くの方が車を利用するなど、市内の交通量は増え続ける一方です。交通事故発生件数は、平成19年で96件、死亡者数が2人、負傷者数が121人です。

また、道路は、幅員が狭い所や未舗装箇所、歩道の未整備箇所があるなど交通事故を誘発する恐れがある状況です。商店街は、路上駐車が多く通行の妨げになっています。

今後とも、交通安全意識の徹底や交通安全施設の整備、路上駐車対策を図ることが必要です。

■交通事故発生状況の推移

単位:件、人

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
件 数	110	84	100	82	96
死亡者	3	1	1	4	2
負傷者	140	107	135	113	121

資料:市民課、平戸警察署

- ◆ 全国的に犯罪が増加傾向の中、本市の犯罪発生率は、比較的に低い水準にあります。生活様式の多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進み、従来地域が持っていた犯罪抑制機能が低下しているように思えます。

これまで、犯罪を未然に防ぐため、防犯灯を設置するとともに、警察や防犯協会など関係機関と連携しながら防犯対策に取り組んでいます。

近年、振り込め詐欺、架空請求、悪質商法が多様化・複雑化し、被害額も多額化しています。さらには、計画性のないクレジットカードの利用などで借金を重ね返せなくなる多重債務者が増加しており、生活を脅かすほどまでの深刻な場合もあります。

こうした犯罪や市民生活の身近にある問題に対する被害を防ぐためにも、啓発活動、相談窓口業務の充実や地域コミュニティの強化を図る必要があります。



交通安全キャンペーン

市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
地震や台風などへの災害対策に関すること	44.0%	消防・防災対策に関すること	75.4%
交通安全対策に関すること	60.2%	防犯対策の充実に関すること	44.0%

目標・方針

だれもが安全で安心して暮らせる環境を目指します。

施策体系



施策の内容

1-3-1 総合的な防災対策の推進

① 防災体制の充実

- ◆ 「平戸市地域防災計画」に基づき、総合的な防災体制の充実強化を図ります。
- ◆ 講習会、展示会並びに火災予防週間等の各種防災運動期間を利用し、市民の意識啓発や防災知識の普及を図ります。
- ◆ 地域における自主防災組織の育成指導や災害などの緊急時に迅速かつ的確に対処するための防災訓練を実施します。
- ◆ ひとり暮らしの高齢者など災害時に援護が必要な人への避難の勧告、誘導、指示の伝達などを適切に実施するため、地域での協力者の確保や避難所の周知徹底など迅速かつ円滑な避難支援体制を整備します。
- ◆ 有事の際における市民の生命、身体、財産を保護するため、「平戸市国民保護計画」に基づき、避難、救助、災害への対処等に関し、関係機関と強固な連携と協力により、迅速かつ的確に国民保護措置を総合的に推進します。

② 防災対策の強化

- ◆ 急傾斜地や河川、海岸線等の危険箇所を県等の関係機関と連携しながら整備を推進します。
- ◆ 市内全域をカバーする防災情報システムを構築し、防災行政無線の整備充実などにより、災

害に関するさまざまな情報の的確な提供に努めます。

- ◆ 道路・公共施設の整備、関係機関との連携強化などにより、災害時の消防・救急・避難活動の円滑な稼動を図ります。

1-3-2 消防・救急救命体制の充実・強化

① 防火体制の充実

- ◆ 火災予防の普及を図るとともに、幼児・児童・生徒、婦人防火クラブ、事業所等に対し防火教室を開催し、防火意識の高揚を図ります。
- ◆ ひとり暮らしの高齢者などに対する防火安全指導の徹底を図ります。
- ◆ 人的ミスによる火災を未然に防止するため、事業所等に対する予防査察の強化を図ります。
- ◆ 一般家庭の防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置促進を図り、出火防止及び出火による被害軽減に努めます。
- ◆ 女性消防団員の入団をはじめ、最大の課題である消防団員の確保に努めます。

② 救急体制の充実・強化

- ◆ 救命講習会を実施するなど市民への応急手当法の普及啓発を促進し、救命効果の向上に努めます。
- ◆ 救急救命士の養成、高規格救急自動車及び高度救急医療資機材の整備充実を図ります。

- ◆ 医療機関との連携を密にし、救急体制の確立を図り、市民の救命率を高めます。

③ 消防施設・設備の整備・充実

- ◆ 老朽化した消防庁舎や消防緊急通信指令装置の更新と消防無線のデジタル化の整備を図ります。
- ◆ 消防車両の更新や機材の整備充実を図るとともに、消防水利未充足地域を解消するため、防火水槽、消火栓の計画的な増設を図ります。

1-3-3 交通安全対策の充実

① 交通安全運動の推進

- ◆ 交通安全意識の高揚を図るとともに、交通指導員などによる立哨指導を実施するなど、関係団体と連携し、交通安全運動を推進します。
- ◆ 幼稚園・保育所・学校・地域において、幼児・児童や高齢者に対し、重点的に交通安全教育を推進します。
- ◆ 車両運転手や歩行者の立場で交通ルールを遵守するため、交通ルールの周知徹底を図ります。
- ◆ 交通事故に関する情報の提供と解決方法などをアドバイスする専門相談員による窓口を充実します。
- ② 道路交通環境の整備
- ◆ 交通事故の防止と交通の円滑化のため、道路や歩道などの交通環境の整備に努めます。
- ◆ カーブミラーやガードレールの設置など交通

安全施設を整備します。

1-3-4 防犯対策の推進

① 防犯対策の充実・強化

- ◆ 家庭や地域社会全体で安全・安心なまちをつくるという意識や行動が大切であるため、地域住民と地域に密接な団体、企業等が連携し、補導活動や相談活動の充実を図ります。
- ◆ 関係団体との相互の連携強化を図り、市民への防犯啓発に有効な情報提供に努めます。
- ② 消費者保護と多重債務対策の充実
- ◆ さまざまな悪質商法や多重債務問題について、区長会、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、広範な啓発活動に努めます。
- ◆ 学校・地域・家庭・職場などさまざまな場所で消費者教育が受けられるよう、消費者教育を推進します。
- ◆ 消費者や多重債務者が気軽に相談できるよう、相談窓口業務の充実を図ります。



防災訓練

やらんば指標(成果指標)

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
自主防災組織数	H19	17組織	25組織	40組織
消防団員数	H19	1,032人	1,052人	1,079人
救急救命士の養成数	H18	12人	16人	18人
消防水利充足率	H18	60.0%	63.6%	67.2%
交通事故発生件数	H18	91件	85件	80件

みんなのまちをよくするために・・・

- 防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 救急救命講習会などへ参加し、緊急時の救命活動を行いましょう。
- 防火に対する意識を高めましょう。
- 交通規則を遵守し、安全運転を心がけましょう。
- 地域であいさつ運動や声かけなどを行い、犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組みましょう。



防災訓練



防火パレード

第4節 まちを支えるネットワークの充実

現状と課題

- ◆ 市内の国道は、204号が田平地区をほぼ海岸線に沿い、383号が平戸地区を南北に走っており、実延長50.0km、舗装実延長49.0kmです。また、県道は、主要地方道平戸田平線、平戸生月線など、実延長113.0km、舗装実延長98.0km、舗装率86.7%です。

市道は市内を縦横に結んでおり、実延長904.5km、舗装実延長801.1km、舗装率は88.6%です。

- ◆ 市内の道路は、車両の大型化による路面損傷が見受けられるうえ、複雑な海岸線に沿って走っている路線も多く、激しいカーブや道路幅員が狭い箇所も多い状況です。また、地域間に通じる幹線の未整備路線が数多く存在しているうえ、安全施設の未整備など危険箇所が散在しているため、計画的かつ効率的な整備を図る必要があります。

また、市内から北松広域農道へのアクセス道路の整備を推進し、北松浦地域や佐世保市など周辺都市とのアクセス改善が求められています。

- ◆ 公共交通網の陸路としては、本市の玄関口である「たびら平戸口駅」を経由して佐賀県有田町と佐世保市を結ぶ松浦鉄道が、国道204号と並行する形で運行しています。

また、廃止路線バスの代替であるふれあいバスは、自家用自動車の利用者の増加や人口

減少、少子化等により、年々バス利用者は減少傾向にあり、維持管理経費が増加しています。

一方、通勤・通学時間以外の運行数が少ないなどの問題もあり、市民ニーズや利用状況の的確な把握による全般的な運行経路、運行形態の見直しが必要です。

- ◆ 離島と本土を結ぶ航路は、平戸・大島間は公営フェリーが1日4便、民営フェリーが1日5便の計9便、平戸・度島間は民営フェリーが1日4便、宮の浦・高島間は1日2便が運航しています。島民の足としての利用のほか生活物資、車両、農水産物等の輸送手段として大きな役割を担っています。

離島の市民にとって日常生活において欠かせない唯一の重要な交通手段であるため、航路維持と利便性の向上が求められています。

- ◆ 近年の情報通信技術の飛躍的発展は、経済、産業分野はもちろん日常生活や社会生活全般に大きな変革をもたらし、高度情報化社会を現実化させつつあります。本市においても、インターネットの普及は、時間や場所などの物理的制約を排除し、事業機会の拡大、生活利便性の向上、行政における住民サービスの向上など、大きな可能性を秘めています。

しかしながら、本市のブロードバンド^{※1}環境については、ADSLサービスは提供されていますが一部の地域では利用することができず、また、光ファイバーやCATV（ケーブルテレビ）などを用いた超高速ブロードバンドのサービスは全く提供されていない状況にあり、情報の地域間格差が生じています。

- ◆ 本市が厳しい地域間競争を勝ち抜き、発展していくためには、産業振興、観光振興、医療・福祉、防災及び行政サービスの高度化な

ど多くの分野とも深く関わりを持つ高速大容量通信基盤の早急な整備が極めて重要と言えます。

また、地上波デジタル放送^{※2}が始まり、本市においては、2008年までに放送開始予定となっています。しかし、2011年7月に現行アナログ放送が終了することから、CATV、共聴施設の地上波デジタル放送への対応も取り組む必要があります。

市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
生活道路の整備に関すること	47.8%	国・県道の整備に関すること	51.0%
市内の公共交通（バス、船、鉄道）の充実に関すること	45.6%	市外との公共交通（バス、船、鉄道）の充実に関すること	43.1%
港湾の整備に関すること	82.7%	情報通信基盤の整備（インターネットやケーブルテレビなど）に関すること	48.4%



松浦鉄道・たびら平戸駅（日本最西端の駅）

※1 ブロードバンド

通信回線の容量を拡大し、一度に大量のデジタルデータを双方向に伝送できる高速大容量通信のことで、代表的なものとして「光ファイバー」「CATV（ケーブルテレビ）」「ADSL（非対称デジタル加入者線）」などがある。

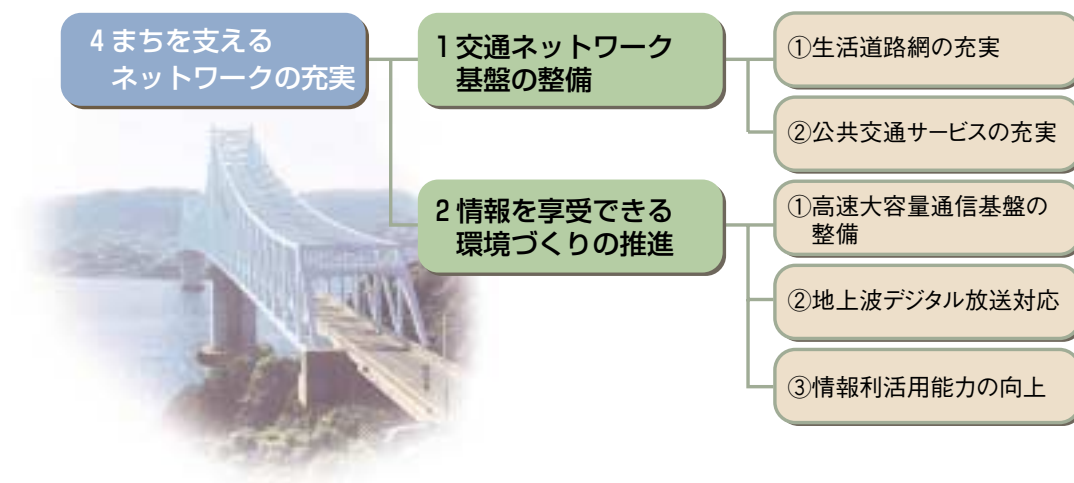
※2 地上波デジタル放送

地上のテレビ局からのデジタル方式の放送。大量の情報送信が可能で電波を有効活用できることから、高画質・高音質、複数番組の同時視聴などのメリットがある。

目標・方針

人・地域・情報を結ぶネットワークが充実した環境を目指します。

施策体系



施策の内容

1-4-1 交通ネットワーク基盤の整備

① 生活道路網の充実

- ◆ 国・県道については、未整備区間の拡幅改良や安全施設の整備を、関係機関と連携しながら積極的に国・県に要請します。
- ◆ 市道については、特に通学・観光道路などと位置づけられる幹線道路は、重点化を図り、安全性、快適性に配慮した整備を計画的に進めます。
- ◆ その他の市道については、緊急を要する路線、

安全施設の設置、バリアフリーなどの道路状況の把握に努め、計画的な整備を図ります。

- ◆ 橋梁については、老朽化が著しいものから優先的に補修等の整備を計画的に進めます。
- ◆ 北松広域農道へのアクセス道路の整備を図ります。

② 公共交通サービスの充実

- ◆ 地域住民の生活路線確保のため、公共交通事業者への支援の充実を図ります。
- ◆ 松浦鉄道については、車両の更新など、近代化設備整備への支援を行います。
- ◆ 路線バスについては、交通弱者といわれる高齢者や障害のある人、児童・生徒などの交通の利便性維持・向上に努めながら、市民ニーズや利用状況を的確に見極め、運行経路、運行形態の見直しについて検討を進めます。
- ◆ 離島航路の確保を図るとともに、利便性や快適性の向上に努めます。
- ◆ 交通船運営については、民営化等の検討を進め、経費節減に努め健全経営を図ります。
- ◆ フェリーが安全に離着岸できる港湾施設の整備にあわせ、待合所の整備などターミナル機能の充実を図ります。

1-4-2 情報を享受できる環境づくりの推進

① 高速大容量通信基盤の整備

- ◆ 国が進めるu-Japan政策^{*1}のもと「いつでも」「どこでも」「何でも」「誰でも」つながる情報化社会に対応するため、通信事業者と連携し、光ファイバー網やADSLなどの高速ブロードバンド環境の整備を推進します。

② 地上波デジタル放送対応

- ◆ 地上波デジタル放送に対応するため、大島地区のCATVの施設設備を改修するとともに、共聴施設のデジタル化に向けた検討を進めます。

③ 情報利活用能力の向上

- ◆ 市民誰もがICT（情報通信技術）^{*2}を活用できるよう、NPO法人等と連携を図りながらパソコンや携帯電話等における情報発信や情報交換などの情報リテラシー（利活用能力）の向上に努めます。

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
市道改良率	H19	41.2%	43.7%	45.0%
市道舗装率	H19	88.6%	94.3%	100.0%
ブロードバンド世帯カバー率	H18	89.0%	96.0%	98.0%

※1 u-Japan政策

これまでの有線中心のインフラ整備から、有線・無線の区別がないネットワーク環境への移行を目指すe-Japan戦略を受け継ぐ国のICT戦略

※2 ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technologyの略語で、情報や通信に関する技術の総称。従来のITに替わる名称



平戸瀬戸を航行する第二フェリー大島

基本目標2

健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成

【保健・医療・福祉】

第1節 笑顔いっぱいのまちづくり

現状と課題

- ◆ ライフスタイルの変化に伴い、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。市民の健康づくりを支援するため、各種保健事業を実施し、健康教育、基本健診、がん検診などにより、健康管理についての啓発、疾病等の早期発見、早期治療、介護予防に努め、相談事業や交流事業により、不安や悩みの解消を図っています。

寝たきりにならない期間（健康寿命）ができるだけ長くなるよう、市民一人ひとりが自らの健康を維持するため、意識の向上と健康づくりに取り組むことが必要です。

- ◆ 本市の医療機関は、平成19年4月現在、診療所、歯科診療所を含め39か所ありますが、医師数は、県平均を大きく下回っており、地

域に密着した医療従事者の確保と定着は重要な課題です。また、高度医療を備えた高次医療機関等との連携を強化し、一体的な医療の充実を図ることが必要となっています。

離島地域においては、高島地区では医療機関が無く、大島、度島地区では医師が一人体制であり、入院設備が無い場合、チャーター船で重症患者の搬送を行っており、救急医療体制の充実が最大の課題です。

市民病院と生月病院の2つの市立病院では、外来患者の減少や医療制度改革によって経営が悪化していることから、平成19年度に「市立病院あり方検討委員会」を設置して両病院の役割分担の明確化や経営健全化の方策について検討しています。

市立病院の経常収支比率

単位：％

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
105.3	99.3	98.6	94.0	94.1	93.0

資料：市民病院、生月病院

- ◆ 本市では、さまざまな保健・医療・福祉施策を展開し、市民が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう支援しています。

市民がいつまでも健康でいられるよう、予防医療の充実と一貫したサービスを受けることができる体制の構築が求められています。

- ◆ 市民の健康の保持・増進において、国民健康保険制度は大変重要な役割を担っています。

本市では、国民健康保険加入世帯、加入率及び保険給付費も年々増加しています。このような現状から、国民健康保険事業の運営では、国民健康保険税の収納率の向上をはじめ、医療費適正化や保健事業の充実が必要です。

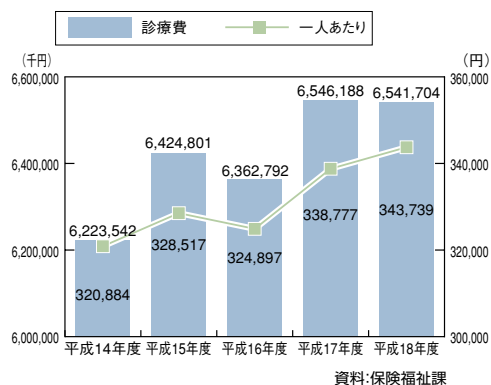
- ◆ 国において、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、平成20年度に新たな高齢者医療制度^{※1}が創設されました。

本市においては、急速な高齢化に伴い、今後も高齢者の医療費が急激に伸びていくことが予想されます。この増え続ける医療費の適正化を図ることが最大の課題といえます。

- ◆ 介護保険制度がスタートした平成12年度末の認定者数は、1,723人でしたが、高齢化の進行等により、平成18年度末では2,220人と大幅に増加しており、今後も増加傾向が続くものと考えられます。

本市では、「平戸市介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の円滑な運営と介護予防施策を推進してきましたが、健全な保険財政を維持するとともに、介護サービスの充実を図る必要があります。

■国民健康保険診療費の推移



- ◆ 本市での生活保護世帯は、平成19年3月31日現在、289世帯、387人、保護率10.00%（千人あたり）です。

生活保護受給者などの低所得者の生活安定と自立支援を図るため、平戸市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携した相談・就労支援を行っています。今後とも、相談・支援対策の充実が求められています。

■生活保護の推移

単位:世帯、人、%

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
世 帯	284	318	300	296	289
人 員	387	432	397	397	387
保護率(市)	9.36	10.62	9.91	10.13	10.00
保護率(県)	13.09	14.05	14.85	15.51	16.08

資料:福祉事務所

市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
健康管理などの保健予防対策に関すること	69.4%	病院、診療所など医療施設の整備に関すること	46.6%
救急医療体制（夜間・日中・救急）に関すること	43.0%		

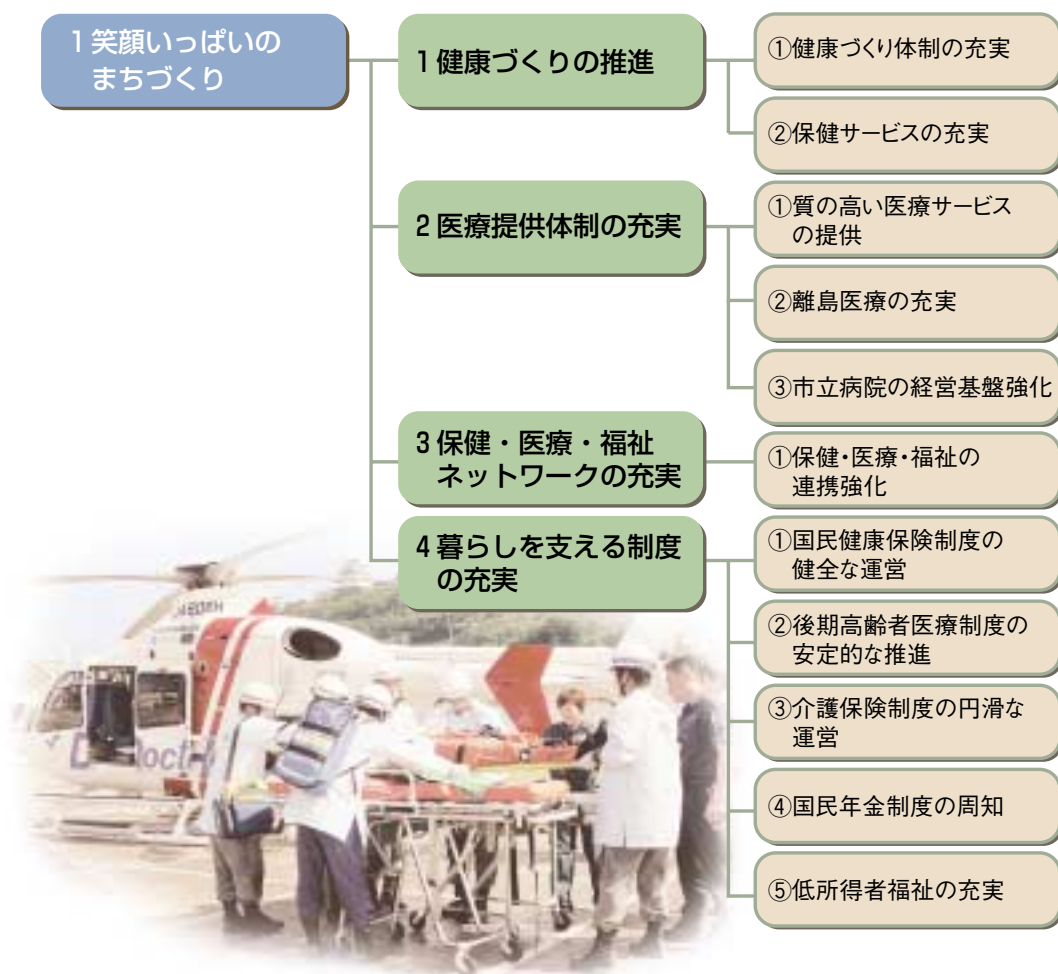
※1 高齢者医療制度

75歳以上の高齢者を対象とした医療制度で、高齢者の保険料や国・県・市町村等の公費、保険者からの支援により運営され、市町村が保険料の徴収を行い、長崎県後期高齢者医療広域連合が財政運営を行う。

目標・方針

市民一人ひとりが、心身ともに健康で、生き生きとした日常生活が送れる環境を目指します。

施策体系



施策の内容

2-1-1 健康づくりの推進

① 健康づくり体制の充実

- ◆ 「いきいき平戸21(平戸市健康づくり計画)」に基づき、総合的な健康づくりを推進します。
- ◆ 健康に関する情報の提供を行うとともに、健康教室・健康相談を充実し、健康づくり意識の高揚や正しい知識の習得を図り、受診率の向上につなげます。
- ◆ 医療機関、保健所、医師会、保健師、看護師、食生活改善推進委員等の関係機関との連携を強化し、健康づくり推進協議会を中心とする健康づくり体制の充実を図ります。
- ◆ 病気の予防や早期発見、早期治療ができるよう特定健診等データ管理システム及び健康管理システムの情報ネットワークの充実を図ります。
- ◆ 離島地域の健康管理体制を確立するため、保健・医療・福祉情報システムの整備や各地区での保健・医療サービスの基盤整備に努めます。

② 保健サービスの充実

- ◆ 妊婦、乳幼児等の各種健診等の母子保健サービスを充実し、異常の早期発見、早期支援に努めます。また、育児相談や母子同士の交流により、育児に対する不安や悩みの解消を図ります。
- ◆ 健康教育、がん検診等の成人・老人保健サービスを充実し、健康管理についての啓発、疾病

等の早期発見、早期治療、介護予防等に努めます。

- ◆ 保健サービスに関する情報提供と受診勧奨を実施し、各種健(検)診の受診率の向上を図ります。
- ◆ 積極的な保健指導を実施するとともに、市民が自ら取り組める健康づくり活動の拡大を図ります。
- ◆ 「平戸市特定健診等実施計画」に基づき、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)*1に着目した特定健診・特定保健指導を実施し、疾病予防、健康の保持・増進に積極的に関与します。

2-1-2 医療提供体制の充実

① 質の高い医療サービスの提供

- ◆ 医師会との連携を強化し、質の高い医療サービスの提供に努め、医療水準の向上を目指します。
- ◆ 地域に密着した医療従事者の確保と育成に努めます。
- ◆ 高度医療に対応するため、高次医療機関との連携を強化します。
- ◆ 保健・医療・福祉の連携により、健(検)診、医療、リハビリテーション、介護を含めた地域包括ケアシステム*2の充実を図ります。
- ◆ 夜間や休日における急患に迅速に対応するため、救急医療体制の充実を図ります。

※1 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)

肥満(特に内臓に脂肪が蓄積した肥満—内臓脂肪型肥満)を基盤として、血圧が高い、コレステロールや中性脂肪が高い、血糖が高いといった状態が複数発症している状態。それぞれの症状が軽くても、積み重なることで危険の度合いが非常に高くなる恐れがある。

※2 地域包括ケアシステム

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が住み慣れた地域で健やかに、生きがいをもち、安心して暮らせるよう、関係機関が連携して連続性・一貫性のある保健・医療・福祉サービスを提供するシステム

② 離島医療の充実

- ◆ きめ細かな医療提供体制の充実のため、医療施設の充実を図り、地域に密着した医療従事者の確保及び定着に努めます。
- ◆ 重症患者搬送におけるチャーター船の確保、ドクターヘリ^{※1}の利用を図り、救急医療体制の充実に努めます。

③ 市立病院の経営基盤強化

- ◆ 民間医療機関との役割分担を図るとともに、コスト削減を推進するなど、経営基盤の強化を推進します。
- ◆ 2つの市立病院の役割分担を明確化するなど、諮問機関の答申を踏まえた病院の経営健全化を図ります。

2-1-3 保健・医療・福祉ネットワークの充実

① 保健・医療・福祉の連携強化

- ◆ 保健と医療の連携強化により、予防医療の充実を図ります。
- ◆ 地域ケア会議を充実するとともに、保健・医療・福祉分野のデータの共有化を推進します。
- ◆ 健康づくりや子育て相談を実施することにより、子どもと親や高齢者などが交流することができる場の確保を図ります。

2-1-4 暮らしを支える制度の充実

① 国民健康保険制度の健全な運営

- ◆ 健康の増進、生活の質の向上を図り、疾病の予防・早期発見・早期治療に努めることで医療費の抑制を図ります。
- ◆ 医療費の増嵩に対して、疾病構造の分析等をもとに医療費の適正化を推進します。
- ◆ 市民一人ひとりの健康意識の啓発を行い、国民健康保険税の納付意識の高揚を図るとともに、保険税収納体制の強化を図ります。
- ◆ 国が進める医療制度改革に適切に対応するとともに、健全な保険財政を維持します。

② 後期高齢者医療制度の安定的な推進

- ◆ 高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、安定的で持続可能な後期高齢者医療制度の運営に努めます。
- ◆ 良質かつ効率的な医療を確保するとともに、増嵩する高齢者の医療費の適正化を図ります。

③ 介護保険制度の円滑な運営

- ◆ 介護保険制度の改正を踏まえながら、的確な介護保険事業計画を策定し、健全な保険財政を維持します。
- ◆ 安心で良質な介護サービスの提供、要介護認定審査を適切に実施するとともに、介護保険制度に関する啓発や周知等を図り、円滑な介護保険制度の運営に努めます。

※1 ドクターヘリ

救急専用の医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した専門ヘリコプター。消防機関等からの出動要請に基づき、救急現場に向かい、現場及び救命救急センター等に搬送するまでの間、患者に救命医療を行う。



④ 国民年金制度の周知

- ◆ 国民年金制度を周知し、加入促進を図ります。
- ◆ 市民の不安を解消するため、年金相談業務を行います。

⑤ 低所得者福祉の充実

- ◆ 気軽に生活相談ができるよう相談窓口体制を整え、種々の問題に対して、関係機関と連携のもとケースワーカーの活動及び相談指導の充実を図ります。

- ◆ 生活保護を必要とする世帯に対して、「生活保護法」に基づく適切な扶助を実施します。
- ◆ ハローワークなどの関係機関と連携し、就労の斡旋など、経済的な自立を促進します。

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
健康教育・健康相談参加人数	H18	3,765人	4,000人	4,200人
特定健診の受診率	H17	34.7%	65.0%	80.0%
市立病院の経営基盤強化 (経常収支比率)	H18	93.0%	100.0%	102.5%

※特定健診の受診率の現況値(H17)については、基本健診受診率のうち特定健診相当の受診率

みんなのまちをよくするために・・・

- 定期的に健康診断を受診するとともに、生活習慣を見直し、健康管理に努めましょう。
- 地域ぐるみでの健康づくりに自主的に取り組みましょう。
- 社会保障制度を理解し、国民健康保険税、介護保険料などの納入の義務を果たしましょう。

第2節 ともに支えあう福祉の充実

現状と課題

- ◆ 本市の幼児・児童数は年々減少する一方であるが、児童福祉にかかるニーズは多様化しており、「平戸市次世代育成支援行動計画」に基づき、総合的な子育て支援を行っています。

だれもが安心して子どもを生み育てられる環境が求められているため、家庭、学校、地域社会の連携による地域ぐるみの子育て環境の整備を図る必要があります。

■就学前児童数と保育状況の推移

単位:人、%

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
就学前児童数	2,203	2,036	1,959	1,724	1,668
保育所等入所児童数	1,501	1,413	1,366	1,409	1,319
保育所	(1,104)	(1,043)	(1,012)	(1,064)	(1,005)
へき地保育所	(129)	(112)	(122)	(124)	(108)
事務所内	(49)	(58)	(58)	(43)	(38)
幼稚園	(197)	(182)	(174)	(178)	(168)
児童館	(22)	(18)	-	-	-
自宅保育数	702	623	593	315	349
施設入所率	68.1	69.4	69.7	81.7	79.1

資料:福祉事務所

- ◆ 近年の離婚率の上昇に伴い、本市でもひとり親家庭が増加しています。平成18年度末における児童扶養手当世帯類型別受給者数を見ると、生別母子世帯が88.7%と大多数を占めています。
今後も、ひとり親家庭に対し相談業務等を行い、必要に応じ支援を行っていくことが重要です。
- ◆ 本市の高齢化率は全国平均を大きく上回る30.5%となり、今後も更に高齢化が進むもの

と予想されます。また、核家族化の進展等により、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者も増加しています。

老人クラブ活動など、高齢者の社会参加活動が行われていますが、団体数、会員数ともに価値観の多様化などにより年々減少しており、これらの活動を支援していく必要があります。

また、今後は、ボランティアとして自らの能力や技術を地域に還元できるような活動の展開も必要となっています。

■高齢者人口の推移

単位:人、%

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人 口	41,332	40,669	40,073	39,207	38,691
65歳以上高齢者	11,316	11,443	11,557	11,648	11,792
高齢化率	27.4	28.1	28.8	29.7	30.5

資料:保険福祉課

■老人クラブ加入率の推移

単位:%

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
34.6	33.3	31.3	30.7	29.3	26.4

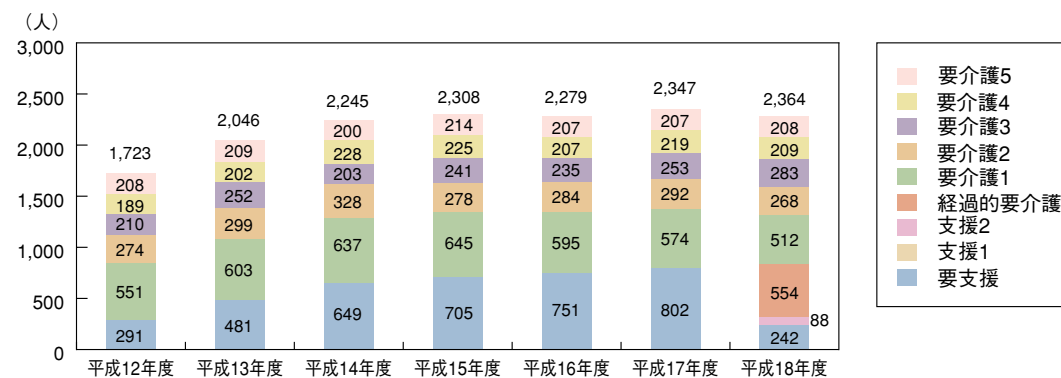
各年度4月1日現在

資料:保険福祉課

◆ 本市では、高齢化の進行に伴い、虚弱高齢者、要介護認定者の増加とともに、介護給付費が年々増加しています。今後も増加するものと予測される要介護者を減らし、健康な高齢者を増やしていくための対策の充実が必要です。

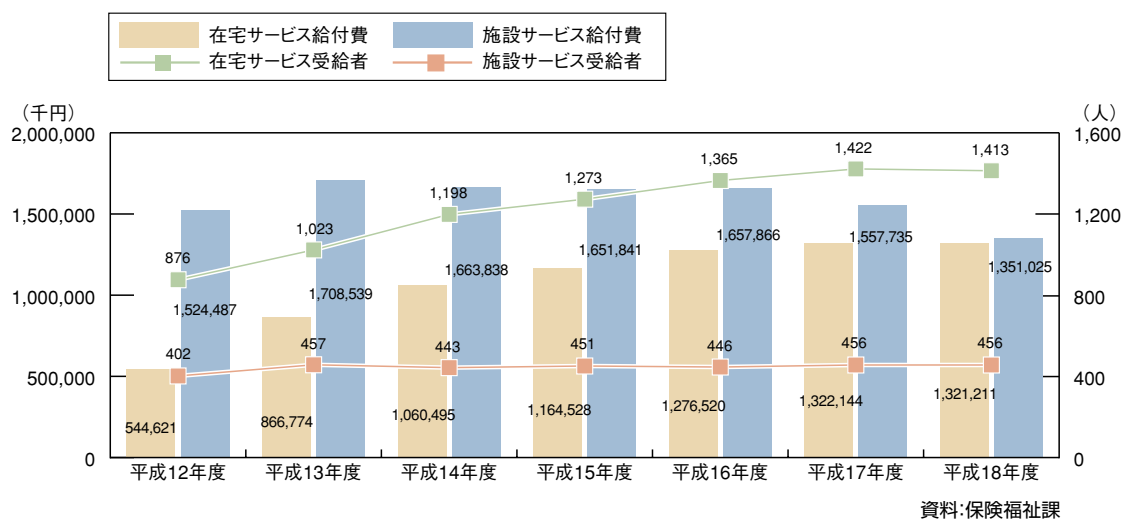
また、離島においては、介護サービス利用者が格差のないサービスを受けられるための支援が必要です。

■介護保険要支援・要介護認定者の推移



資料:保険福祉課

■介護保険サービス受給者と給付費の推移



- ◆ 本市の障害者手帳所持者（身体・知的・精神）は、平成19年4月現在、3,002人です。身体・知的障害者における重度者が46.3%、65歳以上の高齢者が62.8%で、重度化・高齢化が進んでいます。

平成18年4月「障害者自立支援法」の施行に伴い、「平戸市障害者計画」及び「平戸市障害福祉計画」を策定し、障害のある人が自ら持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう種々の障害者福祉施策を推進しています。

今後とも、障害のある人が自立した生活を送るため、障害のある人及び障害者関係団体への支援を行うとともに、地域住民が障害に対する理解を深め交流することが重要です。

- ◆ 本市では、市民の身近な地域における福祉活動を、平戸市社会福祉協議会を中心に各種ボランティア等が担っています。

地域住民が福祉活動に関心を向け、気軽に参加できるよう意識啓発と情報の提供が必要となっています。また、地域福祉活動を行っている諸団体の活動が連携し、より活発に活動が行えるよう体制を整え支援する必要があります。

■身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
視 覚	269	266	285	288	282
聴覚・平衡機能	220	229	235	238	273
音声・言語機能	28	30	29	28	35
肢 体 不 自 由	1,229	1,279	1,345	1,330	1,379
内 部 機 能	502	551	600	615	670
合 計	2,248	2,355	2,494	2,499	2,639

各年4月1日現在

資料:福祉事務所

■療育障害者手帳所持者数の推移

単位:人

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
A 1 (最重度)	58	59	42	58	58
A 2 (重度)	76	78	71	76	84
B 1 (中度)	90	92	75	90	104
B 2 (軽度)	83	89	86	95	87
合 計	307	318	274	319	333

各年4月1日現在

資料:福祉事務所

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

単位:人

	1級	2級	3級	合計
平成18年	25	117	36	178

4月1日現在

資料:福祉事務所

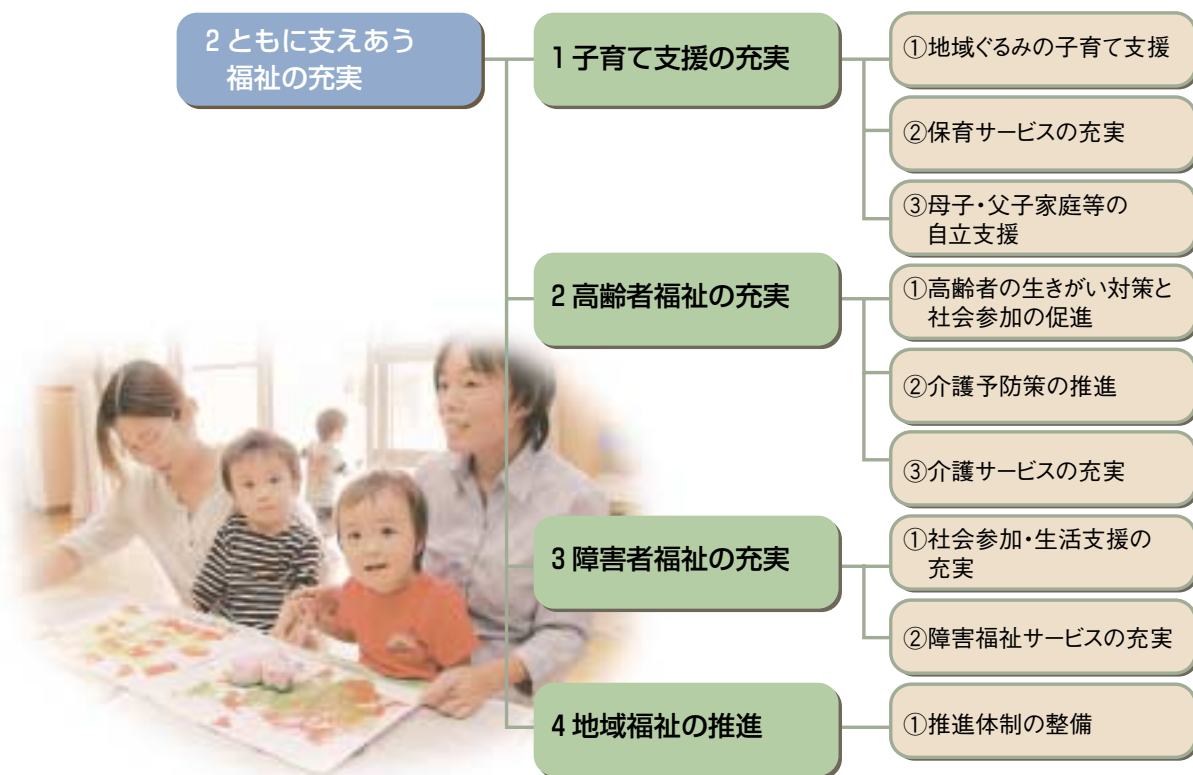
市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
子育て支援対策の充実に関すること	47.0%	保育所や児童館の施設整備に関すること	65.8%
高齢者、障害者のための施設設備やサービスの充実に関すること	44.7%	公共施設のバリアフリー化に関すること	45.9%

目標・方針

すべての人がともに支えあい、社会に積極的に参加し、生きがいをもって安心して暮らせる環境を目指します。

施策体系



施策の内容

2-2-1 子育て支援の充実

① 地域ぐるみの子育て支援

- ◆ 親の子育てに関する悩みや苛立ち、不満、ストレスなどを解消するため、相談機能の充実や親同士の情報交換の場の確保を図ります。また、子育て支援ボランティアの養成を行います。
- ◆ 保育所などの地域における子育て支援の拠点や子育てサークル、子育て支援ボランティア等が連携して子育てネットワークを構築し、地域で支える支援体制を整備します。
- ◆ 児童・生徒と高齢者、保育所・学校とデイサービス施設などとの交流行事を増やし、世代間交流を進めます。
- ◆ 市民を主体とした子育て支援を促進するため、「ファミリーサポートセンター」※1の設置について検討します。
- ◆ 公民館活動での子育て講座等を開催するなど、家庭における子育てを支援します。
- ◆ 保育所や学校、児童相談所、児童委員などの関係機関と連携しながら、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。
- ◆ 妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子・乳幼児健康診断、保健指導、訪問指導等の充実を図ります。
- ◆ 子育てと仕事を両立するには職場の理解が必要のため、子育てに関する意識啓発を図ります。
- ◆ 子育て相談や療育指導、乳幼児の保健サービ

スの拠点となる子育て総合支援センターの整備を検討します。

② 保育サービスの充実

- ◆ 多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育事業などの充実を図ります。
- ◆ 子育てに係る経済的負担等を考慮し、保育料や医療費の負担の軽減に努めます。
- ◆ 仕事と育児との両立に不安をもつ親をサポートするため、学童保育や放課後児童クラブへの積極的な支援を行います。

③ 母子・父子家庭等の自立支援

- ◆ 母子・父子家庭等の生活の安定と向上のため、母子家庭の自立支援事業の充実と、父子家庭への支援、相談指導の強化、各種関係機関との連携を図ります。

2-2-2 高齢者福祉の充実

① 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進

- ◆ 高齢者が高齢者同士、地域住民、子どもを持つ親、子ども等と交流できる場の確保を図ります。
- ◆ 高齢者の多様な学習ニーズに対応した学習環境の整備と学習の成果を活かす仕組みづくりに努めます。
- ◆ 高齢者がサービスの受け手としてだけでなく、地域社会を支えていくサービスの担い手として活躍できる環境づくりに努めます。

※1 ファミリーサポートセンター

地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織

◆ 老人クラブやシルバー人材センター等の育成・支援を充実します。

◆ 高齢者の社会参加が容易になるよう、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考えを取り入れたまちづくりを推進します。

② 介護予防策の推進

◆ 健（検）診や各種健康づくり教室を開催し、高齢者の健康づくりを推進します。

◆ 要介護状態や寝たきり状態にならないよう、介護予防・重度化予防を強化した事業の展開を図ります。

◆ 介護をしている家族を心身ともに支えるため、相談機能の充実を図ります。

◆ 高齢者が住みなれた地域で暮らすため、地域における介護予防リーダーを育成します。

◆ 地域包括支援センター^{※1}の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

③ 介護サービスの充実

◆ 介護認定や介護サービス等に対する相談機能を充実し、適切な介護サービスの提供に努めます。

◆ 介護サービスの質の向上や在宅サービス提供体制の充実を図ります。

◆ 離島における介護サービス提供が適切に行えるよう、介護サービス提供事業者への支援に努めます。

◆ 地域包括支援センター、介護サービス提供事業者、ケアマネジャー等の連携を強化し、適正なサービス提供体制を構築します。

2-2-3 障害者福祉の充実

① 社会参加・生活支援の充実

◆ 福祉教育や啓発・交流活動の推進などを通じて、障害のある人に対する市民や事業者等の正しい理解と認識を深め、ともに支えあうまちづくりの推進に努めます。

◆ 障害のある人や家族などが気軽に相談できる相談体制を充実します。

◆ 文化活動やスポーツ活動などの社会参加を促進・支援するため、ガイドヘルパーや送迎などの地域で支えるボランティアを育成・支援します。

◆ 企業や事業所等と連携し、働く場の確保に努めます。

◆ 障害のある人の社会参加が容易になるよう、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考えを取り入れたまちづくりを推進します。

② 障害福祉サービスの充実

◆ 障害のある人の状態にあったきめ細かで適切なサービスが提供できるようサービス基盤の整備を推進します。

◆ 就労移行を支援する事業等を推進することにより、福祉施設から一般就労への移行を進める

※1 地域包括支援センター

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の自立した日常生活を包括的・継続的に支援する地域包括ケアシステムの中核機関



とともに、福祉施設において働く場の拡大を図ります。

- ◆ 障害のある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービス等の適切な利用ができるよう相談支援体制の整備に努めます。

2-2-4 地域福祉の推進

① 推進体制の整備

- ◆ 全地区において民生委員・児童委員、区長等を中心として、隣近所を含めた横のつながりを

図るなど、地域で支えあう推進体制の一層の充実を図ります。

- ◆ 迅速な情報提供や啓発活動を実施し、福祉教育の充実や福祉活動をさらに広げるため、ボランティアやNPOの育成に努めます。
- ◆ 平戸市社会福祉協議会を核として、その役割を今以上に高めるため、指導・援助を行うことにより、組織体制を強化します。

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
病児・病後児保育実施保育所数	H19	1か所	5か所	10か所
放課後児童クラブ数	H19	1か所	3か所	6か所
老人クラブ加入率	H19	26.4%	34.0%	34.0%
介護予防リーダーの養成数	H18	23人	50人	100人
要介護認定2～5の 介護保険認定者数	H19	1,030人	1,060人	1,080人
障害者施設入所者の 地域生活移行者数	H19	2人	14人	21人

みんなのまちをよくするために・・・

- 子育てに関する知識向上に努めましょう。
- 地域全体で子育て支援に取り組みましょう。
- 高齢者の知恵と経験を地域の活動に活かしましょう。
- 障害自体や障害のある人を理解し、思いやりを持って接しましょう。
- さまざまな福祉活動に参加し、支援を必要とする人を地域で支えあいましょう。

基本目標3

明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興

【教育・文化】

第1

節

人権・平和意識の確立

現状と課題

- ◆ 社会情勢の変化に伴い、人権問題はますます多様化・複雑化しています。本市においても、人権教育研究会の開催などの啓発活動を推進してきましたが、人権問題は依然として残されています。

そのため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、市民と行政が一体となって、あらゆる場において人権教育・啓発を推進し、人権問題を解決していく積極的な取り組みが必要です。

- ◆ 「男女共同参画社会基本法」が制定され、「平戸市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってきました。しかし、現実的には日常生活や就労の場において、男女の役割が依然として性別にとらわれていることが多いのが現状です。

社会全体の意識・制度・慣行を見直し、家庭・地域等のあらゆる場において、人権尊重の立場から男女共同参画意識を定着させるため、なお一層の努力が必要であり、男女共同参画社会の実現が早急な課題です。

- ◆ 現在、平和と豊かさが当然のこととして受け止められ、悲惨な戦争の記憶が次第に失われつつあります。また、地域戦争やテロなど平和な社会の実現を妨げる事態も後を絶ちません。

本県は被爆県でもあり、本市は『非核・平和都市宣言』をしています。人権が真に尊重される社会を実現するためにも、過去の歴史と正面から向き合い、戦争の無意味さや平和の尊さを認識するとともに、平和の大切さを次世代に伝えていく必要があります。

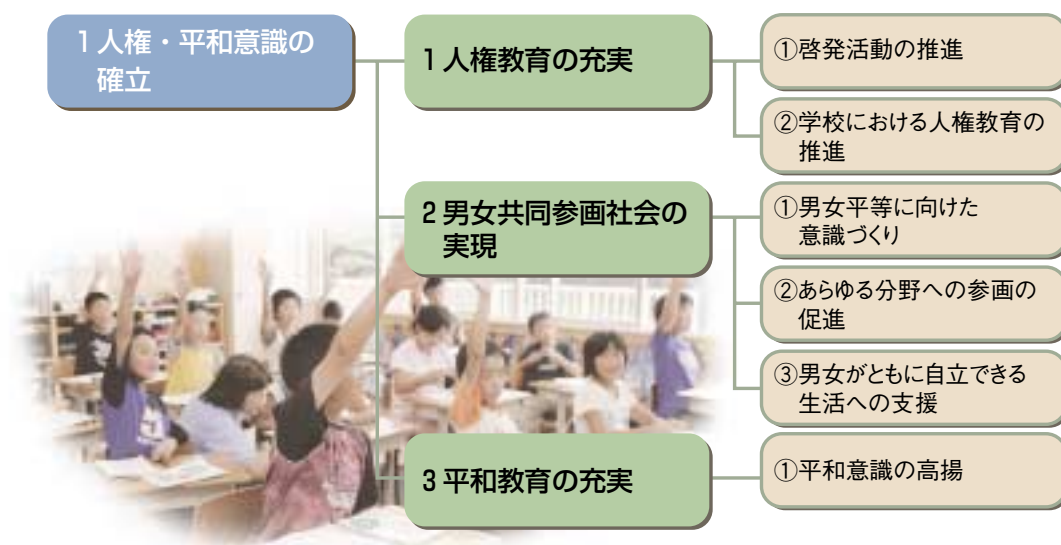
市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
女性の自立や社会参加の支援に関すること	47.0%	男女共同参画社会づくりの推進に関すること	58.2%

目標・方針

市民一人ひとりの基本的人権が尊重される社会を目指します。

施策体系



施策の内容

3-1-1 人権教育の充実

① 啓発活動の推進

- ◆ 人権教育・啓発を総合的に推進するため、「人権教育・啓発推進基本計画(仮称)」を策定します。
- ◆ 人権教育推進体制を構築し、広報紙・啓発冊子の内容充実やあらゆる機会を通じ、学習会・研修会を実施し、日常生活において態度や行動

に現れるような人権感覚の涵養に努めます。

- ◆ 公民館を中心として地域で活動している指導者を対象に、研修会や交流会を積極的に実施し、実践に結びつくような研修内容の充実を図ります。

② 学校における人権教育の推進

- ◆ 子どもの人権意識の向上を図るため、学校での人権教育を積極的に推進するとともに、教育関係者への人権教育の充実を図ります。
- ◆ 教育活動を通して、子どもの発達段階から人権や差別などに対する正しい知識や行動力を身につける環境づくりに努めます。

3-1-2 男女共同参画社会の実現

① 男女平等に向けた意識づくり

- ◆ 男女平等に向けた啓発活動を推進し、性別による固定的な役割分担意識の是正や女性問題についての意識の高揚を図ります。
- ◆ 男女間における差別が根絶され、性別に関わりなく一人ひとりの生き方が尊重される社会環境づくりを支援します。また、そのための広報・啓発活動を充実するとともに、相談機能の充実を図ります。

② あらゆる分野への参画の促進

- ◆ 地域活動への女性の参画を促進し、女性団体や女性リーダーの育成、ボランティア活動の推進を図るとともに、市の審議会や委員会等への参画・登用を促進します。

③ 男女がともに自立できる生活への支援

- ◆ 育児休業、介護休業制度の定着・促進に努め、仕事と家庭の両立への理解が得られるよう支援するとともに、子育て環境や介護環境の充実に努めます。

3-1-3 平和教育の充実

① 平和意識の高揚

- ◆ 平和な社会を構築するため、市民自らが考え、行動できるよう平和意識を育む啓発活動を推進します。
- ◆ 平和を創造するための課題を子どもや市民が主体的に考え、平和活動に取り組めるよう、平和教育を推進します。
- ◆ 平和のための市民の主体的な学習や活動に対し、情報や活動の場を提供するなどの支援を行います。



平和学習 原爆と人間展

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
各種審議会・委員会等への女性の登用率	H18	16.6%	30.0%	40.0%

みんなのまちをよくするために・・・

- 子どもたちに人権の大切さを伝えましょう。
- 男女共同参画への関心を持ち、学習会などへ参加し理解を深めましょう。
- 世界平和へ関心を持ち、理解を深めましょう。

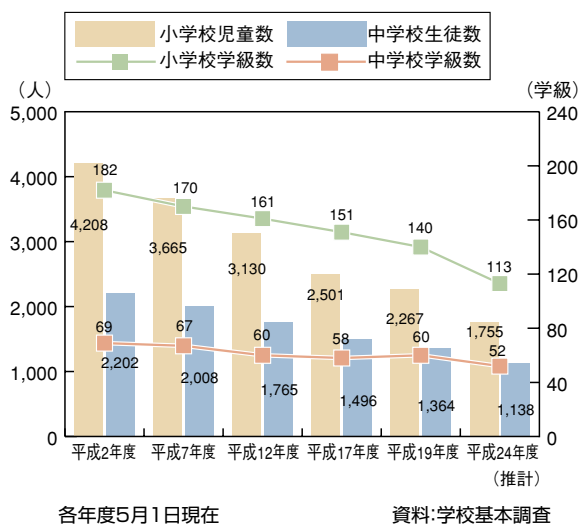


第2節 生きがい輝く生涯学習の推進

現状と課題

- ◆ 本市では、過疎化に伴う人口減に少子化も加わり、年々園児・児童・生徒数が減少しており、幼稚園などでは、定員に満たない状況となっています。また、小中学校については、地理的条件から小規模校が多く、分校の閉校や単独校での完全複式学級も増加しています。

■児童・生徒数及び学級数の推移



- ◆ 本市では、「平戸市教育方針」及び「平戸市教育努力目標」に基づき、「豊かな心」の充実と「確かな学力」の定着を掲げ、「生きる力」の育成を目指しています。
豊かな心を育むため、道徳教育の充実と読書活動の推進を図るとともに、児童・生徒の

悩みや願い等を幅広く受け入れるため、各種相談窓口等を設置し、子どもの人権の確保や悩み等の解決を図ることが求められています。

また、テレビゲームの普及等により子どもたちが室内で過ごす時間が多くなり、基礎体力の低下が懸念されています。子どもたちが健全に明るく元気に過ごすためには、たくましい心身の育成が必要です。

今後とも、教育環境の充実に努めることが重要です。

- ◆ 本市では、地域に根ざした学校、地域に開かれた学校を目指し、学校施設を一般市民に開放しています。また、児童・生徒が総合的な学習の時間を活用し、伝統文化や行事等を老人会や婦人会等の地域住民から学ぶなどの交流を行っています。

近年、子どもが交通事故だけでなく犯罪や事件に巻き込まれる危険性が高くなっています。そのため、警察との連携を深め、交通安全教室や防犯教室等の安全教育を進めています。

今後とも、子どもの安全確保を推進し、子どもが地域に誇りや愛着を持てる地域に開かれた学校づくりを地域住民とともに進めることが求められています。

- ◆ 校舎等学校施設は、年次計画により整備を進めていますが、築後30年以上経過した施設もあり、損耗、機能低下が生じています。

学校施設は児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場であり、地域格差の無い教育、安全・安心な学校づくりのため、施設の充実を図る必要があります。

- ◆ 本市では、「平戸市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習を推進している中、『生涯学習都市宣言』を行い、さまざまな生涯学習活動が展開されています。

今後とも、公民館活動、社会教育関係団体への支援・育成を行うとともに、指導者の発

掘・養成が必要です。また、生涯学習によって培われた知識や能力を、さまざまな分野で発揮する未来の地域を支える人づくりが最大の課題です。

地域に誇りと愛着を持つことができるよう、学校教育と社会教育、地域住民が一体となって子どもの育成や伝統文化等の継承活動を行うことで、コミュニティ意識や住民自治の向上などを図る必要があります。

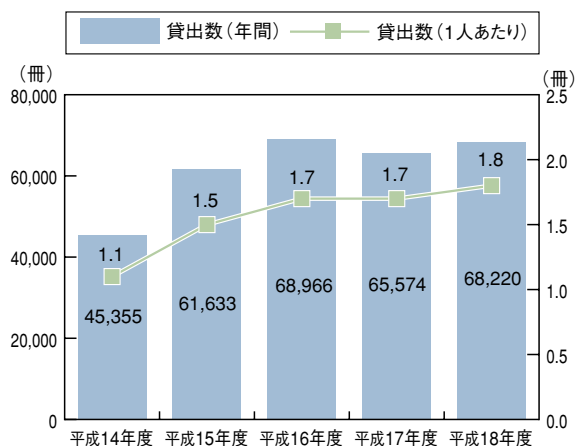
■生涯学習出前講座参加者数の推移

単位:人

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
5,576	12,553	12,415	12,898	12,500

資料:生涯学習課

■市立図書館(室)の図書の貸出数の推移



資料:生涯学習課

- ◆ 家庭教育は、子どもの人間形成において最も重要な役割を担っています。

現在、家庭において、子どもに日常生活や社会生活を営む上でのルールを教えることがままならない状況も増えてきています。

今後も、子どもを取り巻く環境変化に対応した適切な支援等を推進する必要があります。

- ◆ 近年、少年犯罪の凶悪化や低年齢化が社会問題となっており、また、学校における「いじめ」の問題も深刻さを増しています。

本市では、平戸市少年センターを中心として、PTAや子ども会、地域住民と関係団体等が連携を図り、地域で子どもたちを守るさまざまな活動を展開しています。

今後は、全市一体となって青少年の健全育成を推進する必要があります。

- ◆ 健康や体力づくりに対する関心が高まってきており、人との交流、生きがい対策などをスポーツに求める人も増えてきています。

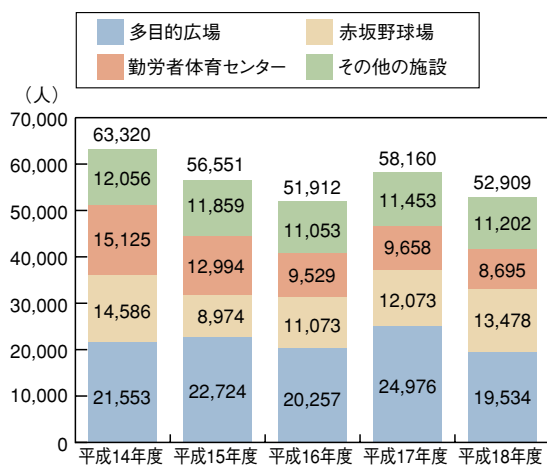
生涯スポーツの観点から、市民の健康増進と体力向上を推進するため、スポーツ活動の

普及・拡大を図るとともに、世代を超えてスポーツに楽しむ体制づくりが必要です。

また、総合運動公園を中心にスポーツ施設を整備するとともに、学校施設であるグラウンドや体育館についても、地域に開放し有効利用しています。

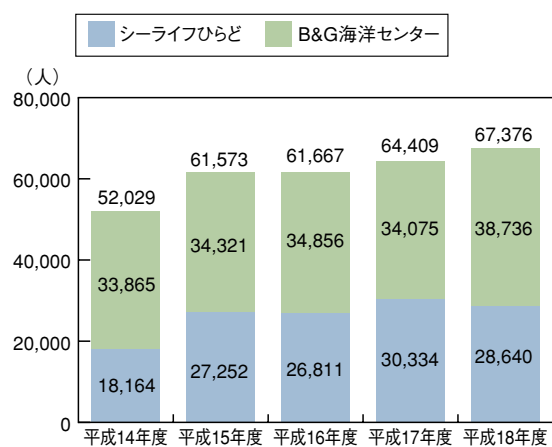
今後は、施設の充実と競技者や指導者への支援を図る必要があります。

■社会体育施設利用者数の推移



資料:生涯学習課

■社会体育施設利用者数の推移(プール)



資料:生涯学習課

市民の満足度(50項目) ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
幼稚園の施設・設備の整備に関すること	76.8%	小中学校の施設・設備の整備に関すること	71.7%
学校教育の充実に関すること	56.2%	生涯学習の充実に関すること 《再掲》	72.1%
図書館、文化ホール、公民館などの施設整備に関すること	66.3%	スポーツ・レクリエーション施設の整備に関すること	61.1%

目標・方針

だれもが生涯学習、生涯スポーツ活動を通して生きがいづくりや健康づくりを進め、自己実現ができる社会を目指します。

施策体系

2 生きがい輝く
生涯学習の推進

1 幼児教育・学校教育
の充実

① 幼児教育の推進

② 豊かな心を育む教育の
推進

③ 確かな学力の定着

④ 心身ともにたくましい
子どもの育成

⑤ 地域に根ざした
学校づくりの推進

⑥ 学びを支援する教育環境
の整備

2 社会教育の充実

① 自ら学ぶ意欲づくり

② 学習環境の充実

③ 地域づくりの
人材育成・確保

④ 家庭教育の充実

⑤ 青少年の健全育成

3 市民スポーツの推進

① 市民ひとり1スポーツの
推進

② スポーツ競技力の向上





第3章 基本目標(分野別目標)

施策の内容

3-2-1 幼児教育・学校教育の充実

① 幼児教育の推進

- ◆ 幼稚園と保育所の機能の見直しを図り、少子化の進行、女性の社会参画による保育ニーズの多様化等を勘案して、両施設の連携を進めます。

② 豊かな心を育む教育の推進

- ◆ 「平戸市教育方針」に基づき、「郷土を愛する人間」「心身ともにたくましい人間」「生涯学習社会に生きる人間」「国際社会で活躍できる人間」の育成に努めます。
- ◆ 個人の尊厳と人権尊重の精神を育み、豊かな人間関係を育成するため、日々の生活・生徒指導の徹底を図るとともに、道徳・人権・同和教育の充実を図ります。
- ◆ 心の教室、適応指導教室、心のホットライン等の充実に努めます。
- ◆ 豊かな心を培うため、学校図書館の充実に努めます。
- ◆ 「いじめ・不登校等対策連絡協議会」を設置し、いじめ・虐待問題や不登校対策等の問題に取り組みます。

③ 確かな学力の定着

- ◆ 基礎学力の確実な定着を図るため、標準学力検査を実施するとともに、基礎学力の定着状況の把握に努め、個人に応じたきめ細かな指導方

法による一人ひとりを活かす学習を進めます。

- ◆ 各学校の特色に応じた多様な教育を展開します。
- ◆ 特別な支援を必要とする児童・生徒に対応するため、教職員の研修や特別支援教育支援員の配置を行います。
- ◆ ALT^{*1}を配置し、生徒が生きた英語に慣れ親しみながら英語力及び国際感覚を身につける環境を作ります。
- ④ 心身ともにたくましい子どもの育成
 - ◆ 子どもたちの体力づくりを促進し、基礎体力の向上を図るとともに、学校体育や運動部活動などの体育指導の充実を図ります。
 - ◆ 健康を保持増進するための育成指導、定期健康診断の適切な実施と日常の健康観察を重視した保健管理に努めるほか、学校医、家庭、関係機関等との連携により健康教育の充実を図ります。
- ⑤ 地域に根ざした学校づくりの推進
 - ◆ 学校評議員制度^{*2}を取り入れるとともに、保護者・有識者・教職員等で学校評価を行い公表するなど、開かれた学校を目指します。
 - ◆ 学校評議員やボランティアティーチャー^{*3}等、地域の人材を活用した教育の推進を図ります。
 - ◆ 学校間や学校と地域の諸団体との交流を促進

※1 ALT

学校で外国語授業の補助を行う外国語指導助手(Assistant Language Teacher)の略語

※2 学校評議員制度

学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもたちの健やかな成長を図っていく観点か

ら、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくための制度。評議員は、校長が指名し教育委員会が任命する。

※3 ボランティアティーチャー

子どもたちの学習をより豊かにするために、豊富な知識、体験、技術を活かし、学校で子どもの教育活動を支援する人



するとともに、体育館や特別教室等の学校施設を開放し、地域住民との交流を深めます。

- ◆ 安全で快適に通学できるよう、交通安全・防犯対策を講じるとともに、学校周辺の緑化等の整備を図ります。
- ⑥ **学びを支援する教育環境の整備**
- ◆ 校舎の増改築や大規模改修、耐震補強、屋内運動場等各施設の整備について、緊急性・重要性を考慮した年次計画を立てた上で、市全体のバランスに配慮しつつ計画的に実施します。
- ◆ 情報化に対応できる子どもを育成するため、パソコン等の情報機器の導入を進め、機器の特性を活かした学習を推進します。
- ◆ 児童・生徒の教育の一環として、給食環境を整備するとともに、学校給食における地産地消の推進や安全・安価で質の高い給食を提供します。また、給食費についての市民の理解を得るための啓発活動と納入促進に努めます。
- ◆ 離島、へき地学校の教職員の福利厚生面の充実を図るため、老朽化した教職員住宅の建て替え、改修等を計画的に推進するとともに、家族向け住宅の整備を図ります。
- ◆ 市内での格差の無い教育環境を整備するため、離島、小規模校における教育体制の充実強化を図ります。
- ◆ 児童・生徒の減少、学校施設の老朽化等を踏まえ、適正規模・適正配置の観点から、地域住

民の理解を得ながら学校の統廃合を含む再編成を検討します。

3-2-2 社会教育の充実

① 自ら学ぶ意欲づくり

- ◆ 市民の生涯学習の促進を図るため、生涯学習月間の設定や各種講演会等を通じた啓発活動や相談体制の充実を図ります。
- ◆ 生涯学習インストラクターなどの指導者の資格取得や研修制度の充実など、学習者に対する支援を行います。

② 学習環境の充実

- ◆ 地域やサークルでの集まりに積極的に職員を講師として派遣する出前講座を推進し、学習ニーズに対応できるよう学習機会の充実に努めます。
- ◆ 各公民館活動が独自の活動を積極的に展開するとともに、生涯学習、情報交換、交流、にぎわいの場となるような多様な機能の充実を図ります。
- ◆ 市民の多様な学習ニーズに対応できるよう、公民館における各種講座・教室の内容を充実するとともに、地域活動を通じた学習活動の推進を図ります。
- ◆ だれもが利用しやすく、学習・研究ニーズに合った資料・情報の充実など、市民の期待に応えられる機能を有したゆったりとした図書館サービスが提供できる図書館の整備を図ります。

- ◆ 公民館においても、図書資料の充実を図るとともに、市立図書館とのネットワーク化を推進し、利用者の利便性の向上に努めます。
- ◆ さまざまな学社融合活動を通して世代間交流を促進し、子どもたちの生きる力を育むとともに、コミュニティ意識や住民自治の向上を図ります。
- ③ **地域づくりの人材育成・確保**
 - ◆ 人づくり、まちづくりを支援するボランティア等の人材を発掘するための「人づくりまちづくり講座」や豊富な知識、優れた技能を持つ市民を学習指導者として活用するための「リーダー養成講座」等を充実し、人材の育成・確保に重点的に努めます。
 - ◆ 社会教育関係団体や自主的なグループ・サークル等の育成・支援を行うとともに、生涯学習のための指導者の発掘・養成・支援を推進します。
 - ◆ 市民との協働により、ボランティアニーズバンク^{※1}の活用など、生涯学習ボランティアの育成に努めます。
 - ◆ 高等教育機関との連携により、知識や技術をまちづくりに活かすとともに、人材の育成に努めます。
- ④ **家庭教育の充実**
 - ◆ 子どもの感情の安定には、心身ともに大人が子どもと共感することが必要です。親が心のゆとりを持つことができるよう、相談窓口の充実や学習

会の開催など家庭における教育を支援します。

- ◆ 食事や睡眠など基本的な生活習慣をしっかり身につけさせることができるよう奨励します。
- ◆ 子育てに関する悩み等を気軽に相談できる相談窓口の充実を図るとともに、子育て放棄、児童虐待等の予防に努めます。

⑤ 青少年の健全育成

- ◆ 平戸市青少年健全育成連絡協議会と連携を図りながら、一体となって青少年の健全育成を推進します。
- ◆ 青少年の主体性、地域への愛着が育まれるよう、ボランティア活動、他地域との交流活動や海外交流活動、スポーツ活動等の支援を図りながら、地域ぐるみで青少年健全育成を推進します。

3-2-3 市民スポーツの推進

① 市民ひとり1スポーツの推進

- ◆ 市民の健康づくりとスポーツを通じた交流を促進するため、スポーツ教室やイベントの開催等によりスポーツ意識の高揚を図り、「市民ひとり1スポーツ」の取り組みを推進します。
- ◆ 学校や企業との連携により、スポーツ施設の地域住民への開放を図るとともに、スポーツを通じたまちづくりを促進します。
- ◆ 地域におけるスポーツ活動の振興を図るため、市民の主体的な取り組みによる総合型地域スポーツクラブの創設を積極的に行います。

※1 ボランティアニーズバンク

生涯学習に携わるボランティアをする人とボランティアを必要とする人などを登録する仕組み



- ◆ 市民が生きがいとしてスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、既存施設の有効活用を基本として、社会体育施設の整備充実やスポーツ用具等の充実を図ります。

② スポーツ競技力の向上

- ◆ 能力の高い選手を育成し、各種競技における底辺の拡大と競技スポーツ水準の引き上げを図ります。

- ◆ 各種スポーツ団体やスポーツイベントへの支援を行うとともに、団体間の連携強化を図ります。
- ◆ 競技力の向上を図るため、指導者派遣体制の確立、指導者の養成・確保など、指導体制の充実を図ります。

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
学校図書館標準冊数整備状況	H18	61.0%	70.0%	80.0%
学校施設の耐震化率	H18	42.9%	80.0%	100.0%
市立図書館(室)の図書の貸出数(1人あたり)	H18	1.8冊	10.7冊	14.1冊
生涯学習出前講座参加者数	H18	12,500人	20,000人	25,000人
健康まつり・運動会 (レクリエーションスポーツ)参加者数	H18	7,550人	8,852人	10,000人
市民体育祭(競技スポーツ) 参加者数	H18	2,789人	2,832人	3,000人

みんなのまちをよくするために・・・

- 読み聞かせやボランティアティーチャーへ参加し、児童・生徒との交流を行いましょう。
- 学校教育への関心・理解を深め、学校との信頼関係を築きましょう。
- 子どものしつけに責任を持ち、正しい生活習慣を身につけさせましょう。
- 生涯学習ボランティアニーズバンクへの登録を行い、積極的に生涯学習活動に参加しましょう。
- あいさつや声かけなどを行い、地域の子どもを地域で見守り育てましょう。
- 定期的にスポーツを行い、健康維持・体力増進を図りましょう。

第3節 地域固有の文化の継承と創造

現状と課題

◆ 本市には、先人たちが守ってきた豊かな自然に加えて、原始・古代から中国・朝鮮半島とのつながりや大航海時代のヨーロッパ諸国との交流を示す史跡など、数多くの歴史的遺産が存在しています。また、世代を重ねて伝えられた祭り・行事、風俗・習慣・民俗芸能など多彩な文化的資源を有しています。

今後とも、これらの本市の特長である豊かな自然や歴史文化遺産、伝統文化等を大切に、市民の郷土愛やコミュニティ意識を醸成していくため、市民と行政が一体となって、これら貴重な資源の保存・継承・活用に努めることが重要です。

◆ ゆとりや潤いなど、精神的な充足を求める傾向が強まり、芸術・文化に対する関心が高まっています。

本市での文化活動は、文化協会を中心に、音楽、文芸、歴史研究などのグループが、相互に連携を保ちながら自主的な活動を展開し、市民文化の向上に努めています。

今後は、市民の文化活動の質を高め、成果発表への意欲を後押しするため、優れた芸術に触れる機会の提供が求められています。

■指定文化財の状況

区 分	国指定	国選択	県指定	市指定	合 計
建 造 物	2		2	1	5
絵 画	1		6		7
彫 刻			5	9	14
工 芸	2		7	6	15
書 跡・典 籍	1		2	5	8
古 文 書			1		1
歴 史 資 料			3		3
考 古 資 料			1	6	7
有形文化財小計	6		27	27	60
無 形 文 化 財					0
有形民俗文化財			2	18	20
無形民俗文化財	2	2	2	14	20
史 跡	1		9	31	41
名 勝					0
天 然 記 念 物	3		10	13	26
合 計	12	2	50	103	167
登 録 文 化 財					21
埋 蔵 文 化 財					328

平成19年12月1日現在

資料:文化遺産課



幸橋（国指定重要文化財）



平戸神楽（国指定重要無形民俗文化財）

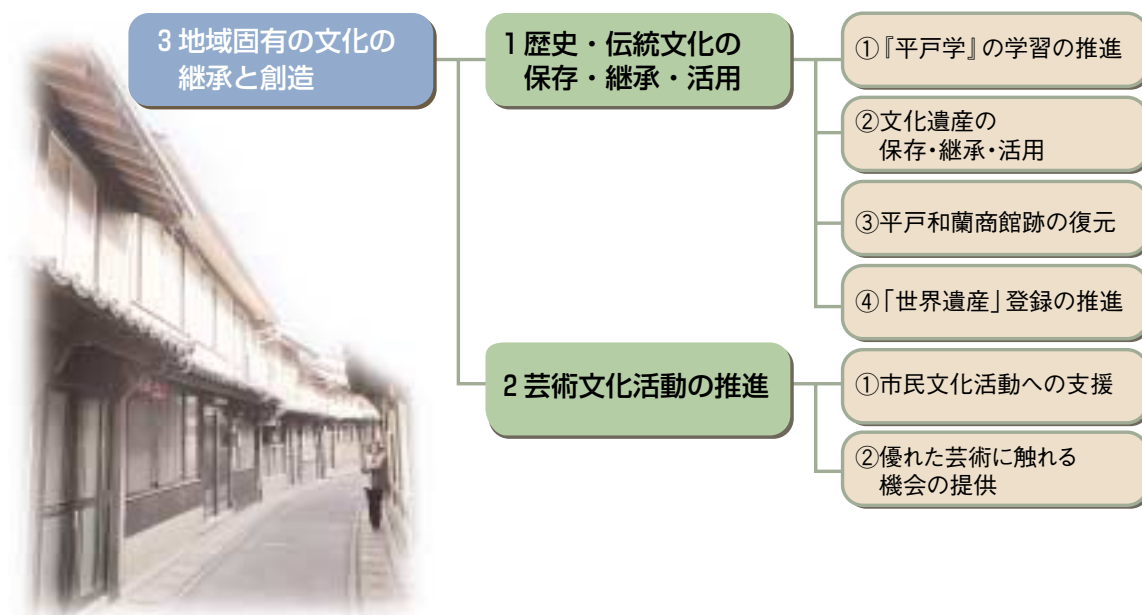
市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度		
地域の文化・伝統の継承、保存への取り組みに関すること	65.1%		

目標・方針

本市固有の歴史・文化遺産が保存・継承・活用され、活発な芸術文化活動ができる社会を目指します。

施策体系





平戸オランダ商館復元イメージ

施策の内容

3-3-1 歴史・伝統文化の保存・継承・活用

① 『平戸学』の学習の推進

- ◆ 自然・歴史・伝統文化など平戸特有の文化を学習する場を提供し、興味・関心を持つよう市民の意識を高めます。
- ◆ 市民の財産という認識を深めてもらうため、歴史文化講座の実施など『平戸学』研究の普及振興を図ります。
- ◆ 『平戸学』の学習を推進し、後世へ継承するとともに、平戸の魅力を市外へ発信していきます。
- ◆ 地域文化や伝統行事等について、市民が理解を深めるため、地域住民参加型体験学習を推進します。

② 文化遺産の保存・継承・活用

- ◆ 史跡や天然記念物等の保存・継承・活用に努め、埋蔵文化財の調査及び有形文化財の修復を図り、指定文化財の適切な維持管理に努めます。
- ◆ 各地域に残る民俗文化財を中心に保存・継承を図るとともに、保存会と後継者の育成強化を図ります。また、地域住民が気軽に参加できる環境づくりに努めます。
- ◆ 自然・歴史・伝統文化等のデジタル画像による記録保存とデータベース化を図り、市民や観光客等の学びのための基礎資料として活用します。
- ◆ 神浦地区の歴史的な集落やまちなみ景観を伝

統的建造物群保存地区として保存するとともに、地域住民の生活の場として整備し、歴史的個性を活かしたまちづくりを通して、次世代に継承していきます。

- ◆ 博物館、資料館などの施設の充実に努めるとともに、関係団体の相互交流・連携を図りつつ、市民や訪れる人が、地域の自然・歴史・文化に触れることができる環境づくりに努めます。
- ◆ 文化財の保存活動に自主的に取り組む団体等を支援します。
- ◆ 本市特有の文化遺産を、『平戸学』などの学びの資源や地域コミュニティの活性化等に活用します。
- ◆ 歴史に裏打ちされた産業起こしや観光資産として活用します。

③ 平戸和蘭商館跡の復元

- ◆ わが国初の海外交流の窓口となった「平戸和蘭商館跡」を貴重な遺産として史実に基づいた復元整備をします。
- ◆ 発掘調査や関係史（資）料調査と分析を実施し、平戸文化の情報発信・創造・交流の拠点としての整備を進めます。

④ 「世界遺産」登録の推進

- ◆ 教会周辺及び対象地域の景観環境の保全に努めるとともに、キリスト教関連遺産の保存・整



備を行い、『長崎の教会群とキリスト教関連遺産』の世界遺産登録を推進します。

3-3-2 芸術文化活動の推進

① 市民文化活動への支援

- ◆ 文化協会や自主的な市民文化活動を支援するとともに、成果を発表できる場の確保に努めます。
- ◆ 文化活動を行っている人たちの相互交流を促進し、ネットワークの拡大を図ります。
- ◆ 文化活動に関する情報や催し物などを市民へ積極的にPRします。
- ◆ 市民に地域の魅力を再認識してもらうため、地域固有の要素をテーマにした芸術作品展を開催します。

- ◆ 平戸の魅力を市外へ発信するため、本市に縁のある文化人に関する芸術文化賞の創設を図ります。

② 優れた芸術に触れる機会の提供

- ◆ 創造性を育み、心を豊かにする質の高い優れた音楽、演劇、美術、文芸等に触れる機会の提供に努めます。
- ◆ 芸術性の高い人材の発掘と育成を図り、文化活動の活性化と水準の向上を図ります。
- ◆ 地元出身や縁のある芸術家を積極的に活用し、質の高い技術や作品等に触れる機会の提供に努めます。

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
文化活動団体の所属者数	H19	1,202人	1,250人	1,300人

みんなのまちをよくするために・・・

- 地域の歴史や伝統文化などを学習し、保存・継承に努めましょう。
- 市美術展や各種公演などの芸術鑑賞機会へ積極的に参加しましょう。
- さまざまな芸術・文化活動を行いましょう。

基本目標4

活力ある産業振興と雇用の創出【産業振興】

第1節

次代を見据えた地域産業の振興

現状と課題

- ◆ 本市は、丘陵が起伏し平坦地が少ない地形のため、傾斜地に多くの農地が存在しています。平成17年における総耕地面積は3,620haで、うち田2,400ha、畑1,190ha、樹園地27haです。また、林野面積は、総土地面積の50%以上を

占めています。

本市の主要農産物等は、水稻、いちご、アスパラガス、ばれいしょ、葉たばこ、たまねぎ、みかん、メロン、肉用牛、豚、にわとり、菌床しいたけなどがあります。

■主要農作物収穫量(平成17年)

単位:t

農産物名	水稻	いちご	アスパラガス	ばれいしょ	葉たばこ
収穫量	6,180	339	197	1,150	108

資料:長崎農林水産統計年報第53次

■主要家畜家禽頭羽数(平成18年)

単位:頭、羽

家畜家禽名	肉用牛	豚	にわとり
頭羽数	6,580	1,228	62,620

資料:平成18年版平戸市主要統計指標

■菌床しいたけ売上額の推移

単位:千円

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
売上額	1,041,160	932,621	827,977	844,943	869,243

資料:農林課

- ◆ 農業形態は、兼業農家が大部分を占めており、専業農家が少なく、経営耕地面積1ha未満の小規模零細農家が約66%を占めています。高齢化等に伴い農家戸数は年々減少し、耕作放棄による遊休農地が増え、農地の流動化が進んでいない状況です。また、農業集落

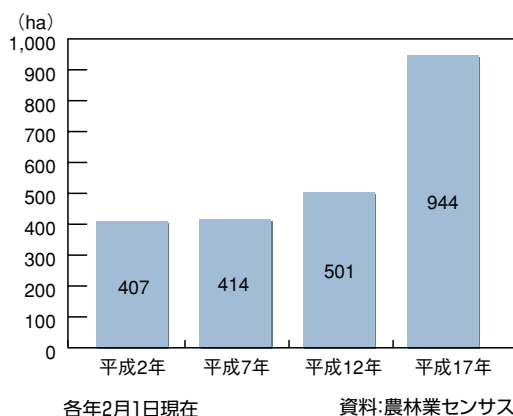
は、農家戸数の減少、少子・高齢化、農家・非農家の混住化等により農村地域の共同体的性格が薄れつつあり、年々衰退している状況です。

今後は、生産体制の強化のため、農地の流動化の促進や集落営農への転換、環境保全に

配慮した基盤整備が課題となっています。

また、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が年々増大し、生産者の悩みの種となっており、さまざまな被害防止対策に取り組んでいるものの、農作物被害の減少には至っていないのが現状です。今後も継続して取り組む必要があります。

■耕作放棄地の推移

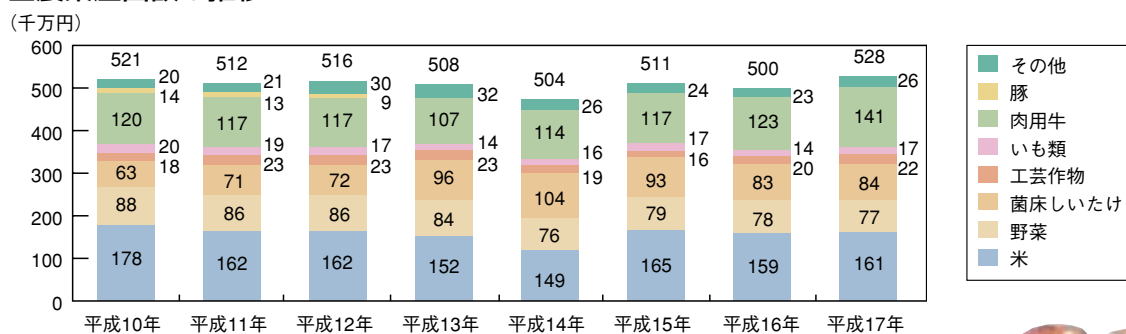


◆ 肉用牛は地域農業の基幹作物として重要な役割を果たしていますが、飼養戸数及び頭数が減少しているため、経営規模拡大や低コスト生産等による経営の効率化、安定化や品質向上等の取り組みが求められています。

◆ 森林の多くは人工林であり、その多くは間伐を必要とする林齢であるため、適正な森林施業が急務となっています。また、近年の木材価格の低下や生産コストの増大、外材の輸入増加など林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。

地球環境問題や自然環境の保全が重要視される中、森林保護の重要性の理解を深めながら、今後とも総合的に森林整備を進めるとともに、生産活動の重要な担い手である森林組合への支援を図ることが求められています。

■農業産出額の推移



- ◆ 本市は、対馬暖流と数多くの島嶼や複雑な海岸地形がもたらす潮流の影響により、九州でも屈指の好漁場が形成され、アジ・サバ・ブリ・イカ類などの回遊が見られるほか、マダイ・イサキ・ヒラメや磯根資源のアワビ・ウニなど数多くの魚介類に恵まれています。

しかしながら、長い間の乱獲と沿岸域の開発行為、さらには地球温暖化等に伴うと考えられる磯焼けにより、水産資源の再生産機構の変動が問題視されています。

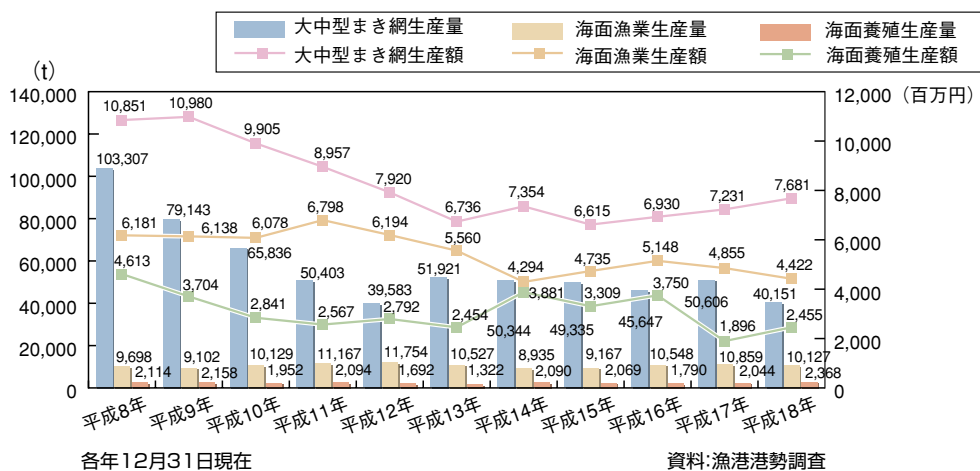
- ◆ 魚価は全国的に低下傾向にあり、さらに出荷・販売に要する流通コストは増加しており、水産物の産地である本市は、付加価値の向上並びに流通コスト削減対策を施策の両輪

として推進しつつ、消費者のニーズに的確に応える事業展開を図る必要があります。

また、産地市場や系統団体への共販出荷を主体としながらも、消費者への直接販売を伸ばす必要性に迫られています。

- ◆ 本市の漁協は、一部に合併による経営基盤強化の取り組みが見られるものの、組合員の減少と高齢化や漁業生産の低迷等により、組織・事業の再編強化が求められる組合も見受けられます。漁村地域における中核的役割を担う協同組合として、自立漁協体制への再編と事業の強化が求められています。

■漁業生産高の推移



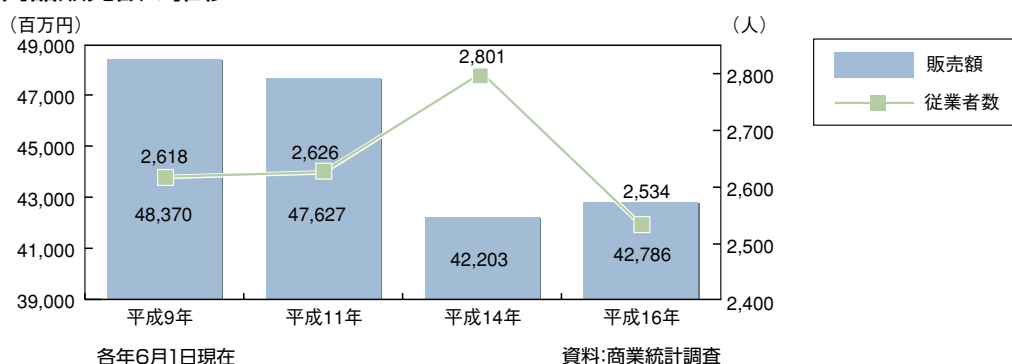
- ◆ 漁村地域には、美しい自然環境に加え、漁業に関する伝統文化など都市部にはない特色ある地域資源を有していますが、過疎化や高齢化の進展により地域社会の活力が低下しつつあります。

このため、漁業や漁村の有する多面的機能の維持増進による、個性ある活力に満ちた漁村づくりの推進が待たれています。

- ◆ 本市の商業は、年間商品販売額が減少しており、従業者数も減少傾向にあります。市内には大型店舗がなく個人営業が約70%を占めており、日用品や食料品などは大半が市内で消費するものの、衣料や耐久消費材などは約3割の市民が佐世保市で買い物をしています。

商店の空き店舗が増加している現状の中、高齢者や親子連れでも安心して利用できる商業空間を形成し、地域社会に密着した賑わいのある商店街を創出する取り組みが必要です。

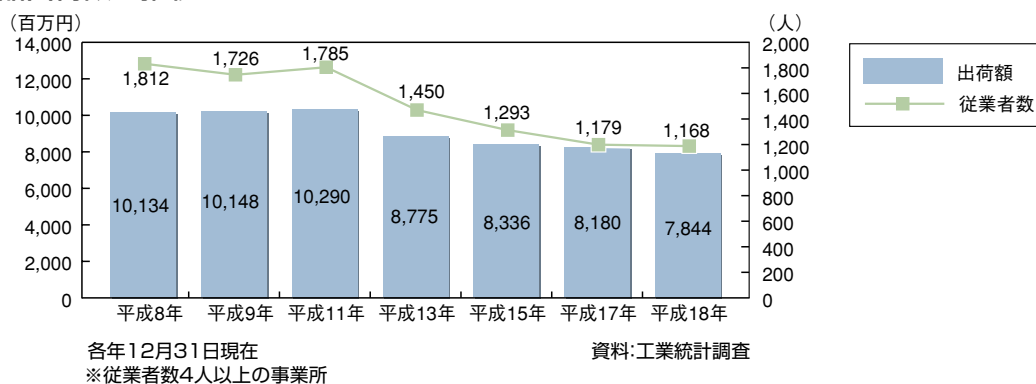
■年間商品販売額の推移



- ◆ 本市の工業は、製造品出荷額が平成11年以降減少しており、平成18年では78億4千万円です。また、従業者数も平成8年をピークに減少しています。

今後、地域の特性、技術と産業資源を活用した商品開発等による中小企業の活性化を図るとともに、創造的中小企業を育成するための研究開発から事業化まで、効率的・効果的な支援システムの構築が求められています。

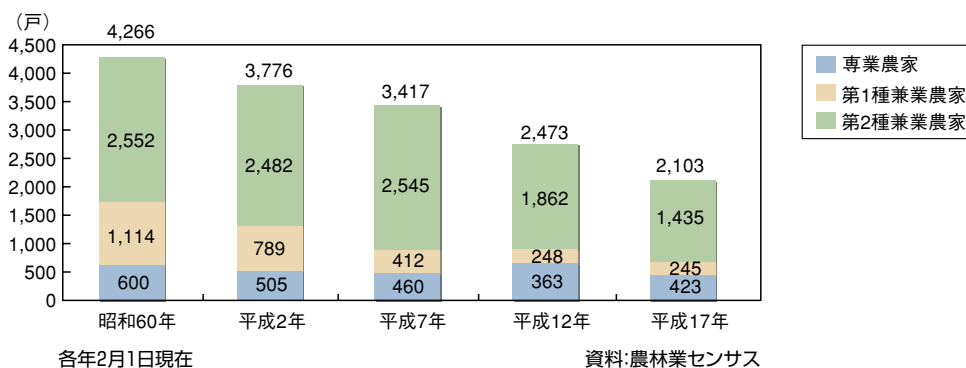
■製造品出荷額の推移



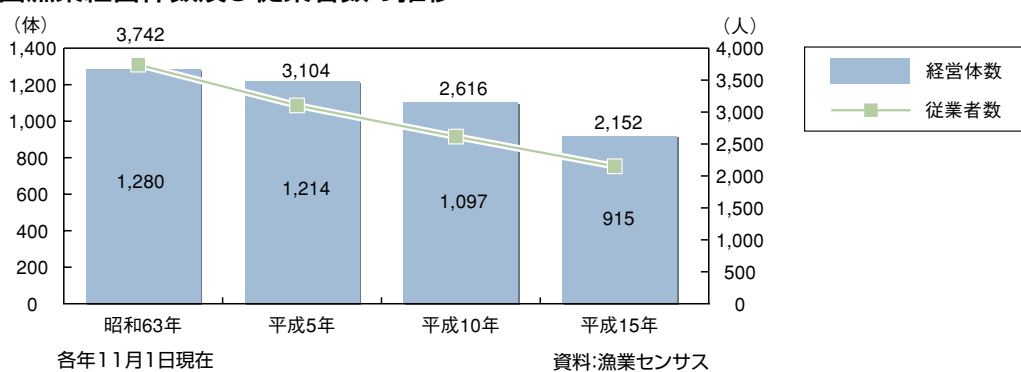
- ◆ 農林水産業の就労者は年々減少しており、後継者不足・高齢化が深刻な問題となっています。安全かつ安心な地場産品を安定供給す

るためにも、後継者や担い手を育成・確保していくことが重要です。

■専・兼業別農家数の推移



■海面漁業経営体数及び従業者数の推移



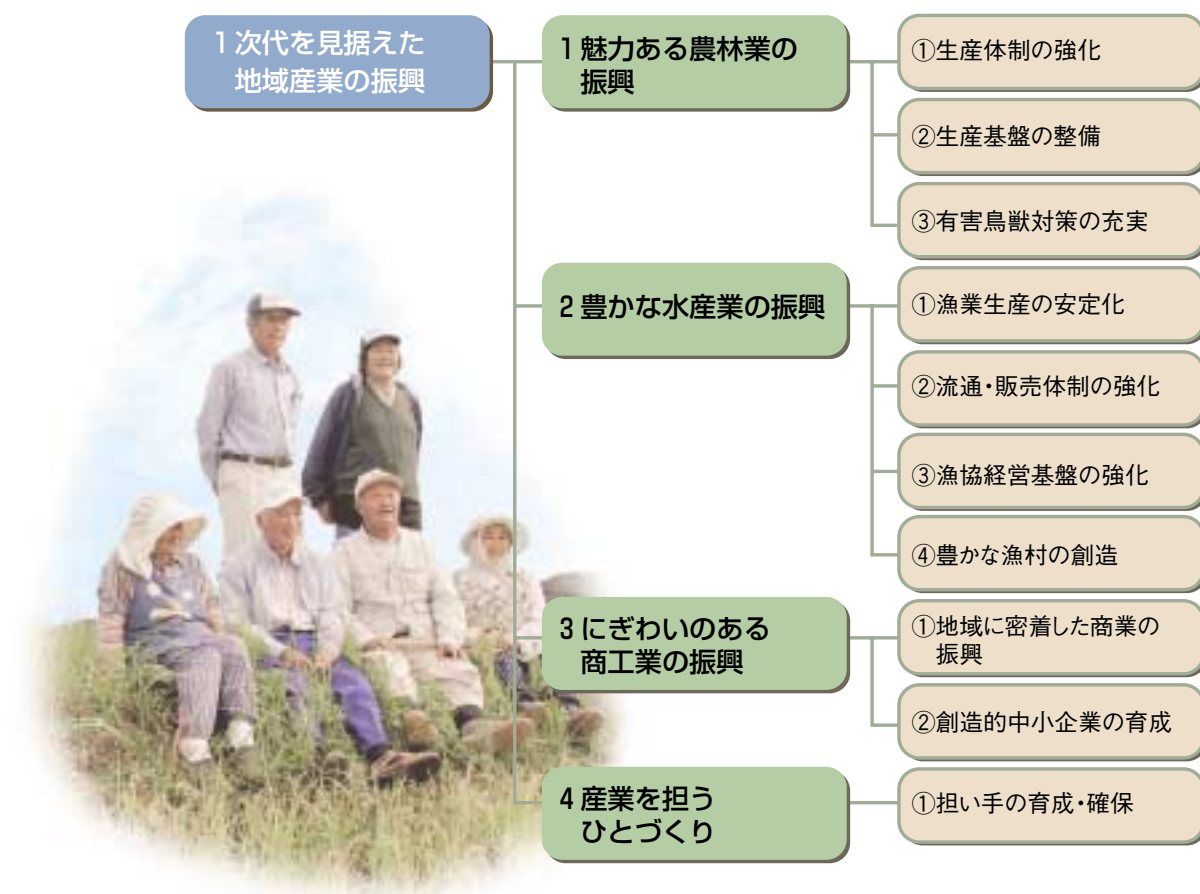
市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
地域の特性を活かした農林業の振興に関すること	46.4%	豊かな資源を活かした水産業の振興に関すること	48.2%
漁港の整備に関すること	82.7%	商店街や商業拠点の整備・商工業の振興に関すること	28.6%
買い物、飲食が楽しめる商業施設の整備に関すること	25.1%		

目標・方針

自然の恵みを活かしながら、にぎわいのある魅力的な産業の振興を図り、市民生活の安定や若者の定住化を目指します。

施策体系



施策の内容

4-1-1 魅力ある農林業の振興

① 生産体制の強化

- ◆ 集落営農組織や農業法人等の設立を促進するため、営農相談研修会や情報提供などにより、優れた農業組織の育成を図ります。
- ◆ 県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、営農指導体制の強化に努めます。
- ◆ 認定農業者を中心とした担い手による優良農地を集積し、農地の流動化を図ります。
- ◆ 農地パトロールによる耕作放棄の実態把握に努めるとともに、耕作放棄地解消に努めます。
- ◆ 収益性の高い農産物を効率的に生産するため、園芸施設（ハウス）等の導入、機械類の共同利用及び農作業受委託を促進します。また、共同集出荷場の活用を推進します。
- ◆ 各種研修会の開催や情報提供等を通し、経営能力の向上を推進します。
- ◆ J Aを中心とした生産・販売体制を強化し、生産者組織の育成・強化を図ります。
- ◆ 肉用牛繁殖経営を中心とした生産体制をさらに強化するため、優れた種雄牛を活用した繁殖雌牛群の整備と市場性の高い子牛づくりに努め、銘柄確立を促進します。
- ◆ 森林整備については、優良材の生産を目指し、

共同化による効率的な施業、林業担い手の育成、高性能林業機械化の推進、流通加工体制の整備など長期展望に立ち、「平戸市森林整備計画」に基づき総合的に推進します。

② 生産基盤の整備

- ◆ 安定かつ効率的な農作業や農業経営が展開できるよう、ほ場整備や農道整備などの農業基盤の総合的な整備に努めます。
- ◆ 遊休農地の有効活用や棚田の整備、森林の整備を進め、美しい農村づくりを推進します。
- ◆ 効率的な畜産経営を図るため、低コスト牛舎等の整備を支援するとともに、農地の集団化による粗飼料生産基盤の整備と機械化作業体系の導入に努めます。
- ◆ 資源が循環する畜産環境づくりを進めるため、資源リサイクル型の堆肥施設の導入を図り、農家と連携して地域の土づくりを推進します。
- ◆ 菌床しいたけの栽培については、高品質で収益性の高い商品を効率的に生産するため、自主生産によるホダ木の確保対策と施設拡充を支援します。
- ◆ 森林資源の有効利用による地域の持続的な発展を図るため、廃菌床や廃ホダ木などを利用したバイオマス発電^{*1}の検討を行います。

※1 バイオマス発電

植物などの生物体（バイオマス）を構成する有機物を燃料にして行う発電。二酸化炭素排出量がほぼゼロになる。

③ 有害鳥獣対策の充実

- ◆ イノシシやからす等の有害鳥獣による農作物被害が増大しているため、国県補助事業を活用しながら、侵入防止施設や捕獲罠設置などの被害防止対策を充実します。

4-1-2 豊かな水産業の振興

① 漁業生産の安定化

- ◆ 低下した主要な資源水準を回復させるため、藻場・干潟など漁場環境の維持・保全、人工魚礁漁場の整備や増殖場など生産基盤の整備、広域的な栽培漁業の推進並びに資源管理への取り組みを強化します。
- ◆ 養殖業においては、複合型養殖経営の展開、漁場環境の改善と合わせて産地としての信頼性と知名度の向上を目指します。

② 流通・販売体制の強化

- ◆ 地域資源の有効利用と販売力の強化を図るため、漁協間の連携等による水産物の効率的な集出荷体制の改善を目指します。
- ◆ 水産物のブランド化を図ると同時に、マーケティング技術の導入による水産加工と販売力の強化を推進します。

③ 漁協経営基盤の強化

- ◆ 「長崎県漁協系統事業・組織改革方針」に基づき、自主的な改革に取り組む漁協系統団体や「長崎県漁協組織等強化基本方針」を掲げる県と連携しながら、資源管理・担い手の育成・販売

力の強化・金融機能の健全性確保など、自立漁協体制への再編と事業の強化への自主的な取り組みについて支援します。

④ 豊かな漁村の創造

- ◆ 西海国立公園や史跡などの豊富な観光資産を活かし、都市と漁村の交流活動の促進を図るため、漁業体験型の観光や地域水産物直売施設の整備等に対し積極的な支援を行い、観光産業と連携した交流促進を通じて、水産物の販売力強化と新たな収益増強を図ります。
- ◆ 漁業の担い手をはじめとする漁村の住民にとって、安全で快適な生活環境や効率的な生産環境づくりを図るため、基幹的な漁港施設や環境施設の整備を推進します。



4-1-3 にぎわいのある商工業の振興

① 地域に密着した商業の振興

- ◆ 個々の商店が、大型量販店にはない魅力を創出することにより、地元消費者の市内回帰を図り、商業の活性化を推進します。
 - ◆ 高齢者や親子連れが気軽に立ち寄れる商店街等の環境の整備等を進めるとともに、空き店舗等を活用した地域コミュニティの場の提供や「平戸温泉・城下雛祭り」などのイベントを開催するなど、地域社会に密着した賑わいのある商店街を創出する取り組みを支援します。
 - ◆ 農林水産品や観光資産などの地域資源について、他地域との区別を図ることにより、地域資源の価値を向上し、地産地消の促進及び地域内外への販売・消費の拡大を促進します。
- ② 創造的中小企業の育成
- ◆ 創造的中小企業を育成するための研究開発から事業化まで、効率的・効果的な支援システムの構築を図ります。
 - ◆ 地域の農林水産品、観光資産や技術などを活用した商品開発等を行い、地域外市場への積極的な取り組みを支援し、地域産業の活性化を図ります。

4-1-4 産業を担うひとづくり

① 担い手の育成・確保

- ◆ 産業の後継者や新たな担い手となる人材の確保と計画的な経営発展を目指す経営者を育成するとともに、やる気のあるグループ育成に向けた研修制度の拡充を図ります。
- ◆ 若者やUターン者等の新規就業者に対し、就業に関する情報の提供や制度資金の活用等による支援を行います。
- ◆ 農家の労働力不足を補うため、農業ヘルパー制度^{※1}の確立を図ります。
- ◆ 高齢者の林業担い手や森林小規模保有者対策として、森林組合等による委託事業及び共同化施策を推進します。
- ◆ 地元事業者や商工会議所、商工会を支援し、将来の地域産業を担う人材の育成・確保に努めます。



観光人材育成プロジェクト 食のワークショップ

※1 農業ヘルパー制度

農家で働きたい人たちを労働力として紹介する制度

やらんば指標(成果指標)

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
農業産出額	H17	52.8億円	53.6億円	54.5億円
認定農業者数	H18	149人	242人	242人
遊休農地の活用面積	H19	3ha	23ha	40ha
繁殖雌牛頭数	H19	3,432頭	3,870頭	4,231頭
漁協市場・系統出荷額	H18	49億円	50億円	50億円
漁協直販売上額	H18	2億円	4億円	6億円
漁協加工品販売額	H18	3,200万円	4,000万円	5,000万円
卸売・小売商品販売額	H16	428億円	434億円	440億円
製造品出荷額	H18	78億円	82億円	86億円

※製造品出荷額については、年間(1月～12月)で集計

みんなのまちをよくするために・・・

- 遊休農地バンクへの情報提供や登録に協力し、農地の有効利用に努めましょう。
- 環境にやさしい資源循環型農業を進めましょう。
- 海の環境保全に努めましょう。
- 水産資源管理に取り組みましょう。
- 取り扱う農林水産物の品質向上に努めましょう。
- 市内で買い物をしましょう。

第2節 平戸ブランドの確立

現状と課題

- ◆ 本市には、平戸牛、ひらどロマン、平戸ひらめ、平戸うちわエビ、川内かまぼこなど、豊かな自然から恵まれた特産品が多くあります。しかし、広く平戸ブランドとして知られている状況とはなっていません。

農林水産業や加工業、商業、観光産業の連携のもと、地場産品の高付加価値化を図り、平戸ブランドを確立することが強く求められており、特産品の販路拡大のため、ブランドの統一とともに都市部とのネットワーク化が必要です。

また、国内のみならず世界中で食の安全性が重要となっているため、有機栽培、低農薬使用や安全な飼料の使用など、環境に配慮した農漁業生産を推進し、安全・安心を求める消費者ニーズにあった農林水産物を生産することが求められています。

- ◆ 本市では、農林水産物の直売所が多くあり、消費者へ新鮮で安価な生産物を提供するとともに、農林水産業者と消費者の交流が行われています。

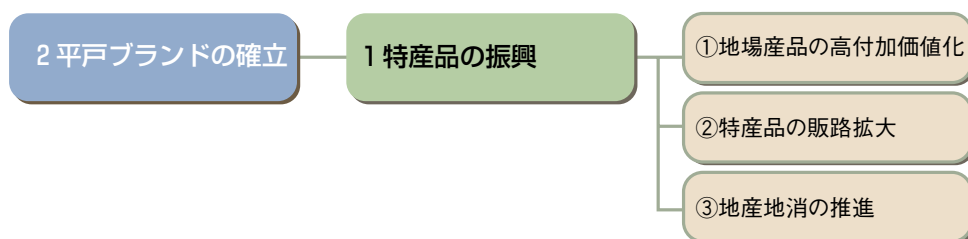
また、学校給食や郷土料理など、地元で生産された食材が利用されるなど、地産地消が進展しています。

地産地消は、食育や食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには、食を柱としたまちづくりなど地域づくりに繋がるものと考えられるため、今後とも積極的に地産地消を進めることが求められています。

目標・方針

地場産品の高付加価値化による平戸ブランドの確立を目指します。

施策体系



施策の内容

4-2-1 特産品の振興

① 地場産品の高付加価値化

- ◆ 地域の特色を活かした特産品の生産振興を図るとともに、製品のブランド化を図ります。
 - ◆ 女性農業者等で組織する生活改善グループなどを中心に、女性が持つ感性と能力を活かせる環境づくりを進めます。
 - ◆ 地域に古くから伝わる伝統料理や漬物などを発掘し、特産品としての活用を図ります。
 - ◆ 安定した品質の生産と供給を目指し、技術指導、調査研究、講師の招聘など、地場産品を活用した新商品・新技術の開発を行う活動を支援します。
 - ◆ 地元観光業者や消費者との交流・連携を促進し、その基盤となる農林水産物直売施設の整備等への支援や観光と結びつけた農林水産業の推進を図ります。
 - ◆ 安全・安心を求める消費者ニーズにあった産品を提供するため、有機栽培、低農薬や安全な飼料を使用するなど、環境に配慮した農漁業生産を推進します。
- ##### ② 特産品の販路拡大
- ◆ インターネット等により地域の農林水産物の情報を発信し、販路の拡大や消費者等との交流を促進します。

- ◆ 直売、ギフト商品による産地直送、観光協会・料飲業組合と連携したグルメ商品の食材提供などに改良を加え、収益力と安定性のある事業の確立に向けて、生産者団体に対し支援します。
 - ◆ 都市圏で物産展を開催することにより、特産品や地場産品の流通拡大、平戸の知名度向上を図ります。
- ##### ③ 地産地消の推進
- ◆ 地元でとれた新鮮な農林水産物を地元で消費することで、生産拡大を図るとともに、「顔が見え、話ができる」生産者と消費者との交流を推進します。
 - ◆ 消費者ニーズを的確に捉え、ホテル、飲食店、医療・福祉施設、学校などとの安全・安心な地場産品の供給体制づくりを推進します。
 - ◆ 地場産品を活用した食育や食文化の伝承と活用に努め、郷土料理の開発や掘り起しを図ります。



やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
新特産品開発数	—	—	10品	20品

みんなのまちをよくするために・・・

- 安全・安心で高品質な地場産品を生産し、消費者に提供しましょう。
- 平戸の特色を活かした特産品の開発と製造、販路拡大に取り組みましょう。
- 地元で採れた新鮮な農林水産物を地元で消費しましょう。



第3節 新たな産業の創造

現状と課題

◆ 本市では、基幹産業である農林水産業や観光産業が低迷し、生産年齢である若年層の流出が続いています。

雇用を促進し、定住人口の確保や地域の活性化を図るために、地域の農林水産物、伝統技術や歴史文化といった地域資源を活かし、積極的に取り組む企業を輩出する環境づくりなど新たな産業を創出することが求められています。

◆ 本市では、これまでも工業団地の造成をはじめ、企業誘致に努めてきましたが、交通アクセスの条件等により、大変困難な状況にありました。しかし、企業立地による雇用の創出は、若年層の流出防止を図り、人口増加という地域の課題を解決する最重要課題のひとつであるため、今後も積極的に推進していく必要があります。

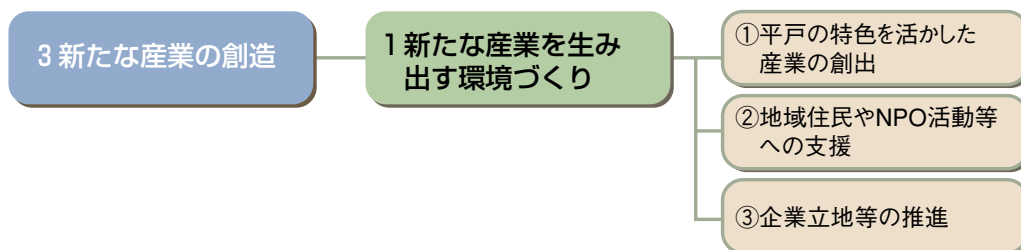
市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度		
企業誘致や雇用対策、就業環境に関すること	13.9%		

目標・方針

地域特性を活かした新しい産業により、雇用の創出と地域経済の活性化を目指します。

施策体系



施策の内容

4-3-1 新たな産業を生み出す環境づくり

① 平戸の特色を活かした産業の創出

- ◆ 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等に積極的に取り組む企業等を輩出する環境づくりを推進するとともに、新技術開発や新分野進出を支援し、新たな産業の創出を図ります。
- ◆ 新しい技術・サービスによる事業を展開することにより、雇用を生み出すなど地域経済を活性化させることに取り組むベンチャー企業^{※1}の起業等について支援していきます。
- ◆ 地域産業や情報化社会を担う人材の育成を進めるため、関係団体等と連携した人材育成事業について検討します。

② 地域住民やNPO活動等への支援

- ◆ 地域住民やNPOが主体となって、高齢者支援、子育て支援、商店街活性化など地域の抱える課題を、地域の人材やノウハウ、施設等を活用して継続的なビジネスとする取り組みを支援します。

- ◆ 地域を活性化するコミュニティビジネス事業の起業・経営を支援します。

③ 企業立地等の推進

- ◆ 企業の情報収集と地域の特性を分析し、地域の強みを活かした企業立地活動を積極的に行います。
- ◆ 各種インフラ整備を検討するとともに、ものづくり産業を支える人材の育成について関係機関等と連携して取り組みます。
- ◆ 外部資本等を活用した地域資源の活用による地域経済の発展の可能性について検討します。
- ◆ 企業誘致に代わる「平戸ならではの」のテーマをもつ研究所、教育機関の設立誘致を検討します。

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
新規起業数	—	—	2事業所	4事業所
立地企業等による新規就業者数	—	—	350人	700人

※1 ベンチャー企業

高度な知識や新技術を軸に、革新的・創造的な経営を展開している企業

基本目標5

魅力ある観光の振興と交流人口の拡大【観光・交流】

第1節

宝を活かした観光の推進

現状と課題

- ◆ 来訪者の心を惹きつけ感動を与える観光地づくりを進めるため、わが国初の国際交流都市の再発見をコンセプトに、「歴史とロマンの島平戸～大航海時代の城下町～」を開発テーマとした主要プロジェクトを展開しています。

本市の約20%が西海国立公園に指定されており、入り組んだ海岸線など美しく豊かな自然に恵まれています。また、古くから日本で最初となる海外との交流により栄え、当時の歴史を感じさせる史跡も数多く有しているため、観光客も多く、平成18年には約162万人の観光客が平戸市を訪れています。

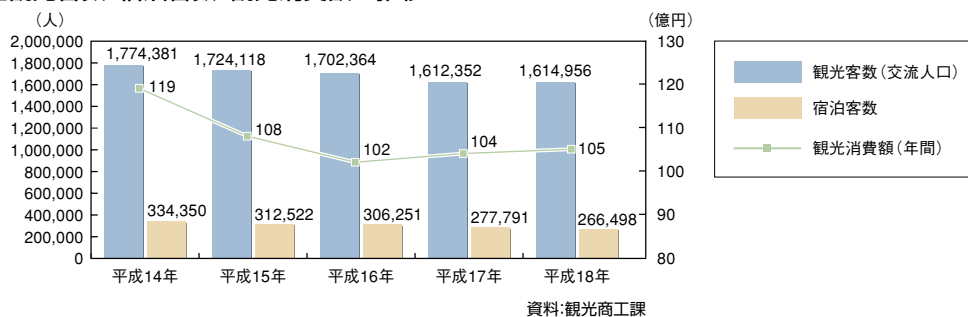
しかし、日帰り客、宿泊客ともに年々減少し、観光消費額の減少にも影響を及ぼしており、魅力ある観光地づくりが課題となっています。

- ◆ 多くの観光客が、再び訪れたいような観光地としていくためには、心温かいもてなしやあらゆる人々が安心して楽しめる環境づくりに努める必要があります。

また、古くから伝統芸能や地域特有の年中行事等が数多く残されていますが、近年、伝統文化や年中行事を担う人材が不足しています。

今後は、観光産業はもとより、市民と行政が一体となった受け入れ体制の確立や高齢者、障害のある人などが安心して快適に観光が楽しめ、観光客も一緒に楽しめるような交流型観光を推進することが求められています。

■観光客数・宿泊客数・観光消費額の推移



- ◆ 観光客のニーズが多様化し、本物志向が高まる中、滞在時間の短い「見て回る」だけの観光から、地元住民と交流し、さまざまな体験ができる「体験型・滞在型」の観光へと転換しています。

定置網などの漁業体験や平戸焼き、鬼洋蝶などの伝統工芸といった体験型観光メニューを積極的に取り入れ一定の成果をあげていますが、依然として本市の観光が、滞在時間の短い「見て回る」観光が主流となっていることから、地域全体と触れあえるような滞在型観光への転換が必要です。

- ◆ 観光客のニーズの多様化に伴い、団体客から個人客へと旅行形態が変化しており、個人客の多くは、テレビ、ラジオ、旅行雑誌、インターネット等のマスメディアによる情報で

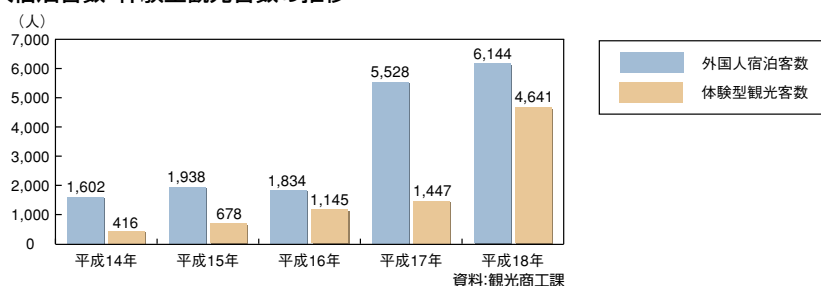
旅行先を決定しているものと考えられます。

そのため、多様化するニーズに合わせて、観光資産の磨き上げを図るとともに、北松浦半島地域などの周辺地域と連携しながら、各種メディアを積極的に活用した観光客の誘致を促進する必要があります。

- ◆ 本市には、キリシタン文化の象徴である教会群、和蘭商館跡や鄭成功居宅跡などヨーロッパや中国などとの深い関わりがある史跡が多数残っており、多くの外国人観光客が訪れています。

今後は、これらの史跡の整備を進めるとともに、外国人観光客が興味を持てるコースを設定するなど、外国人観光客の誘致を推進することが求められています。

■外国人宿泊客数・体験型観光客数の推移



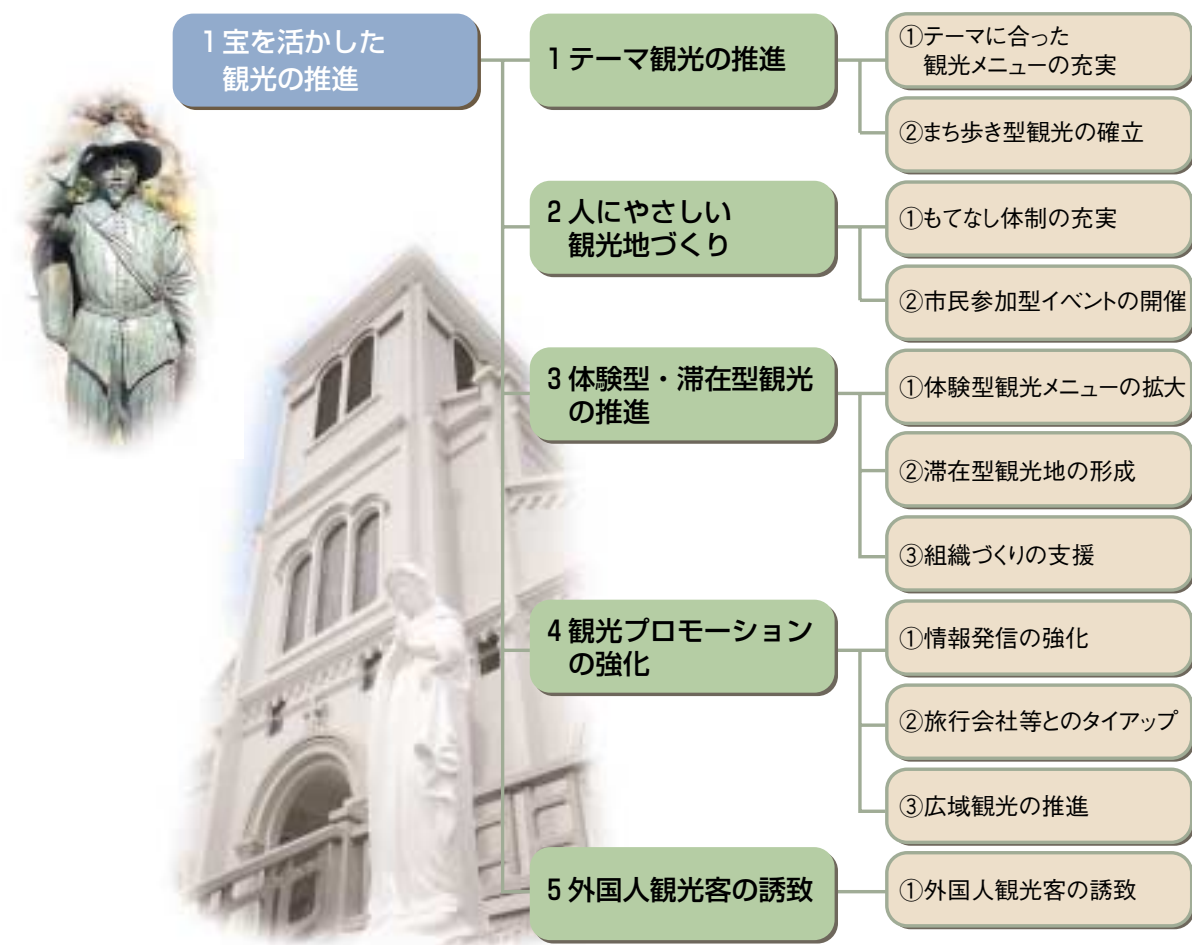
市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
地域の資源を活かした観光の振興に関すること	35.6%	行事や各種イベントの開催に関すること	69.8%

目標・方針

市民の温かいもてなしにより、あらゆる人が平戸の魅力に触れ、再び訪れたくなるような観光地を目指します。

施策体系





施策の内容

5-1-1 テーマ観光の推進

- ① テーマに合った観光メニューの充実
 - ◆ 観光客のニーズを的確に把握し、現存する観光資産（平戸の魅力）を「宝」へと磨き上げることに重点を置き、「平戸ならではの」観光地づくりを推進します。
 - ◆ 美しい山、海、花、温泉等の自然資源やテーマの融合が図れるような自然と歴史の体験や憩いが体感できる空間の保全・活用に取り組みます。
 - ◆ 観光客が「大航海時代の城下町」の面影を実感できるようなまちなみ景観づくりを推進し、テーマに合った多様な観光メニューの充実を図ります。
 - ◆ 平戸が誇れる自然・歴史・食などをテーマとした観光メニューを確立・拡充します。
- ② まち歩き型観光の確立
 - ◆ 平戸市中心市街地まちづくりのコンセプトである「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」を基本においた整備を推進します。
 - ◆ 観光客が気軽にまち歩きができ、地域住民と交流できるコースを設定し、景観の整備やポケットパークの設置など、一体的に整備を進めます。
 - ◆ 「まち歩き型観光」を推進するため、まち歩き用の観光マップを作成します。

5-1-2 人にやさしい観光地づくり

- ① もてなし体制の充実
 - ◆ 訪れるすべての人に「再び訪れたい」という気持ちを持っていただけるよう、「おもてなしの観光地」づくりを地域と一体となって推進します。
 - ◆ 観光を通じた地域住民とのふれあいや地域の暮らしを体感してもらうため、市民全ての人が温もりのある心で接することができるよう、もてなしの心の醸成を図ります。
 - ◆ さまざまなニーズの観光客にきめ細やかな案内を行うため、地域住民と行政が協力して、平戸の自然・歴史・文化等を伝えるボランティアガイドの育成・支援を行います。
 - ◆ 快適な各種アクセスルートの整備・演出や標識の整備など、テーマが見える交通アクセスづくりに努めます。
- ② 市民参加型イベントの開催
 - ◆ 伝統芸能などを活かした、市民が楽しめる「平戸ならではの」参加型イベントを実施することにより、観光客も一緒になって楽しめる魅力ある交流型観光を促進します。



第3章 基本目標(分野別目標)

5-1-3 体験型・滞在型観光の推進

① 体験型観光メニューの拡大

- ◆ 農林水産業や地域特有の文化・伝統芸能などと連携した体験・交流型観光メニューの拡大・充実に支援します。
- ◆ 独自の観光メニューの拡大や近隣市町との広域的な連携により、観光メニューを充実します。
- ◆ グリーンツーリズムやブルーツーリズム※¹に関する情報や文化・芸術・スポーツ等のイベント情報を発信し、都市部の住民等の誘客に努めます。

② 滞在型観光地の形成

- ◆ 単に見て回る旧来型の観光地から、新鮮な地元の農林水産物を使った食の提供や温泉の活用などにより、滞在型観光地への転換を図ります。
- ◆ 地域住民との交流や泊食分離などロングステイプログラムの提供により、観光客が自分で楽しみ方を選べる仕組みづくりに取り組みます。

③ 組織づくりの支援

- ◆ 魅力あるメニューの開発と観光客が満足できるサービスを提供するため、地域インストラクター育成や地域組織力強化への支援を行います。
- ◆ 体験型観光の具体的な波及効果等の理解を深めるため、先進地視察や講演会等を開催し、やる気のある人材の発掘・確保を図ります。

5-1-4 観光プロモーションの強化

① 情報発信の強化

- ◆ テレビ、ラジオ、旅行雑誌、インターネット等のマスメディアを活用し、体験型・滞在型観光などさまざまな観光に関する情報を積極的に発信します。
- ◆ 観光客のニーズにあった興味のあるテーマに絞って、情報発信を強化します。
- ◆ 観光統計などを的確に分析し、修学旅行や地域別、年代別などといった各層への情報を効果的に発信します。

② 旅行会社等とのタイアップ

- ◆ 旅行会社等とタイアップし、平戸でしか味わえない、または、平戸でしか体験できないような「平戸ならではの」素材を活かしたツアー企画を全国に展開していきます。

③ 広域観光の推進

- ◆ さまざまな観光資産をテーマごとに組み立て、広域周遊観光ルートの開発を推進します。
- ◆ 県北地域などの広域連携により、観光キャンペーンなどを展開し、広域的なPRを推進します。

※1 グリーンツーリズム・ブルーツーリズム

山村、農村、漁村等での暮らしを体験し、地域の歴史、文化、自然、食、人に触れ合う旅行のスタイル。グリーンツーリズムは山村、農村での生活体験を、ブルーツーリズムは島や沿海部の漁村での生活体験を楽しむ旅行スタイル



5-1-5 外国人観光客の誘致

① 外国人観光客の誘致

- ◆ 外国人観光客の誘致を促進するため、外国と関係のある史跡の整備を推進するとともに、外国人観光客が興味を持てるようなコースを設定します。
- ◆ 地理的・歴史的なつながりを活かし、東アジア地域を中心とした観光客の受け入れ体制の整備を促進します。

- ◆ 外国の文化、歴史、語学などの研修会の開催や県と連携した外国人研修生の受入れに取り組みます。
- ◆ 市ホームページに、英語や韓国語、中国語などの外国語による情報を掲載し、平戸市の魅力を海外に向け発信します。
- ◆ 外国人観光客に対応した観光案内板や観光パンフレット、観光マップを整備します。

やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
観光客数(交流人口)	H18	162万人	170万人	180万人
宿泊客数	H18	266,498人	300,000人	350,000人
観光消費額	H18	105億円	110億円	120億円
ボランティアガイド数	H18	76人	100人	120人
体験型観光客数	H18	4,641人	5,000人	5,500人
外国人宿泊客数	H18	6,144人	10,000人	15,000人

※観光客数(交流人口)、宿泊客数、観光消費額、外国人宿泊客数については、年間(1月～12月)で集計

みんなのまちをよくするために・・・

- 自然・歴史・文化等を学び、観光へ活かしましょう。
- 身近にある豊かな地域資源を再認識し、平戸市の魅力をPRしましょう。
- 市民みんなで観光客をもてなしましょう。

第2節 地域・国際交流の推進

現状と課題

◆ 交通網、情報通信の発達により、人々の行動範囲が広がり、交流機会が拡大しています。本市においても、多くの人が文化活動、スポーツ活動等を行っており、その活動を通して市内外の人と活発に交流しています。

交流は、人々の感動を呼び起こし人間性を豊かにするものです。今後とも、市民のさまざまな交流を促進し、交流をより深めていくことが求められます。

◆ 本市は、九州の西、長崎県の北西端に位置していることなどから、周辺都市との広域的な道路ネットワークは十分に整備されていない状況です。県庁所在地の長崎市や長崎空港そして福岡市とは、自動車で2時間から2時間30分程度かかる位置にあります。

今後、佐世保市及び佐賀県唐津市まで開通している西九州自動車道の整備やそれと本市をつなぐ道路整備を促進し、福岡都市圏や長崎市などとの広域的な道路ネットワークの形成が望まれます。

◆ 本市は、歴史的にアジア諸国やヨーロッパとの関係が深く、交流が盛んに行われてきました。平成7年には、中国南安市と友好都市の締結を行い、相互訪問により交流を深めています。

また、「12Xおらんだ」「青少年日蘭交流事業」やオランダから招致した国際交流員^{※1}による学校でのワークショップの開催などさまざまな活動を行い、友好的な交流を続けています。

今後とも、お互いの価値観を尊重しあい、異文化への相互理解を深めるため、さらに国際交流を推進していくことが求められています。



枝幸町・平戸市いきいき交流事業

市民の満足度（50項目） ～ 市民アンケートから ～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
地域間交流の推進に関すること	57.7%	国際交流の推進など国際化への対応に関すること	61.8%

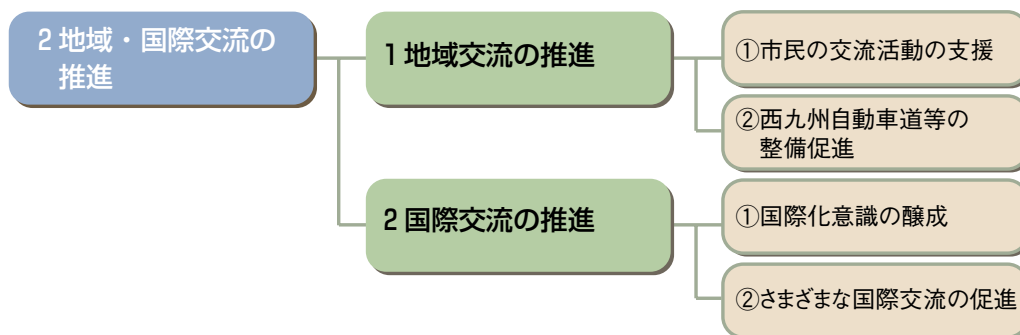
※1 国際交流員

語学指導を行う外国青年招致事業に参加し、地方公共団体で国際交流事業に従事する外国青年

目標・方針

さまざまな人と交流することで、お互いの地域の知識を深め、理解しあい、感動を分かちあい、それぞれの人間性を高められる交流を目指します。

施策体系



施策の内容

5-2-1 地域交流の推進

① 市民の交流活動の支援

- ◆ 市民の一体感の醸成を図るため、市内におけるさまざまな交流活動を促進し支援します。
- ◆ 姉妹都市をはじめとした市民の市外とのさまざまな交流活動に対し支援します。
- ◆ 歴史的、風土的、経済的に密接な関係を有する伊万里・北松浦地域や佐世保市などの周辺地域との交流を一層深め、広域的な観点から、観光、産業、文化といった分野での活性化を図ります。

② 西九州自動車道等の整備促進

- ◆ 西九州自動車道の早期完成とそれに伴うアクセス道路の整備について、関係団体との連携をさらに強化し促進します。
- ◆ 東彼杵道路の早期計画路線への指定に向け、関係自治体との連携を強化し促進します。

5-2-2 国際交流の推進

① 国際化意識の醸成

- ◆ 国際化に対応した人材の育成を図るため、国際意識の醸成を図ります。
- ◆ 国際交流員によるワークショップの開催などにより、幼児・児童・生徒などの異文化への興味、関心を高めます。
- ◆ 外国語講座の開催を促進するとともに、ホームステイの実施などにより国際感覚を身につけます。

② さまざまな国際交流の促進

- ◆ 友好都市をはじめとした諸外国との交流をより一層深めていくため、文化、スポーツ、経済といったさまざまな分野における交流の促進を図ります。
- ◆ 市民レベルでの国際交流を促進するため、多様な交流活動を行う団体への支援を図ります。

みんなのまちをよくするために・・・

- 市内外とのさまざまな交流活動に参加しましょう。
- 異文化を理解しながら外国の人と交流しましょう。



12x おらんだ



青少年日蘭交流事業



国際交流風景（ピープルトゥピープル学生大使）

重点プロジェクト設定の目的

本市を取り巻く環境は、景気の地域格差の拡大、人口減少、少子・高齢化の進行など大きく変動する中、財政危機宣言を行うなど、財政状況は以前にも増して厳しい状況にあります。

このような中であっても、本市が目指す将来像を実現するために、まちづくりの基本理念で掲げた「協働」を念頭に置き、まちづくりの基本目標に掲げた各施策について、積極的に取り組むことが重要であることはいうまでもありません。

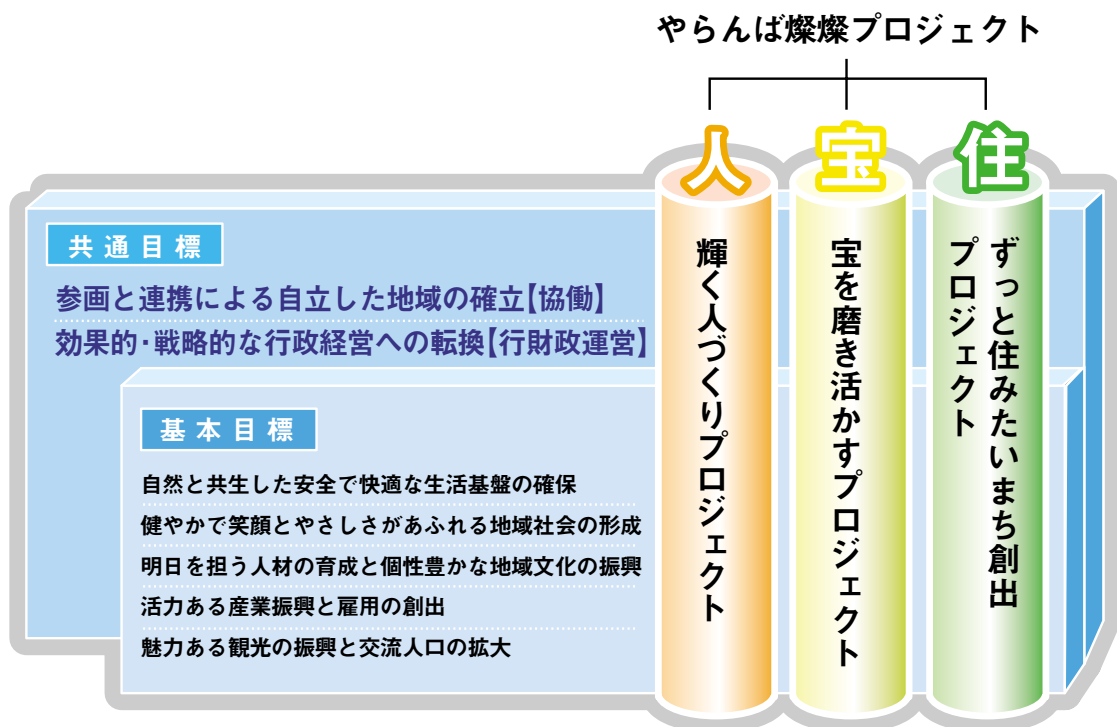
しかし、限られた経営資源（人・物・金）などの選択と集中によって、市民ニーズによりの確に応える戦略的かつ重点的な市政運営を推進することも必要です。

そこで、共通目標、基本目標（分野別目標）で示す施策内容を横断して相互に関連性を持たせながら、「協働によるまちづくり」を基本として、計画期間中に特に優先的・重点的に実施する取り組みを重点プロジェクトとしてまとめました。

重点プロジェクトは、本市の将来像である『ひと（HITO）響きあう 宝島 平戸』を実現するにあたって、「人・宝・住」をキーワードとして、本市の資質・資源を伸ばし、個性を創造するという視点から、次の3つのプロジェクトとします。

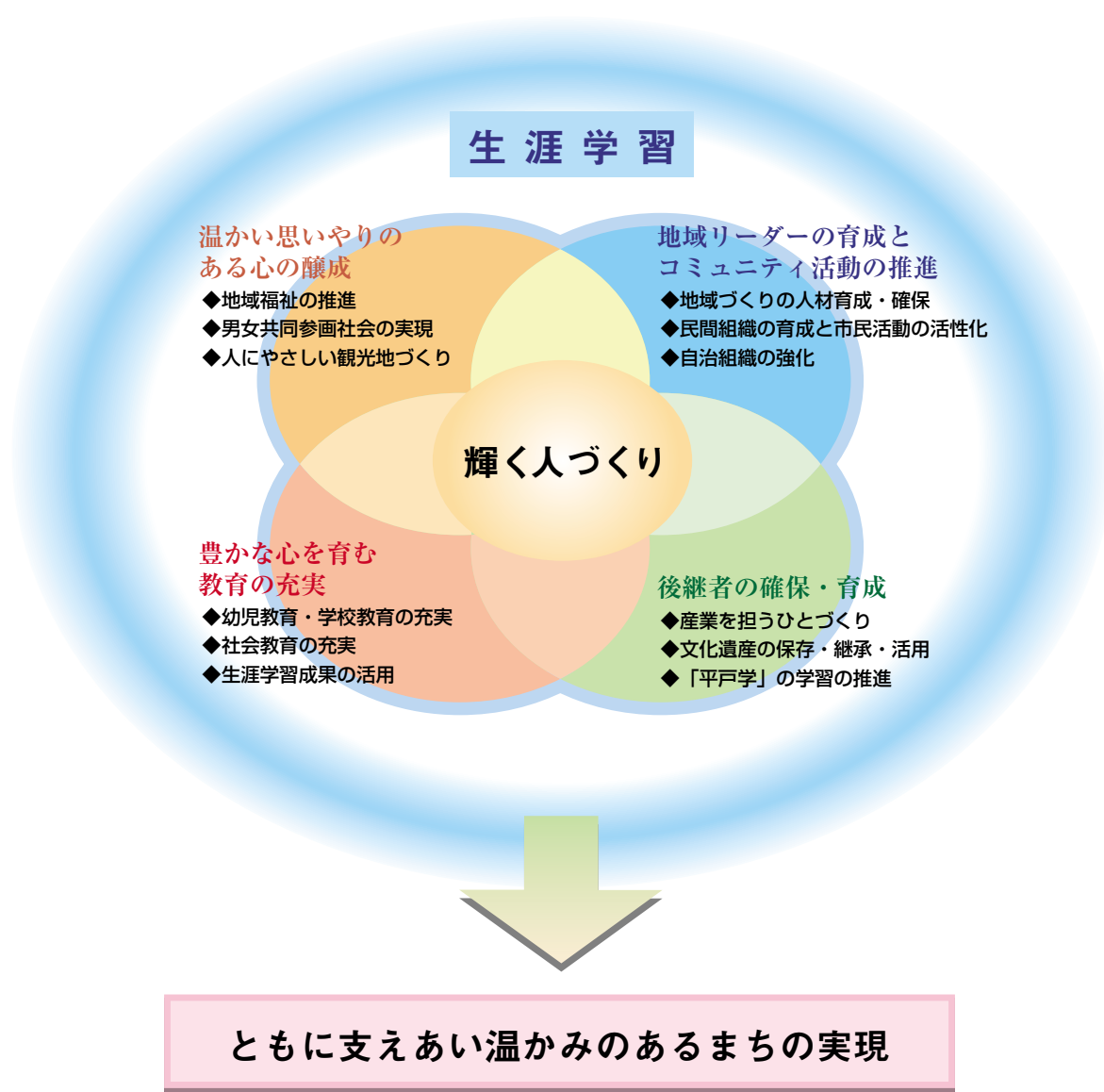
また、将来目標人口を33,333人と設定していること、3つのプロジェクトで構成していること、本市の将来が燦燦と光り輝くものとなるようにという願いも込めて、プロジェクト名を「やらんば燦燦プロジェクト」とします。

1. 輝く人づくりプロジェクト
2. 宝を磨き活かすプロジェクト
3. ずっと住みたいまち創出プロジェクト



プロジェクト1 輝く人づくりプロジェクト

「まちづくりの基本は人づくり」であるという認識のもと、生涯学習を推進し、学んだ人たちがその成果を地域に還元できる仕組みづくりを進めるとともに、イベントや各種活動などを通して、地域のリーダーとなる人材やさまざまな分野において後継者となる人材の確保と育成を図り、市民がともに支えあい温かみのある、人を大切にする心を育てます。



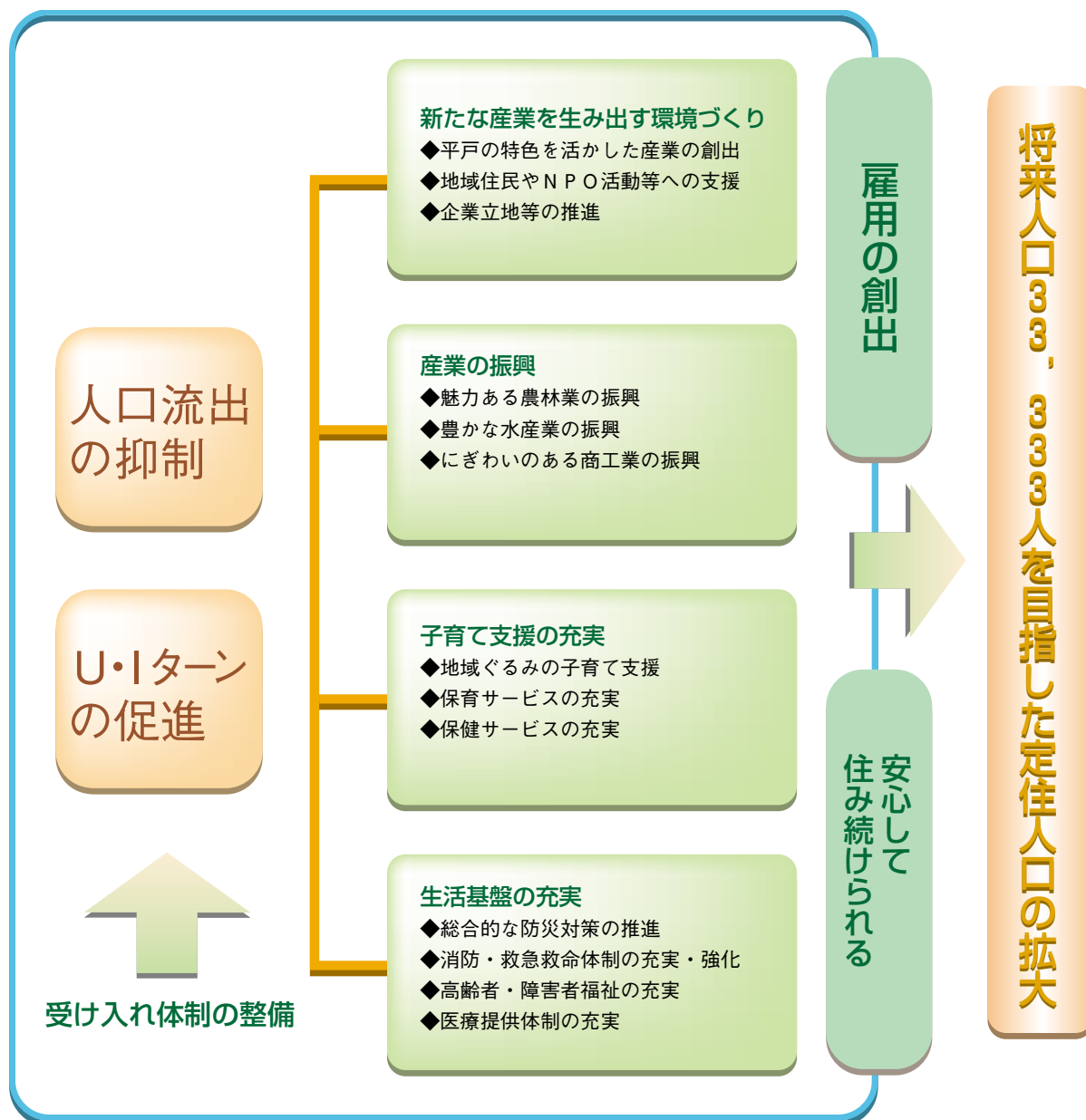
プロジェクト2 宝を磨き活かすプロジェクト

先人から引き継いできた本市の個性ある地域の民俗・伝統文化・芸能・祭り、数多くの歴史資産や豊かな自然、都市景観、農林水産品などの豊富な地域資源を、地域の「宝」へと磨きあげ、観光や産業振興に活かすことにより、地域の活性化や交流人口の拡大を目指します。



プロジェクト3 ずっと住みたいまち創出プロジェクト

農林水産業・商工業などの地場産業の振興や企業誘致・起業支援に積極的に関わり、新たな雇用の創出を図るとともに、子育て支援の充実による若年層の人口流出の抑制やU・Iターンの促進を図り、市民が地域に誇りと愛着を持ち、住み慣れた地域で「ずっと住みたい」と思えるまちの創出に向けて、将来人口33,333人を目指した定住人口の拡大に努めます。





資料編

総合計画諮問・答申 P 150

総合計画審議会条例 P 156

総合計画策定経過 P 157

総合計画審議会委員 P 158

総合計画策定体制 P 159

都市宣言 P 159

各種個別計画一覧 P 160

平戸市の将来像作品コンクール ～作文の部～ P 163

平戸市総合計画にかかるアンケート結果（抜粋） P 168

18平企第246号

平成18年10月4日

平戸市総合計画審議会

会長 光富 龍彦 様

平戸市長 白 濱 信

平戸市総合計画について（諮問）

平成17年10月1日に平戸市が誕生し、新しいまちづくり計画に掲げられた諸課題の解決と事業計画の確実な実行に向け、誠意努力しているところです。

一方、地方自治法の規定に基づき、平戸市においても総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画からなる平戸市総合計画を策定する必要があります。総合計画は、新しいまちづくり計画を包含し、さらに発展させた計画として、平戸市の行政を運営する際に最も根幹となるべき計画であり、各分野の個別計画を策定するにあたっての指針となるべきものです。

平戸市の新たなまちづくりを確実に推進するため、平戸市総合計画を速やかに策定する必要があることから、平戸市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、平戸市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

- 1 基本構想の策定について
- 2 基本計画の策定について



平成19年6月4日

平戸市長 白 濱 信 様

平戸市総合計画審議会
会長 光富 龍彦

平戸市総合計画基本構想について（答申）

平成18年10月4日に市長から諮問を受けました平戸市総合計画基本構想について、平戸市総合計画審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

この基本構想を実現するためには、ともに支えあっていく協働の精神により、市民と行政が一体となってまちづくりを推進していくことが求められます。また、本市を取り巻く内外の情勢変化は大きく、かつ高速化しており、これに対応するには、行財政運営を一層効率化し、創意工夫に努める必要があります。

こうした努力を続けていけば、市民生活が安定向上し、『ひと（HITO）響きあう 宝島 平戸』が実現していくものと確信します。

市長におかれましても、最善の行政経営と政策的努力を行われますよう、強く要望いたします。

平戸市総合計画基本構想に係る意見・要望

本市が置かれている厳しい状況の中、新しい平戸市の基本指針となる「平戸市総合計画」は、これまで以上に戦略性や経営的視点が重要であると考えます。この答申は、これまでのように、総花的な従来の行政のスタイルに合わせた形で、すべての施策を行政主導でやっていくのではなく、市民主体でまちづくりを進めていくという表明でもあります。

つきましては、下記の内容について尊重されるよう要望いたします。

記

1 協働によるまちづくりの推進

本市におけるこれからのまちづくりを展望するとき、「協働によるまちづくり」は、この計画の根幹的部分を担う、言わば本市の戦略ともいえるべき施策です。

この計画策定を機会に、市民に対し積極的に分かりやすい内容の情報の提供に努めるとともに共有化を図り、平戸市独自のさまざまな協働を創造し、それを育てていくため、市民と行政が一体となってまちづくりを進めることが必要です。

また、市民と行政がどのような形で協働の体制をつくっていくのかが、今後の課題であり、行政も大いに変わらなくてはいいませんが、市民もまた大いに変わる必要があります。したがって、これまでのような行政主導ではなく、市民の活動をサポートできるようにまちづくりに取り組むよう、ともにこれまでの視点の転換を図り、ともにシステムを新しく創っていくという強い意志のもと、「協働」を推進していただきたいと考えます。

2 自律する行政経営の推進

厳しい財政状況の中、既に策定されている行政改革実施計画、財政健全化計画及び定員適正化計画と総合計画との整合性を図りながら、質の高い行政サービスを確保するため、効果的で戦略的な行政経営へ転換する必要があります。

限られた財源を有効に活用するため、しっかりとした戦略を打ち立て、集中と選択による施策の重点配分に配慮するとともに、各分野に可能な限り具体的な“数値目標”を掲げ、管理していくことが望まれます。

また、市政に関する懇談会の開催など、市民の生の声を聞き、市民が何を求めているのか、市民の意向の把握に努め、市政に反映しなければなりません。

地方分権時代に対応した自律する行政経営を進めるため、成果志向、顧客志向、競争原理を導入し、地域経営の視点に立った施策の展開を図っていただきたいと考えます。

3 平戸市が有する豊かな資源の有効活用と情報発信

本市は、全国でも知名度も高く、豊かな自然と歴史的文化資源に恵まれています。それを十分に活かしていないというのがほぼ全員の意見です。今回、改めて現地に足を運んでみると、広大で脈々と続く歴史の偉大さを強く感じ、平戸市の魅力を再認識させられました。

この魅力ある個性的な地域資源は、平戸市にしか存在しないものであり、地域の誇れる宝、財産と考えます。しかしながら、そこで生活している人が魅力を感じておらず、それに気づいていないのが現状です。まずは、情報発信をする前に自分のふるさとを知り、それが活かされていないという現状を認識し、あらゆる人が分かりやすいような情報提供のシステムをつくる必要があります。

また、これまで最も足りないものは何かと考えると、“営業力”であり、市外に向かって発信していく力が本市は不足しているように思われます。どういう視点で情報を発信するのか、市外の人に知ってもらわ

ない限りは、本市の魅力を分かってもらえません。

都市部と同様な利便性など特別なことを求めるのではなく、本市が持つ多彩な魅力を磨き上げ活かして欲しいと考えます。平戸市が持つ魅力、本物志向、平戸のブランド力によって、そこに住む人（市民）、訪れる人（観光客等）の心をいやす場所として、多彩で豊かな資源の有効活用と積極的かつ戦略的な情報発信により都市部との共生・対流を進め、平戸市の魅力を高めていただきたいと考えます。

4 まちの活力に繋がる産業の振興

総合計画を策定するにあたり、市民アンケートの結果からも分かるように、施策の重要度が最も高かったのは、産業の振興に関するものでした。

雇用の場が少ないため若者の流出も著しく、観光客数も減少傾向であり、まちの活気を取り戻すため、企業誘致にもっと力を入れて欲しいというのが、市民の率直な意見であると考えます。

その一方、単なる企業誘致では将来にわたる本市の産業活性化には繋がらない可能性も高いため、地域力を高める産業振興に努力すべきです。したがって、あまり背伸びをせず、基幹産業である農林水産業をしながら、第1次産業から第3次産業までが連携した新たな産業をつくり育てることも必要ではないかと考えます。

もちろん、地域の産業が衰退する中で市民の福祉だけが成り立つことはあり得ず、また、産業というのは行政だけの力では結果が出るものではありません。異業種交流のような異なる分野の人たちがお互いにできることを持ち寄り、アイデア、新たな発想で、新しい産業を創造していくことで、まちの活力と賑わいを生み出し、地産地消はもとより、食・歴史・自然などその地域の特性を活かしながら産業の振興をしていただきたいと考えます。

また、西九州自動車道が産業振興に果たす役割は大きく、期待するところであり、今後も早期完成に力を注いでいただきたいと思います。

5 とともに支えあう人と心通いあう社会の構築

都市型のライフスタイルの定着や多様化が進む一方で、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化なども進行し、まちの活力の低下が懸念されます。だれもが住みなれた地域で安心して幸せに健やかに暮らすためには、助け合いの精神とともに、世代の垣根を超えた、ぬくもりのある環境づくりが求められます。

地域全体で子どもや高齢者、障害者を見守っていき、という意識を育て、受け入れられるような風土をつくっていくこと、今まで培ってきた平戸の風土を後世につないでいくことが大切です。

思いやりを大切に、ぬくもりのある人と心をかよい合わせ、潤いや安らぎややさしさを感じる、ひとにやさしい心のバリアフリーを目指していただきたいと思います。



平成20年 1 月29日

平戸市長 白 濱 信 様

平戸市総合計画審議会
会長 光富 龍彦

平戸市総合計画基本計画について（答申）

平成18年10月4日に市長から諮問を受けました平戸市総合計画基本計画原案について、平戸市総合計画審議会で慎重に審議を重ねた結果、基本構想の理念を具体的に行動計画に展開した計画であり、当審議会の意見を十分に反映したものとして、妥当と認めますので答申いたします。

なお、審議の過程で出された意見、要望等を別紙のとおり付しますので、基本計画の推進にあたりましては、これらに充分なる配慮のうえ、ともに支えあっていく協働の精神により、市民と一体となったまちづくりに積極的に取り組まれ、『ひと（HITO）響きあう 宝島 平戸』の実現に向け最善の努力を払われますよう強く要望いたします。

平戸市総合計画基本計画に係る意見・要望

この基本計画は、本市が置かれている厳しい現状を打開し、先に策定した基本構想の実現に向けて、実行可能なシナリオである必要があります。ひとつひとつの政策が具体的な行動に繋がるシナリオとなるように、施策の展開を図ることが重要です。

基本計画においては、各施策が全体最適となるよう調和をもって施行されるよう留意されるとともに、各施策の具体的な進捗状況を見極めるために設定した目標数値について、単なる数値合わせにならないように十分な配慮に努めていただき、次に活かすためにしっかりと分析・検証を行い、本来の目標を見失わないよう各施策を講じていただきたいと考えます。

また、今回策定した総合計画の内容を多くの市民と正しく共有する必要があります。共有することによって、市民と行政が一体となった協働によるまちづくりへの積極的な取り組みが可能となり、市民が生き生きと暮らせる「元気ある平戸」が実現するものと考えます。

今後、この基本計画が目指す協働によるまちづくりを進めることによって、平戸市全体の活性化に寄与するものと信じ、以下のことについて強く要望いたします。

【 共 通 目 標 】

共通目標 1 参画と連携による自立した地域の確立【協働】

協働によるまちづくりを推進していく上で、「自分の地域は自分の手で創る」という意識を市民に浸透させていくことが一番の課題だといえます。

「協働」という言葉の認知度を高めるだけでなく、市民・市職員の意識改革を行い、具体的な行動に結びつく仕組みづくりに努めていただきたいと考えます。

私たちの生活にはさまざまな課題がありますが、地域の課題発見、課題の解決方法、対策の実施、その評価を行うことが重要であり、課題解決には地域住民が中心とならなければなりません。

そのためにも、地域住民との対話・意見交換により市民ニーズをよりの確に把握し、市民や集団間の自主的な協力・協働の体制の早急な確立に努めていただきたいと考えます。

市民が考えたことをどう実現していくか、どう創りあげていくかが重要です。行政はそれをサポートするため、地域密着といった観点から、市職員が地域に入って、地域の課題解決に協力する体制、組織づくりの強化に取り組み、積極的に支援していただきたいと考えます。

本市では、すでに市民活動やボランティア活動の基盤ができつつあると思います。しかし、一方では活動を行いたいと考えていても、事務的作業が得意ではなかったり、法律や条例などのハードルでうまく運用できないなど、やりたいけれどノウハウが分からず活動に広がりが出てこないなどなかなか実行に移せずにいる状況もあります。

国・県・市の助成事業やまちづくり活動が成功している地域の事例を広く紹介するとともに、まちづくり活動に対する評価を適正に行い、市民に広く周知するなど市民へのサポート体制を確立していただきたいと考えます。

市民が一人でも多く、小さなことでも何らかのまちづくり活動に参加できるような組織、また、自らが積極的に自由な意見を出し、それが反映されるような組織づくりが理想です。

希薄化している地域社会の連帯感を深めるため、また、市民が参加して楽しいと思える地域での取り組みができるように、まちづくり活動資金を地域に配分できるような制度をご検討いただきたいと考えます。

共通目標 2 効果的・戦略的な行政経営への転換【行財政運営】

本市は『財政危機宣言』を行うほど極めて厳しい状況に置かれています。「行政改革大綱」「行政改革実施計画（集中改革プラン）」「財政健全化計画」に基づき、聖域のないさらなる行財政改革の推進を期待します。

施策、事業の取捨選択は不可欠であり、そのために市民ニーズの的確な把握に努め、選択と集中による予算配分に十分に配慮し、健全な行財政運営に努めていただきたいと考えます。

行政は、永年続いた縦割り組織からの脱却が求められています。縦割りから横割り組織の導入により、多様な市民の要望に対応できる、柔軟で力強い発想を持つ組織へ変革していただきたいと考えます。また、職員は常に市民の目線で物事を考え、市民の中に入り込んで一緒に仕事をし、若い職員が自由にアイデアを出せるような組織体制が必要と考えます。

市職員が待ち（消極的）の姿勢から攻め（積極的）の姿勢へと意識改革を図ることが重要です。また、管理職員は率先垂範の心構えが必要なことから、一貫した職員研修と人事評価の実施、管理職員の登用試験制度の導入、また、民間からの多様な人材の確保に取り組みでいただきたいと考えます。

厳しい財政状況下、行政サービスコストや目標数値の設定とその数値の意味などについて、市民にも理解してもらう必要があると思います。市民が理解しやすい身近に実感できるような具体的な事例を用いて公表・説明をしていただきたいと考えます。

【 基 本 目 標 】

基本目標 1 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保【自然環境・生活基盤】

自然との共生は地球規模での発想が必要であり、単に見えている自然環境の保全にとどまらず、日ごろからの細かい心がけが大切です。他地域に誇れる自然環境を保全し、次世代に継承していくためにも市民参加による「環境基本計画」の早期策定を求めます。

また、自然環境の保全活動を通じて、自然の偉大さ、大切さが改めて理解できるとともに、さらには人の心のつながりが醸成されると考えます。そのためにも、学校等と連携し、大人だけでなく子どもの頃から環境教育に努めていただきたいと考えます。

周辺が海に面した本市にとって、美しい海はかけがえのない大切な自然遺産です。自然との共生を図るため、また、観光都市としてのイメージアップのためにも、生活排水処理対策の推進に努めていただきたいと考えます。



観光都市として「全島公園化」といった大きな視点を持って、自然環境を観光へ活かす取り組みも必要と考えます。その上で新しいエコロジー産業なども創出できれば、基本目標4の産業振興の実現にも繋がるのではないかと考えます。

併せて、観光都市らしい景観条例の制定が必要と考えます。また、市民と行政が一体となって、平戸らしい景観の保全、整備に努めていただきたいと思います。

だれもが、住み慣れたところで安心して暮らせるためにも、防災・防火・防犯対策を講じるとともに、協働で取り組めるよう市民の知識の向上、意識の高揚、市民組織の整備・強化に努め、安全・安心なまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

離島に住む市民の利便性向上のため、本土への通勤・通学等が可能な形態の交通手段の確保に努めていただきたいと思います。

基本目標2 健やかで笑顔とやさしさがあふれる 地域社会の形成【保健・医療・福祉】

本格的な少子・高齢化の到来を受けて、社会福祉の充実 は早急な課題です。社会福祉とは、お互いに福祉を高めあおうとする社会メンバーの共同的な欲求と必要性に根ざした文化的な営為であり、本来の目的を達成するには、福祉施策の充実だけではなく、市民一人ひとりの理解が不可欠であり、お互いに助けあい、支えあうことが必要です。このためにも、地域が福祉活動に関心を持ち、地域で支えあう心が醸成されるよう、意識啓発と情報提供に努めていただきたいと思います。

だれもが、いつまでも健康で安心して我が家で生活したいと願っていると思います。「自分の体は自分で守る」という意識の向上と健康づくり指導に努めていただきたいと思います。

併せて、在宅療養、在宅介護の充実・推進を図っていただくとともに、大島地区の介護サービスの従事者の確保に努めていただきたいと思います。

市内医療機関が一体となって市民の健康を守る体制を確立させるとともに、病院間の連携を強化させ地域に密着した体制づくりを目指すべきと考えます。また、少子化対策として市民病院に産婦人科あるいは相談窓口の設置について検討をしていただきたいと思います。

さらには、離島における救急時の患者搬送の確保を図り、住民の不安解消に努めていただきたいと思います。

少子化が進展する中、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが必要です。子育て支援団体、子育て世代同士のネットワーク化の構築に努めていただきたいと思います。

また、学校の空き教室などを活用して子育て支援センターの設置など幅広い観点からの子育て支援に取り組んでいただきたいと思います。

高齢者が生きがいを持って元気に暮らしていくためには、自立した生活と社会参加ができる環境が必要です。高齢者の知識、経験を次の世代に伝える取り組みや老人クラブ、サークル活動の活性化など、社会参加ができる機会の創出に努めていただきたいと思います。

基本目標3 明日を担う人材の育成と個性豊かな 地域文化の振興【教育・文化】

少子・高齢化、若年層の市外への流出などの影響もあり、明日を担う人材の確保が課題です。子どもたちは本市の宝であり無限の可能性を秘めています。情報化社会や国際化社会に対応した、知識と教養を持ち合

わせ、また、豊かな心と心身ともにたくましく、平戸の未来を託せる子どもの育成のため、今以上に家庭教育、学校教育、社会教育の充実を図るとともに、「まちづくりは人づくり」という観点から、人材の確保、人材育成活動には特に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

地域と学校との連携がさらに充実したものとなるため、地域の人々と心の通いあう本市独自の地域に根ざした教育の実践に向けて、地域の方々が、地域の学校教育に参画し、地域の声を教育に直接反映させる機会を設けるなど、市民の声を教育に活かしていただきたいと思います。

先人から受け継いだ歴史・文化・伝統など地域の特性を最大限に活かすため、まずは「平戸検定」の実施など、市民が地元のことを学習する取り組みをしていただきたいと思います。学習した上で、平戸のすばらしさを次世代へ継承できるよう、市民の意識の高揚と積極的な情報発信に取り組んでいただきたいと思います。

基本目標4 活力ある産業振興と雇用の創出 【産業振興】

本市は、第1次産業の低迷が長く続いています。このような状況を打破するため、地域資源を活用した特産品の開発や平戸の食文化となる新メニューの開発と販売促進が必要と考えます。平戸ブランドの確立を早急に図っていただきたいと思います。

産業振興においては、農林業・水産業・商工業・観光業などの各産業部門の連携が不可欠と考えられますが、その取り組みが十分とはいえないのではないかと思います。若年層中心にやる気のあるメンバーにより、それぞれの将来、連携等について、各分野の方向性を見出せるような議論を交わせる場の確保に努めていただきたいと思います。

新たな雇用の場の創出や雇用機会の増加が図られるような充実した講習会・研修会の実施をしていただきたいと思います。

国道・県道付近など目に付きやすいところに荒廃した農地がたくさん見受けられ、観光都市としてもイメージダウンの要素の一つとなっています。遊休農地を活用し、新たな産業や観光に活かせる施策を講じていただきたいと思います。

食をテーマにした観光を推進していますが、良質な地場産品が地元に残らず、せっかく平戸を訪れていただいた観光客に、平戸の食を満足していただけていないのが現状です。天然で新鮮な地場産品の安定供給が図れるような、生産者と販売者との連携がとれた地産地消の仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思います。

基本目標5 魅力ある観光の振興と 交流人口の拡大【観光・交流】

本市特有の歴史文化を最大限に活かすためにも、平戸が海外にも飛躍し、地域が繁栄していた『大航海時代』を基本コンセプトとするなど、そのイメージを上手く使ったまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

地域資源の特長を活かした滞在型観光地を目指すとともに、自然環境の有効活用策として、棚田を保全するとともに、体験型観光へ活かす取り組みをしていただきたいと思います。

観光客や交流人口の拡大のためには、公共施設の整備による自然や景観を壊すような整備は再考し、独自の調査・研究や誘致活動へ全力で取り組んでいただきたいと思います。

体験型観光メニューの充実や旅行会社とのタイアップなどにより、即売会やモニターツアーを実施するなど、食をテーマにした観光の推進を図り、観光客の誘客に結びつけていただきたいと思います。

歴史的にも関わりが深い中国や韓国などといった東アジアをターゲットにした、外国人誘客に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

平戸市総合計画審議会条例

平成18年 3 月31日

条例第12号

(設置)

第1条 平戸市の総合計画に関して審議するため、平戸市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、公共的団体等の代表者、学識経験を有する者、公募による市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が認めるときは、審議事項を専門的に分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に招集すべき審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



平戸市総合計画策定経過

日 程	内 容 等
H18. 4. 17ほか	市長と各課の総合計画にかかる意見交流会 実施日：4/17、18、21、28、5/2、8
5. 1	第1回企画委員会・検討委員会（庁内会議） 委嘱状交付、策定方針・スケジュールなど説明
7. 1	総合計画にかかるアンケート実施 対象：市民、市外在住者（本市出身者）、事業所赴任者、公共的団体、市職員
7. 3	平戸市将来像作品募集 絵画、作文（小学生低・高学年、中学生）
10. 4	第1回総合計画審議会 基本構想・基本計画の諮問 委嘱状交付（21名）、策定方針、アンケート結果 タウンウォッチング等の説明
10. 17～20	基本計画にかかる施策ヒアリング 庁内各課ヒアリング
11. 1～2	総合計画審議会 タウンウォッチング 各地域の主要施設等の現地視察
11. 29	第2回総合計画審議会 タウンウォッチング結果報告、市現況説明（人口、産業、財政状況等）、意見交換
12. 25	第3回総合計画審議会 市現況説明（行政改革）、意見交換
H19. 1. 19	第1回基本構想起草委員会 基本構想にかかる意見交換（委員6人）
2. 13	平戸市将来像授賞作品決定（作文） 作文（小学生低・高学年、中学生）7作品
2. 16	平戸市将来像授賞作品決定（絵画） 絵画（小学生低・高学年、中学生）7作品
3. 16	第2回基本構想起草委員会 基本構想素案について
3. 23	第2回検討委員会（庁内会議） 策定経過、基本構想素案について
4. 11	第3回基本構想起草委員会 基本構想素案について
4. 27	第4回総合計画審議会 基本構想素案の説明、審議
5. 8	第4回基本構想起草委員会 基本構想素案のまとめ、将来像案について
5. 16	第2回企画委員会（庁内会議） 基本構想素案について
5. 22	第5回総合計画審議会 基本構想素案・答申内容決定
6. 1	第3回企画委員会（庁内会議） 基本構想素案について
6. 4	基本構想の答申
6. 4	第3回検討委員会（庁内会議） 基本構想素案について、基本計画（たたき台）について
6. 15	市議会全員協議会 基本構想（答申）についての説明
7. 2～17	基本構想に対する市民意見募集
7. 4	第6回総合計画審議会 基本計画策定について
7. 11～20	地域協議会・地域審議会 基本構想（答申）の説明、意見交換 7/11：田平町地域協議会、7/17：生月町地域協議会 7/20：大島村地域協議会、平戸市地域審議会
7. 30～	市政懇談会 7/30：生月地区、8/3：平戸北部地区、8/6：平戸南部地区、8/9：田平地区
8. 20	基本構想（答申）の説明 8/17：平戸中部地区、8/20：大島地区
8. 1	第4回検討委員会（庁内会議） 基本構想（案）の決定、基本計画（たたき台）について
8. 2	第4回企画委員会（庁内会議） 基本構想（案）の決定、基本計画（たたき台）について
8. 17	基本構想（案）の決定
8. 27	総合計画審議会 基本計画素案審議 第1回基本計画部会（第1・2部会）
8. 28	総合計画審議会 基本計画素案審議 第1回基本計画部会（第3部会）
9. 3	基本構想議案提出
9. 14	第5回企画委員会（庁内会議） 基本構想（案）一部訂正について
9. 20	基本構想議決
10. 4	総合計画審議会 基本計画素案審議 第2回基本計画部会（第1部会）
10. 9	総合計画審議会 基本計画素案審議 第2回基本計画部会（第3部会）
10. 11	総合計画審議会 基本計画素案審議 第2回基本計画部会（第2部会）
10. 16	第5回検討委員会（庁内会議） 基本計画素案の検討（主要事業、成果指標、市民満足度、市民に期待すること）について
10. 23	第6回企画委員会（庁内会議） 基本計画素案の検討（重点プロジェクト、主要事業、成果指標、市民満足度、市民に期待すること）について
10. 29	総合計画審議会 基本計画素案審議 第3回基本計画部会（第1部会）
10. 30	総合計画審議会 基本計画素案審議 第3回基本計画部会（第3部会）
10. 31	総合計画審議会 基本計画素案審議 第3回基本計画部会（第2部会）
11. 16	第7回企画委員会（庁内会議） 基本計画素案の検討（重点プロジェクト、主要事業、成果指標、市民に期待すること、施策の内容修正）について
11. 28	第7回総合計画審議会 基本計画素案審議
12. 10	市議会全員協議会 基本計画（案）内容の説明
12. 25	第8回総合計画審議会 基本計画（案）最終審議
H20. 1. 4	第8回企画委員会（庁内会議） 基本計画（案）の最終検討
1. 18～25	地域協議会・地域審議会 基本計画（案）の説明、意見交換 1/18：平戸市地域審議会、1/21：大島村地域協議会 1/22：田平町地域協議会、1/25：生月町地域協議会
1. 29	基本計画の答申
2. 1	第9回企画委員会（庁内会議） 基本計画（案）の決定
2. 1	基本計画の決定

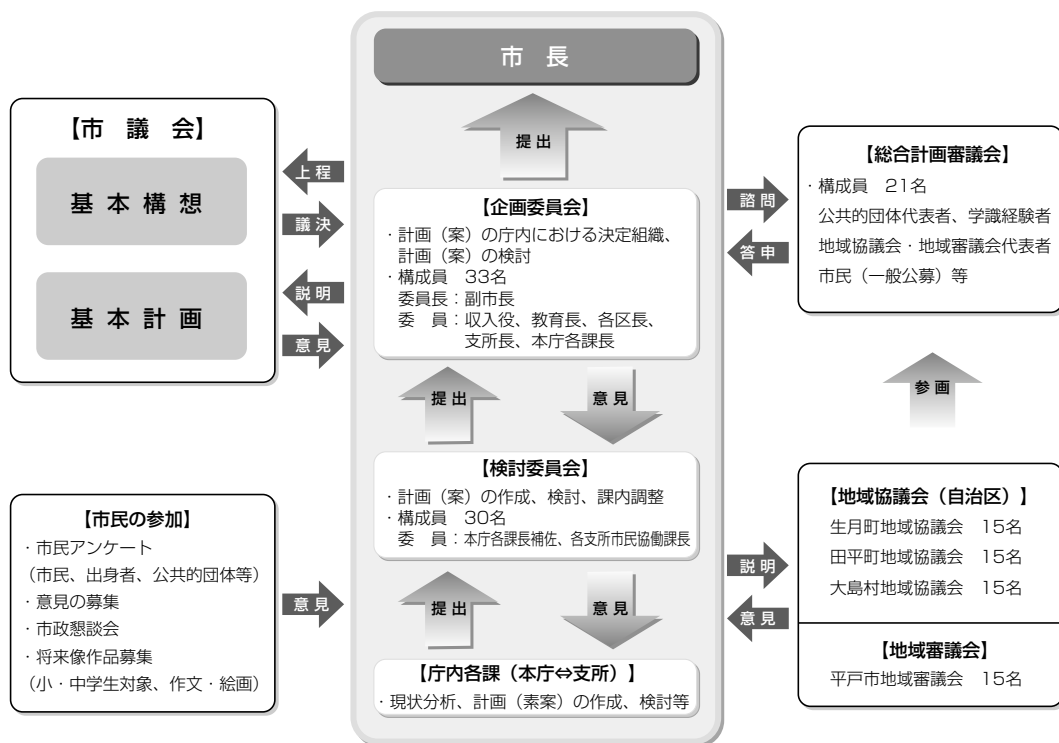
平戸市総合計画審議会委員

氏 名	分 野	所属等（委嘱時）	部 会	部会担当分野
岩井 和子	女 性	ボランティアグループ 大島生活学校代表	第1部会 地域づくり部会	共通目標1【協働】 共通目標2【行財政運営】 基本目標1【自然環境・生活基盤】
浦田 盛隆	公 募	一般公募	第1部会 地域づくり部会	共通目標1【協働】 共通目標2【行財政運営】 基本目標1【自然環境・生活基盤】
浦部 知之	協 働	特定非営利活動法人 平戸観光ウェルカム・アイド 理事長	第1部会 地域づくり部会	共通目標1【協働】 共通目標2【行財政運営】 基本目標1【自然環境・生活基盤】
○大石 均	地域 協議会	生月町地域協議会委員	第3部会 にぎわいづくり部会	基本目標4【産業振興】 基本目標5【観光・交流】
岡 一義	漁 業	中野漁業協同組合参事	第3部会 にぎわいづくり部会	基本目標4【産業振興】 基本目標5【観光・交流】
○岡山 紀一	公 募	一般公募	第1部会 地域づくり部会	共通目標1【協働】 共通目標2【行財政運営】 基本目標1【自然環境・生活基盤】
柿添 圭嗣	医 療	社団法人平戸市医師会会長	第2部会 元気づくり部会	基本目標2【保健・医療・福祉】 基本目標3【教育・文化】
関東 皓	地域 協議会	大島村地域協議会副会長	第2部会 元気づくり部会	基本目標2【保健・医療・福祉】 基本目標3【教育・文化】
○黒崎 洋介	福 祉	社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会会長	第2部会 元気づくり部会	基本目標2【保健・医療・福祉】 基本目標3【教育・文化】
下川 雅通	地域 審議会	平戸市地域審議会会長	第1部会 地域づくり部会	共通目標1【協働】 共通目標2【行財政運営】 基本目標1【自然環境・生活基盤】
須藤 豊博	地域 協議会	田平町地域協議会委員	第1部会 地域づくり部会	共通目標1【協働】 共通目標2【行財政運営】 基本目標1【自然環境・生活基盤】
西村 潤子	教 育	平戸市PTA連合会副会長	第2部会 元気づくり部会	基本目標2【保健・医療・福祉】 基本目標3【教育・文化】
廣瀬 武夫	公 募	一般公募	第3部会 にぎわいづくり部会	基本目標4【産業振興】 基本目標5【観光・交流】
町田 雅之	文 化	平戸市文化協会会長	第2部会 元気づくり部会	基本目標2【保健・医療・福祉】 基本目標3【教育・文化】
丸田 保	農 業	平戸市農業委員	第3部会 にぎわいづくり部会	基本目標4【産業振興】 基本目標5【観光・交流】
◎光富 龍彦	学識経験	株式会社 親和経済文化研究所専務取締役	第3部会 にぎわいづくり部会	基本目標4【産業振興】 基本目標5【観光・交流】
諸藤 康子	男女共同	平戸市 男女共同参画推進協議会委員	第2部会 元気づくり部会	基本目標2【保健・医療・福祉】 基本目標3【教育・文化】
百合永 保	商 工	田平町商工会会長	第3部会 にぎわいづくり部会	基本目標4【産業振興】 基本目標5【観光・交流】
吉居 秀樹	学識経験	長崎県立大学教授	第1部会 地域づくり部会	共通目標1【協働】 共通目標2【行財政運営】 基本目標1【自然環境・生活基盤】
吉武 健一 ～平成19年10月23日	観 光	社団法人平戸観光協会会長	第3部会 にぎわいづくり部会	基本目標4【産業振興】 基本目標5【観光・交流】
籠手田 恵夫 平成19年10月26日～	観 光	社団法人平戸観光協会会長	第3部会 にぎわいづくり部会	基本目標4【産業振興】 基本目標5【観光・交流】
脇田 安大	学識経験	財団法人 ながさき地域政策研究所理事長	第2部会 元気づくり部会	基本目標2【保健・医療・福祉】 基本目標3【教育・文化】

※50音順・敬称略、◎会長、○部会長



平戸市総合計画策定体制



都市宣言

平戸市生涯学習都市宣言（平成19年11月6日）

わたくしたち平戸市民は
 自然の恵みと海外との交流で栄えた歴史に誇りをもち
 生涯にわたり楽しく学び
 ところ豊かな人生を過ごすため
 「学んでみよう そこには新しいあなたと まちキラリ」
 をスローガンに
 夢とゆとりをもって生き生きと暮らし
 ともに支えあい
 活力と温かみのあるまちの実現を目指して
 ここに平戸市を「生涯学習都市」とすることを宣言します

暴力追放都市宣言（平成19年5月25日）

暴力のない平和で明るい住みよいまちづくりは 市民共通の切なる願いです
 しかしながら 暴力の絶滅を期した官民一体の努力にもかかわらず
 依然として暴力の根は絶えません
 自由と平和を愛する私たち平戸市民は
 民主主義体制を根底から覆す一切の暴力行為等に対し
 毅然とした姿勢で対処し
 平穏で幸福な生活を営む明るいまちを目指すため
 ここに平戸市を「暴力追放都市」とすることを宣言します

「非核・平和都市 平戸」宣言（平成18年6月20日）

世界の恒久平和を守り この美しい豊かな地球を子孫に引き継ぐことは
 人類共通の願望であり 明るく平和で安全な郷土を築くことが
 私たち平戸市民に課せられた責務であります
 しかしながら 今なお 世界各地では紛争や戦争が繰り返され
 また 核実験を強行する国々が絶えないなど
 世界の平和と人類の生存及び地球環境保全に大きな脅威をもたらしています
 我が国は 世界唯一の核被爆国であり
 また 被爆の惨禍を体験した長崎県民として
 日本国憲法の間から人類を破滅に導く核兵器の廃絶と平和の尊さを訴え
 世界の恒久平和の実現を望むものであります
 私たちは 新「平戸市」誕生を機に
 核兵器の速やかな廃絶と恒久平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決意し
 ここに「非核・平和都市 平戸」を宣言します

各種個別計画一覧

	計 画 名	計 画 期 間	計 画 概 要
共通目標 1 参画と連携による自立した地域の確立 【協働】	協働によるまちづくり指針	H20 ～ H29	地方分権や少子・高齢化、教育、環境問題といった地域社会を取り巻く環境が変化し、市民ニーズが多様化・高度化している中、新たな考え方を取り入れた「協働によるまちづくり」を推進するにあたり、協働の考え方やルールづくりを定めた指針を示すもの。
	新しいまちづくり計画（新市建設計画）	H17 ～ H27	「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、合併後の新市の速やかな一体性の確立を促進し、魅力ある地域づくり、人材の育成及び住民福祉の向上による新市全体の均衡ある発展を目的とし、新市のまちづくりのための基本方針、主要施策等を示すもの。
共通目標 2 効果的・戦略的な行政経営への転換 【行財政運営】	平戸市過疎地域自立促進計画（後期）	H17 ～ H21	「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、インフラ整備や生活環境の改善など、過疎地域とその他の地域との格差を是正し、地域の自立促進を図るための方針を示すもの。
	平戸市辺地総合整備計画	随 時	「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、辺地地域とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るための方策を示すもの。
	平戸市行政改革大綱	H18 ～ H21	行財政改革の基本方針を、市民、企業、NPO団体などの「多様な主体と行政が協働する地域社会の実現」と位置づけ、本市における行政経営の在り方を「市民満足度の高いサービスを最少のコストで提供する協働型自治体」とし、新しい考え方を取り入れた行財政運営の構造改革に取り組むための指針。
	平戸市行政改革実施計画（集中改革プラン）	H18 ～ H21	「平戸市行政改革大綱」に基づき、本市の行政改革の取り組みを明らかにしたもので、計画的に行政改革を推進するため、それぞれの改革の目標や実施時期等を含む具体的な改善項目を掲げている。
	平戸市民営化に関する指針	H20 ～	公共サービスの民間開放、公的役割分担の見直しなど本市における行政運営を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の民営化の望ましいあり方、適切な手法等について示すもの。
	平戸市財政健全化計画	H18 ～ H21	「財政再建団体への転落防止」「財政収支の均衡」を基本目標として、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、「平戸市行政改革実施計画」と整合性を持った、具体的な健全化方針を示すもの。
	平戸市定員適正化計画	H18 ～ H21	行財政改革の目的・目標を達成するため、中長期的な視点にたって定員の適正化の取り組みを着実に進めていくための計画。
	平戸市人材育成の基本方針	H17 ～	地方分権時代に求められる市役所の実現には、職員の意識改革と職員育成が重要であり、職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的方策等を示す。
	平戸市情報化計画（仮称）	H21 ～ H23	総合計画の各種施策を情報化の視点から体系化し、行政情報化及び地域情報化を通じてどのように実現するかを定めるもの。
	平戸市納税推進計画	H19 ～ H21	「財政危機宣言」がなされた厳しい財政状況下で、自主財源である税の確保及び収納率の向上を図るため、具体的施策・数値目標を示すもの。
基本目標 1 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保 【自然環境・生活基盤】	平戸市環境基本計画（仮称）	未 定	環境への負荷を減らし、豊かな自然を守るための環境保全の取り組みを総合的に示すもの。
	平戸市一般廃棄物処理基本計画	H18 ～ H30	計画的なごみ処理、生活排水処理対策推進のための基本方針やごみ排出抑制及びごみ発生から最終処分までの基本的事項、生活排水処理計画、汚泥処理などの計画を定めたもの。
	平戸市公営住宅再生マスタープラン	H15 ～ H34	公営住宅の建替・改修等の計画的な整備を図るための方針を示すもの。
	平戸市都市計画マスタープラン（仮称）	H23～ 概ね20年間	「都市計画法」に基づき、将来市のあるべき姿やまちづくりの方針を示すものであり、旧平戸地区及び旧田平地区の都市計画区域について、県の都市計画マスタープランに即した計画を策定する。



	計 画 名	計 画 期 間	計 画 概 要
基本目標 1 自然と共生した 安全で快適な 生活基盤の確保 【自然環境・生活基盤】	平戸港周辺地区景観形成基本計画	H16 ～	平戸城下旧町地区美しいまちづくり重点支援地区（H16.8.17）・平戸城下旧町崎方地区街なみ環境整備事業（H16.11.30）・平戸城下旧町地区公告景観モデル地区（H17.9.30）の指定を受けており、平戸港周辺地区における景観形成の方策を示すもの。
	平戸市耐震改修促進計画	H20 ～ H28	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の制定に伴い、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための方策を示すもの。
	平戸市地域防災計画	H18 ～	「災害対策基本法」に基づき、大雨、台風、地震、大規模な火災などの災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等の各施策を示すもの。
	平戸市国民保護計画	H18 ～	武力攻撃事態等に、国民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するための方策を示すもの。
	平戸市消防団活性化総合整備事業計画	H20 ～ H23	消防団の活性化対策を総合的に推進するため、社会変化への対応、また、施策の緊急性・効率性を勘案しながら計画的な施策を具体化したもの。
	平戸市交通安全計画（第8次）	H18 ～ H22	「交通安全対策基本法」に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画期間に講ずべき施策の大綱を定めたもの。
基本目標 2 健やかで笑顔とやさし さがあふれる地域社会 の形成 【保健・医療・福祉】	平戸市老人保健福祉計画（第3期） 平戸市介護保険事業計画（第3期）	H18 ～ H20	「老人保健法」「老人福祉法」及び「介護保険法」に基づき、「元氣な高齢者が生き生きと暮らせる地域」そして「介護が必要となっても安心して暮らしていくことができる地域」という目標を実現するために、高齢者保健福祉分野を包括する施策を示すもの。
	いきいき平戸21 （平戸市健康づくり計画）	H20 ～ H25	地域と行政が協働して市民の健康づくりを支援する体制をつくり、実現に向けての目標設定、また実践するための方策やプランを提案し、着実に実践していくためのガイドラインを示すもの。
	平戸市特定健康診査等実施計画（第1期）	H20 ～ H24	「高齢者の医療の確保に関する法律」により、国の医療制度改革の一環として、生活習慣病に的を絞り、効率的に医療費を抑制することを目的に、国の特定健康診査等基本指針に基づき、事業の成果に関する目標や実施方法等を示すもの。
	平戸市立病院改革プラン（仮称）	H21 ～ H23	2つの市立病院の経営状況が悪化する中、必要な医療供給体制を確保し、安定した経営の下で良質な医療を提供するため、経営の効率化を図り、持続的な病院経営を目指し、公立病院の果たすべき役割等を示すもの。
	平戸市次世代育成支援行動計画	H17 ～ H21	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子どもを安心して生み育てることのできる社会の構築を目指して、7つの基本的行動目標、年度ごとの達成数値等を示すもの。
	平戸市障害者計画	H18 ～ H27	障害者施策を行ううえでの最上位計画で、障害の発生予防、障害のある人が家庭や地域において自立した生活を送るための支援、障害や障害のある人への理解の促進を通じ、心やさしい福祉のまちづくりを進めるための施策を示すもの。
	平戸市障害福祉計画	H18 ～ H20	「障害者自立支援法」に基づき、国の基本方針に沿って障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する施策を示すもの。
	平戸市地域福祉計画	H20 ～ H29	住民の社会福祉に関する活動への積極的な参加の下、行政による福祉施策の実施、事業者による事業の実施、ボランティア団体による福祉活動の実施等といった、自助、共助、公助が相まって、地域福祉の向上を図るための基本方針を示すもの。

	計 画 名	計 画 期 間	計 画 概 要
基本目標 3 明日を担う人材の育成 と個性豊かな地域文化 の振興 【教育・文化】	平戸市人権教育・啓 発推進基本計画(仮称)	未 定	人権問題への正しい理解と認識を深め、さまざまな人権問題の解決 と人権が尊重される社会の実現を図るため、人権教育・啓発に関する 諸施策を体系的に示すもの。
	平戸市男女共同参画 計画	H18 ～ H23	「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、 性別に捉われることなく、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会 を実現するため、4つの基本目標を掲げ、各施策を示すもの。
	平戸市生涯学習推進 計画	H19 ～ H28	市民の総力を活かした「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習 に関する基本的な考え方や施策を総合的かつ体系的に示すもの。
	平戸市図書館建設 基本計画	H19 ～	生涯学習を支援していくための拠点施設である図書館の整備、充実 を図る上での計画であり、これからの時代に望まれる図書館、平戸市 にふさわしい図書館として「人が集い心を育てる図書館」を目指しての 考え方や方針を示すもの。
	平戸和蘭商館の保存 整備と復元関係	S63 ～	専門家による平戸和蘭商館成立時の歴史的調査検討、遺構調査によ る平面測量図や各種遺構実測図を作成するなど、歴史的な価値につい て考察し、これを基礎として保存管理及び環境整備に関する基本方針 を示すもの。
	歴史を生かした町づ くりビジョン	H6 ～	旧平戸市管内の歴史的な資産を調査分析し、それを生かした町づく り構想。博物館都市構想、平戸オランダ商館とその時代、平戸の史跡 と石造物の3部からなる。
	平戸市大島村神浦伝 統的保存地区保存整 備事業計画	H19 ～	平成19年12月に大島村神浦地区約21.19haを伝統的建造物群とし て指定し、その基本的な保存整備方針を定めたもの。
基本目標 4 活力ある産業振興と 雇用の創出 【産業振興】	平戸市農業振興地域 整備計画	H18 ～ H22	農業生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等のほか、集团的農地 や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について、農用地区域 を定め、原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農 用地等の確保を図るための方策を示すもの。
	平戸市肉用牛生産近 代化計画	H18 ～ H27	畜産業の安定的な発展と消費者から信頼される畜産物の安定供給の 実現を図るための方策を示すもの。
	農業経営基盤の強化 の促進に関する基本 的な構想	H18 ～ H22	効率的な農業経営指針を展開し、農業経営の安定と農業構造の確立 を図るための方策を示すもの。
	平戸市地域水田農業 ビジョン	H16 ～ H21	国の米政策改革に伴い、「米づくりの本来あるべき姿」を目指し、地 域の実情に応じた効率的かつ安定的な農業経営の発展など、生産調整 及び水田農業振興を図るための方策を示すもの。
	平戸市森林整備計画	H20 ～ H30	「森林法」に基づき、森林、林業関連施策の方向や伐採・造林・間 伐などの森林施策の指針などを示すもの。
基本目標 5 魅力ある観光の振興 と交流人口の拡大 【観光・交流】	平戸市観光振興計画	H20 ～ H29	全市的な観光振興の観点から地域住民及び関係団体と一体となった観光 地づくりに取り組み、観光振興の推進を図るための方策を示すもの。
	平戸市まちなか活性 化基本計画	H20 ～ H24	「長崎県まちなか活性化推進ガイドライン」に基づき、公共施設や 商店、住宅などが集積した拠点区域「まちなか」を活性化するための 方策を示すもの。



平戸市の将来像作品コンクール ～作文の部～

優秀賞 (小学校低学年の部)

Hirado

「平戸のしょう来」

平戸市立田助小学校 3年

畑原 直輝

ぼくが、二十年後にこういう平戸になったらいいなあ・・・と思うことを書きます。

ぼくは、しんせんでしぜんいっぱい「野さい園」があったらいいなあと思います。そのわけは、自分たちで、たねをまくところや、なえを植えるところから始めたいからです。そうすると、お世話をすることで、野さいにもいのちがあることがわかったり、もっと野さいをすきになるかもしれないからです。だからぼくもがんばって野さいを食べます。

もう一つは、「ふれあい動物園」があるといいなあと思います。動物をやさしくなでたり、いのちをぜったいに大切にしないといけないと気づくからです。

ほかにも、もっと公園の数をふやして、大きくして、遊びの用具がもっとたくさんあると、子どももいっぱい遊んで、にぎやかになると思います。

その公園には、とても高い、てんぼうだいがあったらいいです。生月や度しま、大しま、田平まで、平戸市全部が見えるととても高いてんぼうだいです。それには、白たけがいいです。今でも、よく見えるけど、道や公園をよくすれば、一番いい場所だと思います。

あと、お店のないところにも、小さなスーパーマーケットや品物をのせた車で売りにくるお店があるといいです。わけはお年よりが助かるからです。

平戸は、昔からオランダとぼうえきしたり、おしろや教会があるれきしゆたかな町だと聞きました。そこで、映画館もつくって、平戸のれきしやいいところをしょうかいする映画をさつえいして、たくさんの人にしょうかいすればいいと思います。そうすると、かん光きゃくがもっともっとふえると思います。

そんな平戸市になるために、ぼくにできることは、自ぜんや動物・植物を大切にして、平戸のいいところをもっと見つけます。

「平戸市の未来を考える」

平戸市立中津良小学校 6年
村田 祐美

私は、未来の平戸市はそんなに変わっていないと思います。というより、変わってほしくないです。

その理由は、この平戸の美しい自然にあります。春は、桜の花が咲き、夏に近くなるとほととぎすの美しい舞が見られ、秋には、たくさんの木の実がなり、冬を過ぎるとたくさんの新しい芽が出る。そんな平戸市が大好きだからです。

それでこれからの平戸のまちづくりについていくつか考えてほしいことがあります。それはこの平戸を「だれでも気持ちが悪くなく街」にしてほしい。ということです。何か理由があって都会に行っていた人もこの平戸に帰ってくれば、気持ちが悪くなく、そんな街になってほしいと思っています。気持ちが悪くなくするためには、平戸のよさをそのままにせずずっと大切にすることです。

もう一つは、市内にごみ一つ落ちていないような街にすることです。ごみのポイ捨ては、一人一人の心がけでなくせるものです。私は、この平戸の街からごみのポイ捨てがなくなることを信じています。もし道ばたにたくさんのごみが捨てられていたら、それは、とても悲しいことです。定期的にごみ拾いをすれば良いのですが、拾うよりも、まず捨てないことが大切です。「ごみのない街」これは、一つ目の、「だれでも気持ちが悪くなく街」にもつながることだと思います。

次に、いろいろな世代の方々と交流ができる街づくりを提案します。いろいろな方々と交流することとは、その人達の考え方がわかるということでもあると思います。だから、どの世代ともふれあえる行事をすることで、もっともっと平戸市は、みんなの心が通い合ういい街に変わっていくと思います。私達小学生と街のお年寄り、若い青年とお父さんたちの年代がともに語り合い、汗を流すなかで「これからの平戸は、こんな街にしようや。」という新しいアイデアも生まれてくるでしょう。

最後に、平戸を美しい緑と花でいっぱいになりたいという夢についてお話します。一見、平戸には、たくさんの緑があるように思いますが、世界の砂漠化の波を受けて、例外なく、平戸の緑も減少しています。私の住んでいる中津良の山々にも岩はだか広がっています。植物は、私達にとって生きるために大切な酸素を作り出してくれる貴重な存在です。だから、私は、市民一本運動を提案します。平戸市民が、一個の種、一本の苗から、一人一つずつ草花を育て、森に木を植えるのです。となりの佐世保市では、「百年の森構想」という名前で市民団体が、心を合わせ植樹活動を進めています。私たちの未来のために平戸市も今、大きな一歩をふみ出す時です。

今、私は、四つほどこれからの平戸の街づくりについて考えてほしいことをあげました。

未来がどうなるかは、わからないけど、これからの平戸をどうしていくかは、私達一人一人のアイデアと行動で決まります。私が大人になるころの平戸はどのようなになっているのでしょうか。

それぞれの世代がふれあい、意見を出すなかで、今の平戸のよさを生かすところ、新たなよさをつくり出していくところを明らかにして、市民一人一人が、平戸の街づくりに関わるのが大切です。輝く未来の平戸のために。そして、私の大好きなふるさと平戸のために。



優秀賞（中学生の部）

Hirado

「美しい平戸になるために」

平戸市立平戸中学校 3年

大石 真理

私はこの平戸に生まれ、毎日をのんびりと過ごしています。ぐるっと見わたせば、やさしい緑色をして
いる山々が並び、青々とした海もあります。とても静かで、空気もきれいです。平戸の人もゆったりとし
ていて、平戸だなあという感じがします。

あと十年後、二十年後、この美しい平戸はどのような姿に変わっているのでしょうか。

私知っている平戸のいいところは、なんといっても、歴史深いところです。まず、平戸の象徴と言え
るものに「平戸城」があります。平戸のお殿様であった松浦鎮信が建立したのが始まりです。しかし、明
治維新後に廃城となりましたが、昭和三十七年、その城跡に現在の平戸城が建てられました。日本が鎖国
だった時代には、多くの外国船が平戸港に来航してきました。そして、たくさんの文化を運んできたので
す。例えば、アーチ式の「幸橋」、フランシスコ・ザビエルが伝えた「キリスト教」、平戸名物の「牛蒡餅」
や「カストース」など、外国からとり入れたものがたくさんあります。さらに、平戸独自の文化も数多く
あります。節分の日に行われる「子泣き相撲」や、毎年十二月一日の早朝に行われている、「あんもちよ
い」などがあります。そのほかに、ハイヤ節の元唄「田助ハイヤ節」は、全国的にも有名です。また、平
戸は、「あご」の名産地です。色鮮やかで、味もおいしく、あごだしや酒のつまみなど、使われ方はいろ
いろです。

それから、平戸にはまだまだいいところがあります。水はきれいでおいしくて、都会に比べて海もきれ
いです。野菜や魚も新鮮で地元でとれたものも多くあり、安心して食べることができます。また、車の数
も少なく、島なので電車もありません。朝から夜まで、たくさんの車や電車の騒音に悩まされることもな
く、静かな生活を送ることができます。ほかにも、人口が少ない分、顔見知りが多いです。知っている人
が多いと、とても安心できます。それにより、みんなで地域全体を見守ることができるのです。

でもやっぱり田舎だと、不便だと感じることもたくさんあります。まず、店や病院の数が少ないこと
です。都会だと何軒もあって選択できますが、田舎だと「コゴくらいしかないなあ」という感じです。また、
平戸は坂道や階段が多いです。小さな子供やお年寄りにとって、危険な場所もあるのでとても不便です。
それから、平戸は、あまり仕事がありません。それで、平戸を出て働く人がたくさんいます。この暮らし
の不便さを見て、都会に行く人もいます。だから人口もずいぶん減りました。顔見知りばかりで良い
という面もありますが、人口が減るとするのは少しさみしいものです。

そしてもう一つ、平戸に住んでいる私たちには、良くないところがあります。それは、「この美しい平
戸の良さを知らない」ということです。たくさんの歴史や文化を知らない人が数多くいます。それはとて
もさびしいことです。昔の人は、平戸を栄えある町にしたいと思っていたはずで、私たちは、その昔の
人たちの気持ちに答えてあげなければならないのではないのでしょうか。平戸にしかないものがこんなにた
くさんあるのに。平戸には自慢できるものがたくさんあるのに。私たちの平戸を知らないなんて。

自分の町を知らない人がたくさんいて、しかも人口はどんどん減っていく。それじゃ、この平戸市の未
来は、どんよりと真っ暗になってしまいます。都会のような暮らしがいいと思うあまりに、緑も消え、汚
染物質で海や川は汚くなり、歴史がつまった平戸城や幸橋がとても暗い顔になっているかもしれません。
そんな姿になっていたら、どう思いますか。私は絶対にイヤです。

では、そんな平戸にならないために、私たちはどのようなことができるでしょう。

提案します。平戸の良いところが消されない程度に「店や病院、公共施設などを造り、たくさんの人が
平戸で働くことができるようにする。」「平戸独自の産業を発見する。」そして「この平戸に親しみを持つ。」
平戸に親しみを持つことは、平戸の町にとっても、うれしいことだと思うのです。

平戸にずっと住んでいたいという気持ちが、人口の減少を防ぐこともでき、そしてたくさんの人でにぎ
やかになります。そして何より、ほかの市町村から「平戸に行きたい、平戸みたいな町にしたい」と言わ
れる平戸市になると思うのです。平戸は本当にいい町です。私たちが一生懸命に平戸の素晴らしさを守れ
ば、この平戸の町は幸せなはずで、一人一人が平戸を明るい町にしたい、という気持ちと、平戸の人の
団結する力があれば、この平戸市の未来は、とても明るく元気な姿になっているだろうと、私はそう思い
ます。

「こんな町になってほしいな」

平戸市立田助小学校 3年
岩永 大和

ぼくは、今三年生、九才です。ぼくが、二十代になったら、まず、平戸と、生月、大島、度島、田平をちょう高速で行き来するフェリーができてほしいです。平戸には、島がたくさんあります。そして、去年、新しい平戸市になりました。海がきれいで、自然がいっぱいなところをフェリーで行ったり来たりして、たくさんの人にしてほしいです。そうすると、かん光きやくもふえると思います。

もう一つは、福岡や広島なんかにいける高速フェリーがほしいです。お父さんに聞くと、昔は「ビートル」という高速フェリーがあったそうですが、今はありません。利用する人が少なかったからだそうです。ぼくは、もう一度そんな高速フェリーが、ふっ活してほしいです。そして、広島の一つ島神社に行ってみたいです。そのためには、せんでんしたり、たくさんの人が利用するように工夫しなければいけません。

あと、平戸城や松浦史料博物館、教会などの古いたて物は、こわさずに、のこっていてほしいです。大きなビルもいけれど、江戸時代とか、昔からあるものはそのまんまのほうが、絶対にいいと思います。

それから、ぼくは、だれでも、みんなが安心してくらせる町にしたいです。わけは、さいきん、テレビでさつ人じけんやどろぼう、そして自殺やいじめのニュースがたくさんあります。平戸は、そんな町になってほしくありません。子どもおとなもお年よりも、みんながなかよく安心してくらせる町になると、それが有名になって、平戸に来る人もふえて、人口もちょっとはふえると思います。

さいごに、今のぼくにできることです。目の前にひろがる海や自然いっぱい山や川や道にゴミを捨てないように心がけることです。あんまり、たいしたことじゃないけど、できることからがんばります。

「にぎやかで楽しい将来の平戸」

平戸市立根獅子小学校 6年
塩谷 沙紀

私の願う将来の平戸のすがたは、観光客がたくさん来て、平戸の人達が地元で働けるような所を作ることです。平戸はいろいろな文化や歴史がある町で、観光地がたくさんあるので、観光客の人たちが便利で使いやすいように、資料館を建てたり、道路などをきれいにしてほしいです。

平戸には、昔、オランダなど外国との交流があって、オランダ商館などが建っていたそうです。でも、今は、小さなもけいしかないので、オランダ商館をきれいに建てなおして建物の中は資料館にして、そのころの建物を再現すれば、そこで働けるし、また観光客も増えるのでいいと思います。道路には、花などを植えたりしたら、きれいになると思います。

根獅子と人津久には、自まんの海水浴場があります。だから、もっと観光客が使いやすいように、ゆっくり休めるような休けい所や、かき氷屋などをもっと、きれいで使いやすいレストランのような店に作りかえれば観光客の人が、楽しくなるような場所にできると思います。

また、夏には、根獅子できれいな夕日が見れます。だから、夕日が見える高い所に、ホテルをつくれば、観光客はもっとゆっくりくつろげると思います。そして、平戸でとれる海産物などを使って、観光にきた人においしいものを食べてもらいたいです。

中津良には、ホテルが帰ってきたといっています。ホテルとふれ合えたり、どうしたらホテルがくるような自然をつくれるかなど、体験学習ができるように、きれいに整備をしたら、ホテルを見にくる人も増えるし、自分の町をきれいにしようという気持ちになると思います。

これからの平戸は、この豊かな自然はそのままに、観光客が足を運ぶような観光地を増やして、観光客が使いやすいようにしたら、お客さんも、もっと増えると思うし、ホテル、レストランなど、働ける場所をもっともっと増やしたら、平戸から外へ出ていなくてもよくなるので、平戸の町はもっともったにぎやかで楽しい町になると思います。



佳作 (中学生の部)

Hirado

「将来の平戸市」

平戸市立平戸中学校 1年
種岡 祐子

私はこの平戸という町が好きです。田舎だけど、とても明るくて何よりも自然が多く景色がきれいだからです。しかし、平戸は財政危機で限られたお金で平戸を発展させなければなりません。

今の平戸市は観光の町。観光施設、観光名所は平戸城、松浦史料博物館、うで湯・あし湯など。昨年十月に田平、生月、大島と合併し、島の館、たびら昆虫自然園などますます増えました。しかし、観光客の数は減少しています。

私が思った事が四つあります。私が観光客だったらどんな事を思うのかなと思って考えました。

一つ目は、修学旅行や旅行客を増やすこと。平戸は自然と景観がいいからそれを利用して、もっと漁師体験・農業体験、ツアーを増やせばいいと思います。

二つ目は平戸をもっとPRすること。平戸ひらめ祭りや平戸大橋ハーフマラソン&ウォークのCMは見た事あるけど、平戸を紹介するCMは多分見た事がない。自然・景観をメインに名所などを紹介したらいいと思う。また、家族向け用、お年寄りの方用など、いろんな方が、楽しくできる、くつろげる場所を集めたパンフレットを作るのもいいかと思います。

三つ目は、道路案内、観光案内、商店街のくわしい地図を作ること。道路案内、観光案内はあるけど、分かりにくいのか、よく道を聞かれます。特に「教会はどこにありますか」とよく聞かれます。もっと分かりやすくするため、あと何キロなどと表すといいと思います。商店街の地図は、特に飲食店の地図が必要だと思います。ここが有名・ここがおいしい・お土産はここ・名物を売っているなどを記さすればもっといいと思います。

四つ目は、トイレを整備し、増やすことです。平戸はトイレが少ないです。私がトイレに行きたくなった時に、トイレがなくてがまんするということが度々あります。トイレの数を増やし、きたなくならないように、そうじをする人をつければ、小さい子供がいる人にとってはとても助かるし、小中学生や平戸のみんなも便利だと思います。

私が思う将来の平戸は、自然を生かし、観光を発展させること。温泉施設がたくさんあって、温泉めぐりなどをして、みんなに平戸の温泉を楽しんでもらうこと。漁師体験など、日頃みんなが出来ないようなことができること。そして何より、人と活気であふれ、観光の町になること。そのためには、私たちが、ゴミを拾ったり、あいさつをしたり、道を教えてあげたりして協力することが大事なのかなと思いました。

お金があまりないけれど、限られたお金で平戸の観光を発展できたらいいなと思います。そして、「また平戸に来たい」と言ってもらいたいです。

平戸市総合計画にかかるアンケート結果（抜粋）

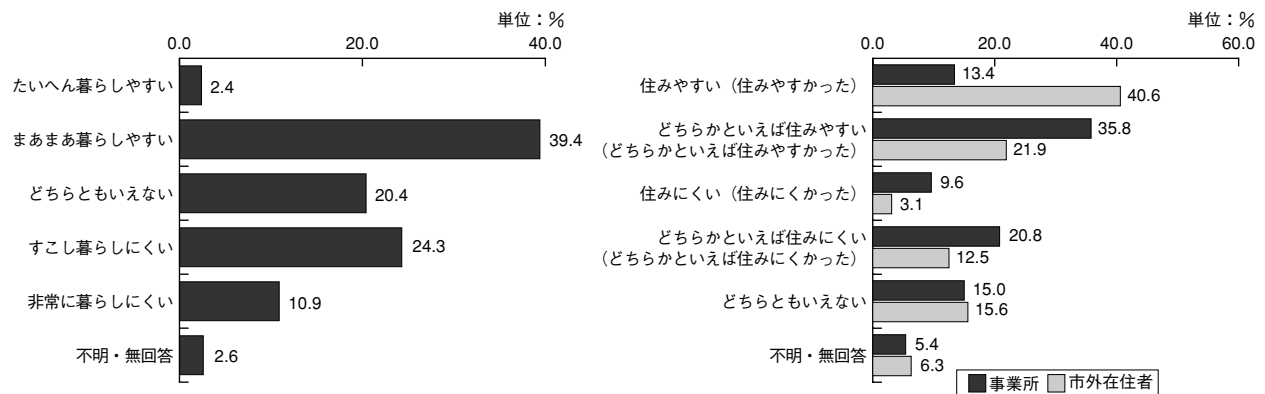
「平戸市総合計画にかかるアンケート（平成18年7月実施）」の結果について、抜粋して紹介します。

※アンケートのサンプル数は、市民819、事業所260、市外在住者32

◇ 平戸市の暮らしやすさ、住み心地について（1つ選択）

（暮らしやすさ）＜市民＞

（住み心地）＜事業所、市外在住者＞

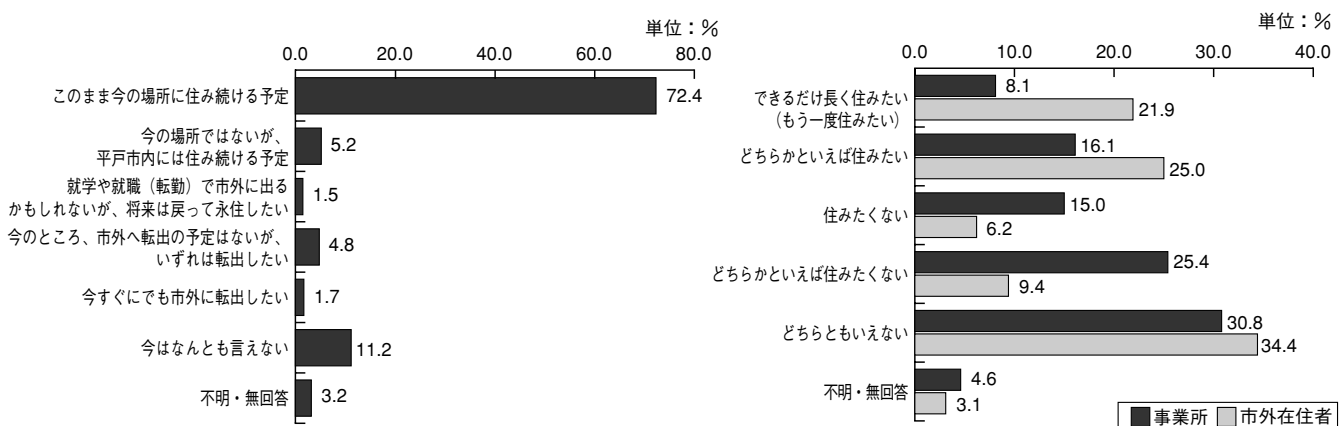


- 住みやすさを感じている理由は、「自然環境が良い」「安心さがある」「人が良い」などの回答があがっている。
- 住みにくさを感じている理由は、交通、医療、レジャーなどの生活基盤の面で「不便」なため。
- 自然環境の良さがある反面、都会的な利便性を求める声に適應できていないことがうかがえる。

◇ 今後の居住意向について（1つ選択）

＜市民＞

＜事業所、市外在住者＞

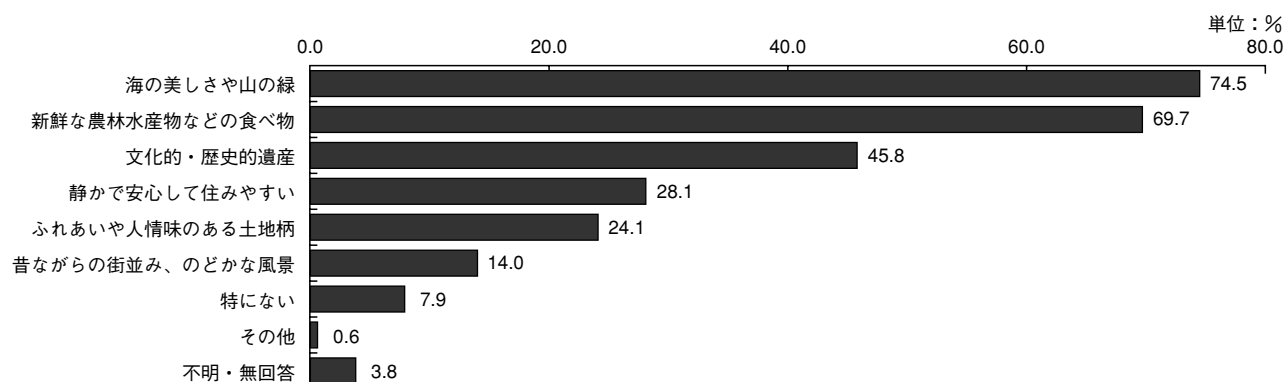


- 住みたい理由は、「自然」「空気がきれい」「静か」「人（仲間、人情）」「家がある」などがあがっている。
- 住みにくさを感じている理由は、交通、医療、レジャーなどの生活基盤の面で「不便」なため。
- どちらともいえない理由は、「良いところ（のどかさ）も悪いところ（不便さ）もあるため」などがあがっている。



◇ 平戸市の中で全国的に自慢できるもの（3つまで選択）

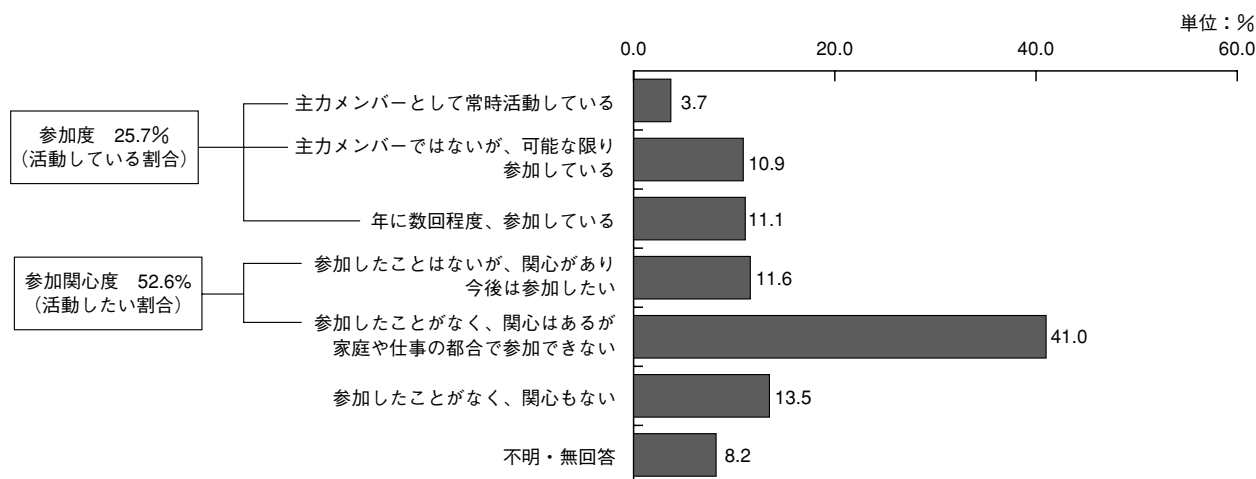
<市民>



○市の中で全国に自慢できるものを尋ねた設問では、「海の美しさや山の緑」「新鮮な農林水産物などの食べ物」「文化的・歴史的遺産」の3つの項目が特に高く、上位を占めている。

◇ まちづくり活動、地域貢献活動への参加（1つ選択）

<市民>



【参加したい分野 上位5位】

市	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
健康づくり	高齡者福祉	産業振興・観光振興	子育て支援	環境保全	
33.3%	31.5%	24.3%	23.8%	21.1%	

○市民の参加したい分野（ランク表）をみると、「健康づくり」や「高齡者福祉」への意識が高く、今後はこうした分野の活動において参加できる仕組みづくりを行い、特に、参加に関心を持っている人（参加関心度のある割合）を取り込んでいくことが、まちづくり参加の裾野を広げることにつながっていくものと考えられる。

“やらんば！平戸”
平戸市総合計画
「ひと（HITO）響きあう 宝島 平戸」

発行／平戸市

発行年月／平成20年3月

企画編集／平戸市企画課

〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3

TEL0950-22-4111

ホームページアドレス

<http://www.city.hirado.nagasaki.jp/>

制作・印刷／（株）ジャパンインターナショナル総合研究所



ひと(HITO)響きあう宝島平戸



“やらんば！平戸”

平戸市総合計画

〒859-5192

長崎県平戸市岩の上町1508番地3

TEL:0950-22-4111

<http://www.city.hirado.nagasaki.jp/>